

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

2014 年度  
**海事の国際的動向に関する調査研究**  
**=海洋汚染防止関係=**  
**事業報告書**

2015 年 3 月

公益社団法人 日本海難防止協会

## ま　え　が　き

この報告書は、当協会が日本財団の助成金を受け、2014年度に実施した「海事の国際的動向に関する調査研究＝海洋汚染防止関係＝」事業を取りまとめたものである。

なお、海洋環境保護委員会第66回会合については、2013年度の事業に含まれるものであるが、会合開催時期の関係から本年度事業報告書に掲載するものである。

2015年3月

公益社団法人　日本海難防止協会



# 目 次

## 緒 言

### I 調査研究の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 1. 実施の目的  | 1 |
| 2. 実施方法   | 2 |
| 3. 実施経過   | 5 |
| 4. 本事業の成果 | 6 |

### II. 調査研究の内容

|  |    |
|--|----|
| 第66回 MEPC（海洋環境保護委員会）報告書（MEPC 66/21 仮訳） | 7  |
| 第67回 MEPC（海洋環境保護委員会）報告書（MEPC 67/20 仮訳） | 74 |

### III. むすび

|     |     |
|-----|-----|
| むすび | 139 |
|-----|-----|

### IV. 参考

#### 国際海事機関（IMO）第66回海洋環境保護委員会（MEPC66）の開催結果

|                    |     |
|--------------------|-----|
| （出典：国土交通省 プレスリリース） | 141 |
|--------------------|-----|

#### 国際海事機関（IMO）第67回海洋環境保護委員会（MEPC67）の開催結果

|                    |     |
|--------------------|-----|
| （出典：国土交通省 プレスリリース） | 146 |
|--------------------|-----|



## 緒 言

IMO（国際海事機関）において、1990年代以来継続中であった「船舶バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約（バラスト水管理条例）」に関しては、2004年2月の外交会議において採択され、その後同条約に基づく14件のガイドラインの作成のための審議が海洋環境保護委員会(MEPC)とばら積み液体及びガス小委員会(BLG)にて継続された。2008年10月開催の第58回海洋環境保護委員会において、残る最後のガイドラインが採択され、全14件のガイドラインが出揃ったが、条約発効後の円滑な履行に向けて、船舶が同条約の要件を遵守していることを確認するための寄港国検査のバラスト水サンプル採取及び分析手法等の内容が不十分な項目について協議されている。

同条約の批准状況は2015年1月現在で批准国数43カ国、世界の合計商船船腹量32.54%と条約発効条件（30カ国以上で世界商船船腹量(G/T)の35%以上が批准書等を寄託した日から1年を経過した日から発効）の内、批准国数の条件を満たしている現状において、合計商船船腹量について条件達成間近の状況にある。我が国においては、2014年10月10日に条約へ加入しており、対応する国内法の大部分の規定については条約発効日から施行される事となるが、事前検査制度については2015年1月より既に施行されている状況にある。

また、IMOにおいては極海コードについての最終化、温室効果ガスの排出状況把握・将来予測、エネルギー効率設計指標、燃料油硫黄分規制、シップリサイクル等、海洋汚染防止に係る種々の審議がなされている状況にある。

本事業では、IMOを中心とする海洋汚染防止に係る国際的動向を的確に把握し、関係するこうした条約の国内法への導入及び行政の円滑な運用等に寄与するため、関係当局、関係民間団体及び学識経験者が一体となって問題点の検討を行い、情報の連絡を密にしてIMOの関係会議に対する国内意見の統一、調整及び対応の強化の一助とするなどの作業を学識経験者、専門家及び関係団体からなる委員会を設置して進めてきた。

本報告書は、2014年度における海洋汚染防止に関する国際的動向をとりまとめたものである。

本報告書の作成に当たり、ご協力をいただいた関係各位に厚く感謝の意を表するとともに、本書が海洋環境保全の一助としてお役に立てば幸いである。



# I 調査研究概要



## 1. 実施の目的

海洋環境保全問題は、海上交通の性格上、国内だけでは推進できるものではなく、国際協調が不可欠であることから、常に国際的動向に注目して、これらを斟酌し官民一体となって対応する必要がある。

現在、IMOにおいては、現行各規則の解釈と改正に加え、バラスト水管理、船体付着による侵入水生生物の移動の問題、船舶のリサイクル問題、船舶からの大気汚染の防止問題、船舶からのGHG排出の削減、OPRC条約OPRC-HNS議定書及び関連会議決議の実行、MARPOL条約及び関係コードの解釈及び改正、船舶の防汚塗料の使用による有害影響、特別海域及び特別敏感な海域の指定等、多彩かつ複雑な問題が議論されている。これら問題はいずれもその推移によっては、我が国産業界の活動及び政府の施策に大きく影響することとなる。

以上を踏まえ、日本の意見を海事国際社会に反映させる観点から、我が国として積極的にこれらの検討に参画する必要があるため、これら海洋汚染防止の関連事項を中心に各国の動向を調査し、国内関係者へ周知するとともに、当協会本部から派遣した調査員とロンドン事務所職員をIMO関連会議に参加させ、これらの会合における我が国の対応に寄与することを目的として実施した。

## 2. 実施方法

本事業の推進にあたっては、MEPC 等での審議議題に関し、国際会議前における詳細な国内検討を必要とする課題について、当該課題の関係者及び関係団体によって構成される専門委員会等において集中的な議論及び意見交換を行うこととした。委員会名簿は次項を参照のこと。

本年度は、バラスト水中の有害水生生物問題をはじめ、MEPC において検討される事項全般について検討課題とした。

## 委員会名簿

(順不同、敬称略)

(( )) 内氏名は前任者)

### 委員長

道田 豊 東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 教授

### 委 員

福代 康夫 東京大学 名誉教授  
三村 治夫 神戸大学海事科学研究科 教授  
山地 哲也 海上保安大学校 教授  
南 清和 東京海洋大学 教授  
保坂 均 一般社団法人 日本船主協会 常務理事  
(西岡 康弘)  
工藤 栄介 海洋政策研究財団 特別顧問  
大西 正則 日本内航海運組合総連合会 審議役  
入沢 真生 一般財団法人 日本海事協会材料艤装部 主管  
浦野 靖弘 一般財団法人 日本船舶技術研究協会 主任研究員  
桐明 公男 一般社団法人 日本造船工業会 常務理事  
山根 健次 独立行政法人 海上技術安全研究所 主任研究員

### 関係官庁

大沼 俊之 国土交通省総合政策局 海洋政策課長  
(村田 茂樹)  
日原 勝也 国土交通省海事局 外航課長  
大谷 雅実 国土交通省海事局 海洋・環境政策課長  
園田 敏彦 国土交通省海事局 檢査測度課長  
大坪 新一郎 国土交通省海事局 船舶産業課長  
津田 修一 国土交通省港湾局 海洋・環境課長  
石塚 智之 海上保安庁警備救難部 環境防災課長  
(森 宏之)  
寄高 博行 海上保安庁海洋情報部 環境調査課長  
大村 卓 環境省水・大気環境局 水環境課長  
(宮崎 正信)  
太田 慎吾 水産庁増殖推進部 漁場資源課長

オブザーバー

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 華山 伸一 | 海洋政策研究財団海技研究グループ 主任研究員   |
| 吉田 勝美 | 株式会社水圏科学コンサルタント 取締役事業本部長 |
| 大村 卓朗 | 株式会社水圏科学コンサルタント 主任研究員    |

#### ご尽力いただいた方々

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 城戸 恒介             | 一般社団法人 日本船主協会 海務部 副部長         |
| 上田 康弘<br>(北林 邦彦)  | 国土交通省総合政策局海洋政策課 海洋政策専門官       |
| 斎藤 宏彰             | 国土交通省総合政策局海洋政策課 海洋専門官         |
| 斎藤 英明             | 国土交通省海事局海洋・環境政策課 環境専門官        |
| 北林 邦彦             | 国土交通省海事局海洋・環境政策課 環境政策推進官      |
| 深石 晃<br>(佐藤 将登)   | 国土交通省海事局海洋・環境政策課 専門官          |
| 宮岡 俊輔             | 国土交通省海事局検査測度課 船級協会業務調整官       |
| 堀井 龍<br>(野間 智嗣)   | 国土交通省海事局安全基準課                 |
| 森 裕貴              | 国土交通省海事局船舶産業課 専門官             |
| 林 怜               | 国土交通省海事局船舶産業課 国際調整係           |
| 菊池 弘文<br>(酒井 貴司)  | 国土交通省港湾局海洋・環境課 港湾環境政策室 広域環境係長 |
| 辰巳屋 誠             | 海上保安庁警備救難部環境防災課国際海洋汚染対策官      |
| 宅見 和久             | 海上保安庁警備救難部環境防災課 専門官           |
| 横山 裕之             | 海上保安庁海洋情報部技術・国際課 主任技術・国際官     |
| 古田 明              | 海上保安庁海洋情報部 主任技術・国際官           |
| 森田 紗世<br>(多田 佐和子) | 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長補佐        |

#### 事務局

|                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| 小川 泰治            | 公益社団法人 日本海難防止協会 常務理事          |
| 西口 政文<br>(濱野 勇夫) | 公益社団法人 日本海難防止協会海洋汚染防止研究部 部長   |
| 水成 剛             | 公益社団法人 日本海難防止協会海洋汚染防止研究部主任研究員 |

### 3. 実施経過

2014年10月2日

第1回委員会を開催した。第66回海洋環境保護委員会(MEPC66)の報告及び第67回海洋環境保護委員会(MEPC67)における我が国の対処方針についての検討を行った。バラスト水関連の質疑及び意見並びに極海コード関連について質疑が交わされた。

2014年10月13日～10月17日

MEPC67に調査員として、中園ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び水成主任研究員を出席させ、政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

2015年1月15日

第2回委員会を開催した。第67回海洋環境保護委員会(MEPC67)の報告及び第2回環境小委員会(PPR2)における我が国の対処方針についての検討を行った。バラスト水条約の発効見通しに関する質疑及び日本国内法の動きに関する情報提供、バラスト水検査装置に関する質疑、極海コードに関する質疑並びに今後のMEPC/PPR関連分野に関する今後の課題に関する質疑が交わされた。

2015年1月19日～1月23日

PPR2に調査員として、中園ロンドン連絡事務所ロンドン研究室長及び水成主任研究員を出席させ政府代表を補佐するとともに、担当議題に関しあらかじめ指定された対処方針に従い、我が国意見の反映に努めた。また、会議全般の情勢を把握し、国際情報及び関係資料の収集を行った。

## 4. 本事業の成果

本事業は、海洋汚染防止条約等に関する国際海事機関（IMO）の動向を把握するとともに、関係当局及び関係団体等で構成する委員会を開催して、国際会議の審議事項の検討を行い、政府の対処方針について関係者の意見を聴取した。

また、国際会議（MEPC 等）に調査員を派遣して政府代表を補佐するとともに、国際会議の関係資料の収集、翻訳及び解析を行い、入手情報を、当局をはじめ、海運業界等に提供した。

さらに、関係資料のうち必要な事項については報告書に掲載し、海洋汚染防止のための参考資料として関係機関をはじめ関係団体等に広く配布し、海洋環境の保全に寄与した。

## II 調査研究の内容



## 海洋環境保護委員会第 66 回会合について

海洋環境保護委員会第 66 回会合では、活性物質を使用したバラスト水処理設備について、新たに 4 件の基本承認及び 2 件の最終承認が与えられた。

船舶からの窒素酸化物(NOx)排出削減の導入に関し、3 次規制の開始時期に係る検討が行われ、既に指定されている排出規制海域では 2016 年 1 月 1 日以後に建造される船舶から適用、将来設定される排出規制海域ではその設定日以降の指定する日以後に建造される船舶から適用、24m 以上の大型ヨットについては 2021 年まで適用猶予とする改正案が採択された。

船舶からの温室効果ガス削減対策について、MEPC65において燃費報告制度に関する提案がなされ、今次会合においては制度構築に係る具体的な議論が開始された。また、エネルギー効率設計指標(EEDI)について、EEDI 規制対象船種拡大の条約改正案が採択された。

極海コードについては、2014 年 10 月実施の MEPC67 での最終化に向け引き続き審議が実施されることとなった。

本次会合の報告書のうち、付録を除く本文を翻訳し、次項以降に示す。なお、本報告書の原文及び各議題に対する提案文書については、IMO の web サイト (<http://docs.imo.org/>) を参照のこと。

MEPC 66/21  
2014年4月25日

## 海洋環境保護委員会 第66回会合の報告

### 1 はじめに—議題の採択

1.1 海洋環境保護委員会の第 66 回会合は 2014 年 3 月 31 日～4 月 4 日に、アルセニオ・ドミニゲス (Arsenio Dominguez) 議長 (パナマ) の下、国際海事機関 (IMO) 本部で開催された。副委員会のナオミ・パーカー (Naomi Parker) 氏 (ニュージーランド) も列席した。

1.2 文書 MEPC 66/INF.1 に記載されているとおり、同会合には加盟国と準加盟国の代表団、国連プログラムの代表者、特別機関及びその他の機関の代表者、協力協定にある多国籍組織のオブザーバー、及び顧問契約のある非政府組織のオブザーバーが出席した。

1.3 同セッションは、評議会議長 Mr. J. G. Lantz (米国)、FAL 委員会議長 Mr. Y. Melenas (ロシア連邦)、PPR 小委員会議長 Mr. S. Oftedal (ノルウェー)、SDC 小委員会議長 Mrs. A. Jost (ドイツ) 及び SSE 小委員会議長 Mr. S. Ota (日本) も出席した。

#### 事務局長による開会の辞

1.4 事務局長は、参加者を歓迎し、開会の辞を述べた。全文は以下の IMO のウェブサイトからダウンロード可能である。

(<http://www.imo.org/MediaCentre/SecretaryGeneral/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings>)

#### 議長の発言

1.5 議長は、事務局長の開会の辞について謝意を表し、事務局長の助言と要請は、委員会の協議で必ず考慮されることを明確にした。

#### マレーシア航空 MH730 便

1.6 マレーシア、オーストラリア及び中国の代表団は、付録 20 に記載のとおり、マレーシア航空 MH730 便の事故とその後インド洋で行った捜索・回収活動に関する声明を述べた。議長は委員会を代表して、事故の犠牲者の家族ならびに友人に対し、哀悼の意を表した。

#### 議題の採択

1.7 委員会は、議題 (MEPC 66/1) を採択し、各日の進捗により調整されるという認識にたち、暫定的な予定表 (MEPC 66/1/1、付録 2 (改訂))に基づいて行動することに同意した。採択された議題は、各議題で検討される文書のリストとともに文書 MEPC 66/INF. 38 に記載されている。

1.8 議長がこれより本会議を英語で実施することを表明した後、スペイン代表団はその決定に対する懸念を表明し、アルゼンチン及びフランス代表団がこれを支持した。スペイン代表団の発言は付録 20 に記載されている。ロシア連邦代表団は、この決定は議長の個人的な判断であり、委員会はその決定を尊重すべきであるという見解を示した。

## 信任状

1.9 委員会は、会合に出席している各代表団の信任状が正式かつ適切であることを銘記した。

## 2 バラスト水中の有害水生生物

2.1 委員会は、2004 年船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約 (BWM 条約) の締約国は現在 38 カ国で、世界の商船船腹量の 30.38% を占めていることを銘記した。委員会は、条約を批准していない国に対し、可能な限り早く批准をするよう促した。

### 活性物質を利用したバラスト水管理システムの検討と承認

2.2 委員会は、GESAMP-バラスト水作業グループ (GESAMP-BWWG) の第 26 回会合が 2013 年 10 月 28 日～11 月 1 日に、第 27 回会合が同年 12 月 9 日～13 日に、Mr. J. Linders 議長の下 IMO 本部で実施されたことを銘記した。これらの 2 会合において、GESAMP-BWWG は、ドイツ、イタリア及び日本が提出した活性物質を利用したバラスト水管理システム (BWMS) の承認に関する計 6 件の提案を審査した。

### 基本的な承認

2.3 委員会は、GESAMP-BWWG 26 (MEPC 66/2/7) 報告書の付録 5～7 及び GESAMP-BWWG 27 (MEPC 66/2/10) 報告書の付録 4 に含まれる勧告を検討した上で、以下に対し基本承認を認めることに同意した。

- .1 MEPC 66/2/1 でイタリアから提案された ECOLCELL BTs バラスト水管理システム
- .2 MEPC 66/2/2 で日本から提案された ATPS-BLUE<sub>sys</sub> バラスト水管理システム
- .3 MEPC 66/2/3 で日本から提案された Ecomarine-EC のバラスト水管理システム
- .4 MEPC 66/2/4 で日本から提案された KURITA™ のバラスト水管理システム

2.4 委員会は、イタリア及び日本の主管庁に、システムの更なる開発段階で前述の GESAMP-BWWG 26 及び 27 (MEPC 66/2/7 付録 5～7 及び MEPC 66/2/10 付録 4) の報告書の勧告を全て考慮することを要請した。

### 最終承認

2.5 委員会は、GESAMP-BWWG 26 (MEPC 66/2/7) 報告書の付録 5～7 及び GESAMP-BWWG 27 (MEPC 66/2/10) 報告書の付録 4 に含まれる勧告を検討した上で、以下に対し最終承認を認めることに同意した。

- .1 MEPC 66/2 で日本から提案された PERACLEAN® Ocean を使用したバラスト水管理システム (SKY-SYSTEM®)
- .2 MEPC 66/2/6 でドイツから提案された PERACLEAN® Ocean を使用した Evonik バラスト水管理システム

2.6 委員会は、ドイツ及び日本の主管庁に、型式承認書の発行前に GESAMP-BWWG 26 及び 27 (MEPC 66/2/7 及び 第 1 訂正版の付録 4 並びに MEPC 66/2/10 付録 5) の報告書の勧告が全て完全に取り組まれていることを検証するよう要請した。

2.7 ドイツの代表団は、GESAMP-BWWG が PERACLEAN® Ocean を使用した Evonik バラスト水管理システムを審査した努力を賞賛するとともに、GESAMP-BWWG が下した全ての結論に同意し、型式認定書に文書 MEPC 66/2/10 付録 5 に記載される勧告及び制限を反映することを認めた。

### **GESAMP-BWWG の今後の会議**

2.8 委員会は、GESAMP-BWWG の次回の定期セッション（第 28 回会合）は 2014 年 5 月 5 日～9 日に予定されている事を銘記し、MEPC67 において承認を受けるための提案及び BWMS の非機密的な説明を、2014 年 4 月 11 日以前で可能な限り速やかに提出することを加盟国に要請した。

2.9 更に委員会は、審査とその後の MEPC67 による承認のために 4 件を超える提案が提出される可能性を GESAMP-BWWG が認識しており、可能な限り多くの提案を受け入れるために、会議を開催する上で必要となる条件が全て満たされた場合 2014 年 7 月に追加セッション（GESAMP-BWWG 29）を実施する可能性があることを銘記した。時間の制約により、第 28 回会合及び追加セッション（第 29 回会合）で審査されない承認のための提案は、MEPC 67 後に開催される直近のセッションで審査され、MEPC 68 に報告される（MEPC 66/2/10、GESAMP-BWWG 27 報告書のセクション 3）。

### **GESAMP-BWWG 会議から生じる他の問題**

2.10 委員会は、承認のための提案の評価の最適化に関する GESAMP-BWWG の勧告を考慮し、  
.1 評価時に申請者への質問を減らすために、基本承認及び最終承認を得るために今後提出する申請が、MEPC が承認した最新版の GESAMP-BWWG の情報収集及び運営メソドロジー（以下「メソドロジー」という。現在は BWM.2/Circ.13/Rev.1）（第 2.40.1 パラグラフも参照）の全ての規定を満たすよう、主管庁は完全性チェックを慎重に実施する責任を有することを再確認させた。

.2 MEPC 65/INF.14（事務局）及び改訂版メソドロジーの付録 6 に提示されるとおり、申請者がバラスト水の処理で最も一般的に関連する化学物質のデータベースにあるのとは異なるデータを使用したとしても、GESAMP-BWWG は評価に最も適すると考えるデータを使用することを銘記した。

.3 この点に関して、申請者が提示する科学的正当性に GESAMP-BWWG が同意できる場合、GESAMP-BWWG がデータベースのものとは異なるデータを受け入れる場合もあることを銘記した。

### **BWMS の評価及び承認に関連する組織的取り決め**

2.11 委員会は、MEPC 62 において年 1 回の再検討会議を実施するという提案を承認したことを見起した上で、GESAMP-BWWG の活動に関する第 5 回再検討ワークショップが 2013 年 9 月 4 日～6 日に、Mr. J.Linders 議長の下 IMO 本部で開催され、その成果が文書 MEPC 66/2/6 にまとめられたことを銘記した。

2.12 委員会は、第 5 回再検討ワークショップの成果と、関連する情報が MEPC 66/INF.22 にまとめられたことを銘記した上で、GESAMP-BWWG のデータベースは、申請者が BWMS の承認のための提案を作成する際に使用すべきことを推奨することに同意した。

2.13 MEPC 66/2/6 付録 2 に盛り込まれている改訂版メソドロジー案を検討した上で、委員会はバラスト水レビュー・ループに対し、メソドロジーの改定案を詳細に検討し、その検討結果を報告するよう指示した。

2.14 委員会は、メソドロジーの改訂版を適用する期日について、委員会はバラスト水レビューグループに対し、同事案を詳細に検討し、適切に委員会へ助言するよう指示した。

### **バラスト水処理技術の利用可能性の審査**

2.15 委員会は、以下の文書に提示される最新の型式承認された BWMS に関する情報を銘記した。

- .1 MMC バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.9/Rev.1 (ノルウェー)
- .2 BIO-SEA®バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.10 (フランス)
- .3 NiBallast™バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.12 (中国)
- .4 Seascape®バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.13 (中国)
- .5 HY™-BWMS バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.14 (中国)
- .6 BALWAT バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.15 (中国)
- .7 Cyeco™バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.16 (中国)
- .8 FineBallast MF バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.28 (日本)
- .9 JFE BallastAce バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 66/INF.30 (日本)

これにより、型式承認された BWMS の数は計 42 となる。

2.16 委員会は、中国、フランス、日本及びノルウェーの代表団が情報を提供したことに対する謝意を表し、バラスト水レビューグループに対し今後審査を行う際にこれら的情報を考慮するよう指示した。

2.17 委員会は、MEPC 66/INF.29 (韓国) にて提供された、第 5 回バラスト水管理に関するグローバル研究開発フォーラム・展示会の成果、特に、16 のバラスト水処理システムの試験機関の代表者により GLoBal TestNet の設立に関する覚書が締結された事に関する情報を銘記した。

### **BWM ガイドラインの修正及び解釈に関する検討及び採択**

2.18 委員会は、バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8) を修正する必要に応じて、MEPC 66/2/11 (ICS その他) を検討した。この文脈において、ICS のオブザーバーは、ガイドライン (G8) について表明された懸念及び BWM 条約の実施に関連する他の問題に関する前向きな合意方法を設定するために、MEPC 決議の策定を提案した。

2.19 多くのの代表団は、委員会がこれまでの会合で当該問題を既に協議しており、ガイドライン (G8) は条約の発効前に修正すべきではないことを決定し、MEPC 66/2/11 に記載される懸念は MEPC.228 (65) 及び BWM.2/Circ.43 で既に対処されていることを指摘した。これらの代表団は、MEPC 66/2/11 に記載される懸念を裏付けるには、型式承認された BWMS に関して実際に問題が起きているという証拠がほとんどないという考え方を示した。

2.20 その他の多くの代表団は、MEPC 66/2/11 に含まれる提案を支持する上で、ガイドライン（G8）の堅牢性に関する懸念を表し、改訂を求めた。

2.21 今後ガイドライン（G8）を改善する上で、事実に基づいたアプローチを提供するために、D-2 規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する研究を行う可能性について事務局が調査するよう提案がなされた。

2.22 委員会は協議後、ICS が提案する MEPC 決議の策定を支持しなかったが、D-2 規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する研究を行う可能性について調査するよう、事務局に要請することに同意した。この文脈において、委員会は、資金提供と施行様式を検討し、MEPC 67 において検討できるよう、当該調査の計画案と付託事項を提出するよう事務局に要請した。委員会はまた、関係加盟国及び国際組織に当該調査への資金提供を検討するよう要請した。

2.23 委員会は、上記を考慮した上で、文書 MEPC 66/2/11 の提案を詳細に考察し、適切な行動計画を提案するよう、バラスト水レビューグループに指示した。

### **BWM 条約の適用法の考察**

2.24 委員会は、特定水域での排他的運用の開始又は再開に関する BWM 回章案を含む、文書 MEPC 66/2/9（カナダ）を検討した。委員会は、バラスト水レビューグループに対し、同案が BWM 条約と完全に合致することを保証することについてのコメントを考慮して、同案を詳細に検討し、それに従って委員会に助言するよう指示した。

2.25 委員会は、MEPC 65（MEPC 65/2/20）に対するインドの提出物に関して提起された問題の解説を提示し、BWM 条約の B-3.7 規則にいう「他の方法」として港湾ベースの移動式バラスト水処理施設（BWTBoat）の承認申請が含まれている、BWTBoat に関する文書 MEPC 66/2/8 及び MEPC 66/INF.17（インド）を検討した。

2.26 BWTBoat のコンセプトは広く支持された一方、他の方法として考え得る状態について異なる見解も示された。さらに、一部の代表団は、責任問題について、及びバラスト水受入施設のためのガイドライン（G5）に説明される受入施設に相当する処理を同コンセプトが提供できることを保証する上で、さらに検討が必要であるという見解を示した。

2.27 結果として、委員会はバラスト水レビューグループに対し、MEPC 66/INF.17 を考慮しつつ文書 MEPC 66/2/8 の提案を詳細に検討し、適切な行動計画を提案するよう指示した。

2.28 委員会は、バラスト水管理ガイドライン指針文書及び承認済み BWMS に関する情報が IMO ウェブサイトで利用可能であるとする MEPC 66/INF.2（事務局）について銘記した。委員会は更に、MEPC 66/INF.2 が公開されたことを受けて情報は更新され、関連するガイドライン、指針文書並びに承認済み BWMS の一覧も、MEPC の各セッション終了後に必要に応じて更新されていることを銘記した。

2.29 BWM 条約の基準への遵守を評価するためのバラスト水サンプリング方法に関する MEPC 66/INF.27（ドイツ）について銘記した上で、委員会は加盟国及び国際組織に対し、関連する指針文書及びガイドラインを策定・改良する目的で、バラスト水のサンプリング、分析及び緊急時対応策に関する追加の情報と提案を、汚染防止・対応小委員会（PPR）に提出するよう要請した。

### **小委員会の成果及び BWM 条約に係る他の機関の作業**

2.30 委員会は、文書 MEPC 66/12/4（事務局）で報告されているとおり、BWM 条約の円滑な実施を助長し、促進するために、第 28 回総会において 2004 年船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約の実施に関する決議 A.1088 (28) を採択したことを想起した。

2.31 MEPC 66/11/4（事務局）で報告されるとおり、PPR 1 からの緊急審議事項について銘記した上で、委員会は、同文書のパラグラフ 2.7 に要請される行動、即ちエダクターを使用したストリッピング作業に関する BWM 回章案の最終化及び承認について検討した。PPR 1 の成果を MEPC 66 に文書提出する十分な時間が無かった事認識した上で、委員会は、同事項の検討を MEPC 67 まで留保することを決定した。

### バラスト水レビューグループの設立

2.32 委員会は、バラスト水レビューグループを設立し、プレナリーでのコメント及び決定を考慮した上で、以下の事項をレビューグループに指示した。

- .1 GESAMP-BWWG の情報収集及び運営メソドロジーの改訂案を詳細に検討し、同メソドロジーを BWM 回章として配布することを承認するよう委員会に助言すること
- .2 申請者が新しい規定を完全に実施できる時間を確保できるよう、メソドロジーの改訂版の適用期日について助言すること
- .3 バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8) を修正する必要に応じて、文書 MEPC 66/2/11 の提案を考察し、適切な行動計画を提案すること
- .4 MEPC 66/2/9 に記載されるとおり、特定水域での排他的運用の開始又は再開に関する BWM 回章案を検討し、それに従って委員会に助言すること
- .5 文書 MEPC 66/INF.17 を考慮した上で、港湾ベースの移動式バラスト水処理施設 (BWTBoat) に関する文書 MEPC 66/2/8 の提案を検討し、適切な行動計画を提案すること

### バラスト水レビューグループの報告

2.33 委員会は、バラスト水レビューグループの報告 (MEPC 66/WP.6) を考慮した上で、同報告を総じて承認し、以下のパラグラフに概説される措置を講じた。

2.34 ICS のオブザーバーは同グループの成果に失意を表明し、MEPC 66/2/11 で提起される懸念が、D-2 規則で説明されるバラスト水性能基準の実施に関して合意に達した調査で十分取り上げられていなかったと述べ、バハマ、ベリーズ、キリバチ、リベリア、ナイジェリア、ツバル及びバヌアツの代表団並びに IPTA、ITF、INTERTANKO、IMCA 及び IUMI のオブザーバーがこれを支持した。更に、同調査の時間枠が特定されていないことについても懸念を表した。声明の全文は付録 20 に記載されている。

2.35 BIMCO のオブザーバーもまた同調査に関する懸念を表明し、BWM 条約施行前に具体的な成果を達成する可能性は低いと述べ、ベリーズ及びリベリアの代表団並びに IUMI のオブザーバーがこれを支持した。声明の全文は付録 20 に記載されている。

2.36 WSC のオブザーバーも、同調査の結果を待つことなくガイドライン (G8) を修正する必要があることを強調し、バハマ及びリベリアの代表団並びに IUMI のオブザーバーがこれを支持した。声明の全文は付録 20 に記載されている。これに関連して、シンガポール代表団は、同調査は、他の観点を考察する前に、文書 MEPC 66/WP.6 のパラグラフ 11.1～11.6 に記載される項目にまず取り組むべきであると指摘した。

2.37 その他一部の代表団は、同調査を支持し、可能な限り速やかに BWM 条約を批准するよ

う加盟国を促した。多くの代表団は、すでにバラスト水管理システムを船舶に導入している主張的な船舶所有者は、ガイドラインのいかなる変更によっても罰則を適用されるべきではないと主張した。

2.38 カナダ代表団は、同調査を開始するために9万5,000カナダドルを出資することを委員会に通知した。委員会は、カナダ政府の支援に謝意を表した。

2.39 結果として、委員会は、MEPCにおけるさらなる検討のための調査の時間枠を含めた前述のコメントと、加盟国及び国際組織からの関連提出文書を検討するよう事務局に要請した。委員会はまた、同調査を計画立案する際に事務局が考慮することを求められる観点(MEPC 66/WP.6、パラグラフ11.5)には、現在型式承認を実施していない当局の見解も含めるべきであることに同意した。

2.40 レビューグループから要請された措置に関して、委員会は以下の措置を講じた。

- .1 MEPC 66/WP.6 の付録に記載されるとおり、GESAMP-BWWG の情報収集及び運営メソドロジーの改訂版として、既存の2012年4月26日付のBWM.2/Circ.13/Rev.1を改正し、BWM.2/Circ.13/Rev.2として配布することを承認した。
- .2 メソドロジーの改訂版は、MEPC 69以降の基本承認に対する全ての提出物及びそれに続く最終承認に対する提出物に適用されることに同意した。
- .3 条約D-2規則に説明されるバラスト水性能基準の実施に関する調査を立案する際に、前述のパラグラフ2.32~2.38のコメントを考慮し、MEPC 66/WP.6のパラグラフ11と12に記載される観点を含めることを事務局に要請した。
- .4 特定水域での排他的運用の開始又は再開に関するBWM.2/Circ.52を承認した。
- .5 MEPC 66/2/8でインドが提案するBWTBoatのコンセプトは、BWM条約B-3.7規則にいう「他の方法」としての承認を得る必要はないというレビューグループの見解を銘記した。
- .6 バラスト水を他のBWTBoatまたは受け入れ施設に排出する予定ではない船舶にBWTBoatからバラスト水を積載する場合の指針案をMEPC 67に提出することを要請した。
- .7 BWM条約D-5.1規則の規定に従って、MEPC 67でバラスト水レビューグループを再設立することを検討することに同意した。

### 3 シップリサイクル

3.1 一国(ノルウェー)のみが2009年の安全かつ環境上適正な船舶のリサイクルのための国際香港条約(香港条約)に加盟したことを銘記した委員会は、加盟各国に対して可能な限り早急に当該条約を批准するか、これに加盟するように要請した。

3.2 このことに関して、委員会は、フランスの代表団が声明を出し、同国が二ヶ月以内に香港条約を批准するつもりであると委員会に伝えたことを歓迎した。

3.3 委員会は、香港条約が採択されて以来、当該条約の規定条件に基づき求められる六つのガイドライン群が完成し、採択されたことで、当該条約の該当する要件が世界規模で一様に、か

つ効果的に履行及び施行されるようになり、さらに実際に効力を発するまでの暫定期間に技術基準を任意で履行する加盟国に支援が提供されることを想起した。

3.4 委員会はまた、MEPC 65によりシッカリサイクルの通信連絡グループが再設立されていたことを想起し、有害物質インベントリ（IHM）に示す材料に関する閾値と除外事項の策定に関する作業を進め、2011年の有害物質インベントリ作成ガイドライン（決議MEPC. 197(62)）（以下「インベントリガイドライン」という）についての修正事項を策定するよう指示した。

### **通信連絡グループの報告とそれに関するコメント**

3.5 会期間の通信連絡グループが行った協議の内容について報告する文書MEPC 66/3及びCorr.1、ならびにMEPC 66/INF.11を検討することで、委員会は、閾値の大部分が決定している一方、協議することが必要な未解決の問題点が数多く存在していることを指摘した。委員会は通信連絡グループの調整役として貢献した米国及び作業を進めた当該グループのメンバーに感謝した。

### **アスベストに関する閾値の策定、及び関連事項**

3.6 委員会は、通信連絡グループの報告についてコメントし、1%の閾値を適用し、これにより材料宣誓書とIHMへの記録を可能にする譲歩のための条項を伴う閾値の根拠として0.1%の譲歩的提案を支持し、アスベストに関する閾値は既存の船舶だけでなく、新しい船舶にも適用されるべきであると提案し、在庫に関するガイドラインの付録1の表A及びBにリストとして示す危険物に関する該当するすべての閾値がIHMと材料宣誓書の両方に記録されるべきであるとの提言を行う、文書MEPC 66/3/3（日本）について検討した。

3.7 委員会はまた、アスベストを含有する物質をIHMにリストとして示すための閾値を扱う文書MEPC 66/3/4（CSC）を検討した。

3.8 アスベストの閾値について、委員会は、MEPC 65による要求に従ってMSC 92によりこの事項について検討するように指示されたSDC 1（MEPC 66/11/2、パラグラフ13及び14）が、0.1%の譲歩的提案を閾値として、さらに国連（UN）提言「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」への言及を含む脚注を、1%の閾値を適用し、これにより物質申告書とIHMへの記録を可能にする譲歩のための条項を伴う閾値の根拠として承認していたことを銘記した。

3.9 数多くの代表団が日本による提案を支持した一方、SOLAS規定II-1/3-5に定められるよう新たに建設される船舶にアスベストを用いることが禁止されていることを考慮して、アスベストの閾値は既存の船舶のためのサンプリング、及びIHMでのアスベストのリスト表示のみに受け入れられるとの見解、及びその値は0.1%を超えるべきではないとの見解を示した代表団も存在した。

3.10 委員会は、アスベストの閾値を設定することに關した複雑な技術上の問題点を限られた時間内に解決することが不可能であったと銘記し、この問題をMEPC 67においてさらに検討することに同意した。

### **放射性物質に関する閾値の策定**

3.11 委員会は、MEPC 65が国際原子力機関（IAEA）に連絡して放射性物質の閾値に関して助言を求めるように事務局に求めていたことを想起した。これに関連し、委員会は、シッカリサイクル、及びこれに関連した作業の間に放射能源、放射性物質、及び/または放射能汚染を検出するための実際的な手順に関するIAEAの提案を示す文書MEPC 66/3/2（事務局）について検討した。

3.12 委員会は、IAEAの貢献に感謝し、その提案を快く受け入れ、事務局に対して将来開かれる委員会の会合にて係る問題点に容易に決着を付ける観点で、IAEAと連絡を取り合いながら放射性物質の閾値に関する指針を策定するように求めた。

### **除外事項とバルクリスティング**

3.13 時間的な制約のため、委員会はこの事項に関して話を前に進めることができず、MEPC 67においてより具体的に検討することに同意した。

### **シッカリサイクルに取り組む通信連絡グループの再設立**

3.14 上記の事項について検討した後、委員会は米国<sup>1</sup>の調整のもと、以下の付託事項と共にシッカリサイクルに取り組む通信連絡グループを再設立することに同意した。

- .1 有害物質インベントリの中にリストとして示す閾値、除外事項、及びバルクリスティングの策定を完成させ、2011年の有害物質インベントリ作成ガイドライン（決議 MEPC. 197(62)）の該当する修正事項を策定する。及び、
- .2 報告書をMEPC 67に提出する。

### **バーゼル条約加盟国会議の第11回会合に関する報告**

3.15 委員会は、決定BC 11/16の中で船舶の分解に関する問題についてILO、IMO、及びバーゼル条約の間で関連機関による協力を継続させることの重要性が指示されたことを委員会に伝え、バーゼル条約の事務局にIMOやILOをはじめとする諸機関と協力して持続可能なシッカリサイクルを実行するための施策の策定をさらに推し進めるように要求したバーゼル条約の加盟国会議の第11回会合で採択された環境に配慮した船舶の分解に関する決定BC 11/16の概要を示した文書MEPC 66/3/1（バーゼル条約のUNEP事務局）を銘記した。

### **リサイクル能力の計算**

3.16 委員会は、香港条約の発効条件を満たすためにリサイクル能力の計算について事務局

---

<sup>1</sup> 調整官：

クリス・ギルソン（Kris Gilson）氏、REM、CHMM  
環境局、MAR-410、Mail Drop #1  
米国連邦運輸省、米国海事管理局  
Southeast Federal Center、West Bldg.  
1200 New Jersey Ave SE、ワシントンDC 20590  
電話：+1 202.366.1939、ファックス：+1 202.366.5904、携帯電話：+1 202.492.0479  
メール：kristine.gilson@dot.gov

(MEPC 66/INF.3) が提供した情報を銘記した。

#### **4 大気汚染及びエネルギー効率**

4.1 委員会は、この議題について、すでに提出されている文書の他に、議題7に基づき提出された以下の5つの文書、すなわちMARPOL附属書VIにガスのみを燃料とするエンジンを含めることに関するMEPC 66/7/1（ノルウェー）、船上のガス化廃棄物発電システムの標準仕様に関するMEPC 66/7/4とMEPC 66/INF.32（カナダ）、及びIAPP証明書の補足2.2.1の説明に関するMEPC 66/7/5とMEPC 66/INF.35（マーシャル諸島と国際船級協会連合（IACS））、ならびにMEPC 66/11/4（事務局）に示すPPR 1から生じる該当する緊急事項について検討することに同意した。

##### **船舶を原因とする大気汚染**

###### **PPR 1 から生じる緊急事項**

4.2 委員会は、大気汚染の防止に関するPPR 1から生じる緊急事項が文書MEPC 66/11/4のパラグラフ2.8及び2.9において報告されていること、及びPPR 1がこの会合で採択するための2つのガイドライン群、すなわち文書PPR 1/16の附属書7と附属書8にそれぞれ示されたMARPOL附属書VIの規則13.7.1に基づいて要請される承認済み方法の認証を扱う組織に当局が提出する情報のガイドライン（2014年）、ならびに承認済み方法のプロセスのガイドライン（2014年）を完成させていたことを銘記した。

###### **MARPOL 附属書VI の規則13.7.1に基づいて要請される承認済み方法の認証を扱う機関に当局が提出する情報のガイドライン（2014年）**

4.3 検討した後、これらのガイドラインが組織に報告される新たに承認された方法にのみ適用されることに同意した委員会は、付録1に示されるMARPOL附属書VIの規則13.7.1に基づいて要請される承認済み方法の認証を扱う機関に当局が提出する情報のガイドライン（2014年）に関する決議MEPC.242（66）を採択した。

###### **承認済み方法のプロセスのガイドライン（2014年）**

4.4 検討した後、これらのガイドラインが組織に報告される新たに承認された方法にのみ適用されることに同意した委員会は、付録2に示される承認済み方法のプロセスのガイドライン（2014年）に関する決議MEPC.243（66）を採択した。

##### **船上焼却炉の標準仕様**

4.5 委員会は以下の事項を想起した。

.1 船上焼却炉の能力限界を1,500kWから4,000kWに拡大するべきとのDE 56での合意を銘記したMEPC 64が、船上焼却炉型式承認に関するMEPC.1/Circ.793を承認している。

- .2 船上焼却炉の標準仕様(決議 MEPC.76 (40))に含まれている定義に関する節、ならびに MARPOL 条約、SOLAS 条約、IEC 基準についての言及内容を更新することの必要性について同意した DE57 が、これらの定義と言及事項を更新するように事務局に要請している。
- .3 DE 57 の結果を銘記した MEPC 65 は、この会合に提出する該当する文書を作成することができるよう事務局に該当する情報を送るように代表団に要請している。

4.6 委員会は、該当する当事者と協力することで、事務局が文書MEPC 66/4/1（事務局）の付録に示されるように、船上焼却炉の標準仕様を審査し、標準仕様案（2014年）を策定していることを銘記した。

4.7 これに関して、委員会は、付録1のA1.7が「旅客船/クルーズ船」に限定されないように、標準仕様案（2014年）への修正事項を提案する文書MEPC 66/4/22（IACS）について検討した。

4.8 いくつかの代表団がIACSによる提案を支持した一方、A1.7をクルーズ船に限定し、その他の種類の船舶を含めるべきではないとの見解を示した代表団もあった。この結果、委員会はこの問題をさらに検討するよう作業グループに委ねた。委員会はまた、標準仕様案（2014年）の中で使用される定義がMARPOL附属書VIに示す定義との整合性を持つべきであることに同意し、作業グループに適宜それらを調整するように指示した。

4.9 協議の後、委員会は作業グループ（パラグラフ4.40を参照）に、文書MEPC 66/4/1の附属書に基づき、会合で採択する観点で、船上焼却炉の標準仕様案（2014年）、及び関連するMEPC 決議案を完成させるように指示した。

#### **MARPOL 附属書 VI の 14.8 により求められる燃料油の有用性に関する審査**

4.10 委員会は以下の事項を想起した。

- .1 MEPC 62 は、適合燃料の有用性を検証するために、メソドロジーの枠組み案を含んだ、MARPOL 附属書 VI に基づく燃料油の可用性の評価に関する通信連絡グループの報告を記載した文書 MEPC 62/4/5（米国）について検討している（MEPC 62/24、パラグラフ 4.44 から 4.49 まで）。
- .2 この事項について MEPC 63 では何ら提出物が受領されておらず、委員会は加盟国政府及び国際機関に MEPC 64 でさらに詳しく検討するため具体的な提案書を提出するよう要請している（MEPC 63/23、パラグラフ 4.46 から 4.48 まで）。
- .3 MEPC 64 は、この事項については将来の会合で再検討するべきであることに同意し、加盟国政府と国際機関にこの会合に提案書を提出するよう要請している（MEPC 64/23、パラグラフ 4.29 から 4.36 まで）。

4.11 委員会は、以下に示す文書を検討対象としている。

- .1 適合した燃料油の可用性に関する評価を信頼のできる方法で適時に実施することの重要性が高まっていることを強調し、通信連絡グループにより提案される燃料の可用性モデル（メソドロジーの枠組み案）（MEPC 62/4/5）を使用してこの審査を実施するべきであると提案している MEPC 66/4/8 (ICS)
- .2 組織が行う燃料油の可用性に関する審査の結果に關係なく、2020 年 1 月 1 日以降に欧州連合 (EU) の海域で運航する船舶に、機関による燃料油の可用性に関する審査結果に關係なく、硫黄含量 0.50% の基準を満たす燃料油を船上にて使用することを求めるなどを決定した欧州連合における最近の進展に関する情報を記載しており、さらに MEPC 66 が早期の審査に関する賛否について検討し、その範囲について協議を開始することをできるようにすることを提案している MEPC 66/4/18 (オランダ及び英國)
- .3 審査のための精製モデルの早期完了に関して懸念を示し、さらに通信連絡グループのために付託条項案を示している MEPC 66/4/24 (米国など)
- .4 審査では考えられる代替的な適合技術、ならびに IMO GHG 調査に関する次回の審査を考慮するべきであるとの見解を示す MEPC 66/4/28 (CSC)

4.12 燃料油の可用性に関する審査について行われたその後の協議の中で以下をはじめとするコメントが寄せられた。

- .1 燃料油の可用性を審査するためのメソドロジーを検討する通信連絡グループの設置は、一般的に支持されている。
- .2 審査を余りにも早急に開始すると、実際の市場データではなく、主にモデル化された供給及び（または）需要のデータを使用して決定が下される可能性がある。一方、審査を余りにも遅く開始すると、精製業界が適切に対応するために十分な時間が確保されない可能性がある。
- .3 委員会が審査の開始を決めたら遅延なく開始することができるよう、準備作業は可能な限り早く始めるべきである。
- .4 審査では、船舶による代替燃料の使用とエネルギー効率を含む、需要に影響を与える要因について検討するべきである。
- .5 公知となっている情報のみに基づいて、実際の需要と供給に関する調査が実施されるべきである。

4.13 IPIECA のオブザーバーは、2020 年の施行日に備えて十分な燃料が利用可能であるとの兆候がすでに存在しているとの示唆に関して懸念を示した。この発言の全文を附属書 20 に記載して

いる。

4.14 協議の後、委員会は作業グループに、燃料油の有用性について審査する通信連絡グループのために付託条項を検討して策定するように指示した。

### 燃料油の品質

4.15 委員会は以下の事項を想起した。

- .1 MEPC 61 が、改訂された船舶用燃料の仕様（ISO 8217:2010）を検討し、燃料油の特性、ならびに大気の成分、船舶の安全性、エンジン性能、及び乗組員の健康に関するパラメータの問題点を考慮した上で、該当する文書、ならびに提起されたコメントが BLG 15 によりさらに詳細に検討されるべきであることに同意している。
- .2 MEPC 62 が、BLG 15 がこれらの問題について詳細に検討し、検討を適切に行うにはさらに情報とデータが必要であると結論付けたことを銘記し、船舶が報告した燃料貯蔵庫の質に関する問題がもたらす影響について書かれた文書 MEPC 62/4/4（ノルウェーと INTERTANKO）を検討した。さらに、
- .3 MEPC 64 が、船上で使用されている燃料油のサンプリング手順に関連した大気汚染とエネルギー効率に関する作業グループが示した、この問題に関してさらなる検討を進めるためにさらなる提出を要請することが必要であるとの見解を銘記した（MEPC 64/23、パラグラフ 4.112.9）。

4.16 委員会は、以下の文書を検討の対象とした。

- .1 船舶に納入される前の燃料油について品質管理を命じるための適切な手段を策定することを提案し、燃料油の品質管理が適切に行われるようにするための措置を定める MEPC 66/4/16/Rev. 1（リベリアなど）、及び
- .2 供給チェーンを経由して供給される船舶用燃料油の品質が、乗組員の健康、船舶の安全性、及び環境保護のために極めて重要であるとの見解を示し、安全性、環境汚染、及び健康に影響を及ぼす燃料の品質を確保するためのプロセス、パラメータ、及び要素について規定する MEPC 66/4/26（IBIA、及び BIMCO）。

4.17 燃料油の品質に関して続けて行われた協議の中で、以下をはじめとするコメントが寄せられた。

- .1 燃料油の品質は船舶輸送の安全性に影響をもたらし、排出規制やエネルギー効率など、海洋の保護にとって重要な要素となっている。
- .2 地域の燃料油サプライヤを管理及び認可する責任を有する者を対象にした指針を策定するべきである。

- .3 精製用触媒微粒子など、船舶用エンジンで使用する燃料油の品質に関する必要条件に合わせて、ISO 規格 8217:2010 の審査及び修正について検討する必要がある可能性がある。
- .4 化学廃棄物の不法な混合について検討する必要はない。及び、
- .5 船舶への燃料油の供給及び納入、ならびに燃料油の品質確保は商業上の問題で、サプライヤと船舶の間の意見の対立は国内法により規制される契約上の問題であった。

4.18 協議の後、委員会は燃料油が船舶に納入される前に利用可能な品質管理のための手段を開発することに同意し、加盟国政府と国際機関に具体的な提案書をMEPC 67に提出するように要請した。

#### **ガス燃料のみが充填されるエンジンに関する MARPOL 附属書 VI の修正事項**

4.19 委員会は、MARPOL附属書VIの規定13の定めに準じるために、純粋なLNGなど、ガス燃料のみが充填されたエンジンが必要とされるべきであるという通信連絡グループの結果に同意することで、MEPC 65が加盟国政府と国際的な組織に、承認をする観点でこの会合で検討するためMARPOL附属書VIの修正案を提出するように要請していることを想起した（MEPC 65/22、パラグラフ4.60）。

4.20 これに関連して、委員会は、ガス燃料のみが充填されるエンジンを容易に必要条件に含めることができるよう目的でMARPOL附属書VIの修正事項を提案する文書MEPC 66/7/1（ノルウェー）を検討した。

4.21 協議の後、委員会は作業グループに、文書MEPC 66/7/1の附屬書に基づき、ガス燃料のみが充填されるエンジンに関するMARPOL附属書VIの修正案について検討し、その結果を委員会に報告するよう指示した。

#### **新たに台頭している廃棄物発電技術の利用**

4.22 委員会は、新たに台頭している廃棄物発電技術が船舶で発生する廃棄物をガスに変換し、そのガスが船上で燃料として用いられるという超低排出の熱工程を使用するという理解のもと、その技術の利用を可能にする規格をMARPOL附属書VIに付け加えることを提案する文書MEPC 66/7/4とMEPC 66/INF.32（カナダ）について検討した。

4.23 これに関連して、委員会は該当する加盟国政府が、海上安全委員会と海上環境保護委員会、ならびにそれらの補助機関の組織及び作業方法に関するガイドライン（委員会のガイドライン）（MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.2）に従って、将来行われる委員会の会合で検討すること目的に提供する該当する新しい成果に関する提案書を提出するように要請し、MEPC 67への新しい成果の要求書を提出するというカナダの意思を銘記した。

## IAPP 証明書の付録 2.2.1 の完了に関する指針

4.24 委員会は、エンジンに該当するティアを判断するために使用する「日付」への一般的なアプローチを示し、IAPP証明書の付録2.2.1の完了に関する指針を提案する文書MEPC 66/7/5及びMEPC 66/INF.35（マーシャル諸島とIACS）を検討した。

4.25 委員会は、提案されたIAPPの修正事項によりMARPOL附属書VIの規定13.7.3への修正が間接的に必要になると銘記した。

4.26 協議の後、委員会は文書MEPC 66/7/5及びMEPC 66/INF.35を作業グループに委ね、MARPOL附属書VIの規定13.7.3及びIAPP証明書の付録2.2.1への修正案、ならびに関連する指針案を検討して策定するように指示した。

## 船舶の整備に使用するオゾン層破壊物質の処理

4.27 委員会は、委員会による審議（deliberation）を円滑に行えるようにこの会合で検討する目的で、事務局がオゾン事務局と連携を継続し、モントリオール議定書の作業について最新情報を提供するようにMEPC 65が要求していたことを想起した（MEPC 65/22、パラグラフ4.72）。

4.28 委員会は、文書MEPC 66/4/2（事務局）の中で報告されているように、2013年6月に第33回オープンエンド作業グループが「船上で使用される規制物質」について検討したこと、船上の既存の、及び新しい装置に使用する冷媒という選択肢の審査の内容が、2014年4月の完了を目標に技術・経済評価パネルにより更新されていたこと、及び2013年10月に開催されたモントリオール議定書締約国第25回会合において船舶が使用するオゾン層破壊物質の処理について検討されなかったことを銘記し、オゾン事務局との連携を継続し、MEPC 68で検討することを念頭にモントリオール議定書の作業について最新情報を提供するように事務局に要求した。

## 2013 年の硫黄モニタリング

4.29 委員会は、MARPOL附属書VIの規定14.2、ならびに船舶で使用するために供給される燃料油の世界的な平均硫黄含量のモニタリングに関するガイドライン（2010年）（決議MEPC.192(61)）に従い、硫黄に関するモニタリング結果が毎年開催される委員会の次の会合にて提出されるべきであることを想起した。

4.30 これに連絡して、委員会は、2013年の燃料油の硫黄含量に関するデータがこの会合のための文書提出期限までに提出されなかつたため、この会合の後に事務局が硫黄モニタリング報告書をMEPC 67に提出し、可能な限り早急にIMODOCS上で公開されることを銘記した。

## 液化天然ガス（LNG）を燃料として使用することに関する調査

4.31 以下の文書、すなわち

- .1 「ポート・オブ・スペインのフェリーターミナルからトリニダード・トバゴまで運航する高速旅客船のための燃料として使用する液化天然ガス（LNG）に關

する予備研究」に関して報告する MEPC 66/INF.8 (事務局)、及び

- .2 「北米排出規制領域における外航海運のために液化天然ガス (LNG) を燃料として使用することの実現可能性調査」に関して報告する MEPC 66/INF.18 (事務局)

を銘記した委員会は、調査を実施するための資金を寄付したノルウェーとカナダの両政府に感謝の意を述べた。

#### **排出ガスのクリーニングシステムに関するガイドライン（2009年）**

4.32 排出ガスのクリーニングシステムに関するガイドライン(2009年)(決議MEPC.184(59))の中に説明されるように、洗浄水排出pHとの関連で、試験所が測定したpH回復を理論上のpH回復の数学的モデルに関係付けることに関する情報示す文書MEPC 66/INF.31 (IMarEST) を銘記した委員会は、当該文書を修正済みMARPOL附属書VIとNOx技術規約を結果とする該当する非義務的要件の審査に関する議題のもとさらに検討する目的でPPR 2に送ることに同意した。

#### **船舶のエネルギー効率**

4.33 委員会は、新たに建造された船舶を対象にEEDIを必須とし、すべての船舶（新たに建造された、及び既存の）を対象にSEEMPを必須として、2013年1月1日に発効した船舶のエネルギー効率に関する規定を定める第4章を新たに組み込んだMARPOL附属書VIへの修正を銘記した。

4.34 委員会は、慎重に検討することなく、パラグラフ4.40.5から4.40.9に記載するように検討を行い、措置を講じる目的で以下の文書を作業グループ（パラグラフ4.40を参照）へ送ることに同意した。

- .1 文書 MEPC 66/4 (MEPC 65 の作業グループ議長)

#### **新たに建造した船舶について達成された EEDI の計算方法に関するガイドライン**

- .2 設計段階で知られている船舶の設計基準を考慮して、二元燃料エンジンを搭載した船舶に関する EEDI の計算を明確化するために修正事項を提案している文書 MEPC 66/4/5 (ドイツ)、及び二元燃料エンジンのために  $C_F$  係数を使用することに関するコメントを示し、一台の二元燃料船舶で、達成された複数の EEDI 値を保持することが許されるべきとの提案を示している文書 MEPC 66/4/23 (デンマーク)。
- .3 文書 MEPC 66/4 に関するコメントを示し、旅客船は EEDI 計算ガイドラインにより完全には扱われていないとの理由で、MARPOL 附属書 VI の規定 2.32 に定義されるように従来的な推進機構を持つ旅客船のみのために達成された EEDI 値を計算することを差し控えるように提案している文書 MEPC 66/4/20 (ドイツと CESA)。

- .4 液化天然ガス（LNG）運搬船を含めるとした新たに建造された船舶について達成されたEEDIの計算方法に関するガイドライン（2012年）への修正案を提案する文書 MEPC 66/4/7 及び MEPC 66/INF.36（日本）。これに関して、委員会は、メタン（CH<sub>4</sub>）が CO<sub>2</sub> と比較して地球温暖化に寄与する可能性が 20 倍も大きいことから、燃料として使用される場合にガスの不完全燃焼により生じるエンジンのメタンスリップを液化天然ガス（LNG）運搬船に関する達成された EEDI の計算に含めるべきとのバヌアツ共和国の代表団による介入を銘記した。当該代表団は、メタンスリップを含めることで、ボイルオフガス（BOG）の「再液化」に関連したエネルギー効率上の「ペナルティ」と、船舶に燃料を供給するために積荷を消費する「利点」のバランスを取ることができると指摘した。
- .5 アイスクラス船の指数  $f_j$  の補正係数の表に冷凍貨物運搬船の項目を新たに追加することを目的とした、EEDI 計算ガイドライン（2012年）への修正事項を提案し、それらの解析方法を規定する文書 MEPC 66/4/12（日本）、及び整合性を確保することを目的とした RO-RO 式旅客船、RO-RO 式貨物船、及び一般的な貨物船のための補正係数  $f_j$  に関するガイドラインへの修正案を提案する文書 MEPC 66/4/27（INTERFERRY 及び CESA）。
- .6 IMO が策定した 6 つのガイドライン群に存在するいくつかの不整合性を特定し、これらのガイドラインに記載する定義について誤解が発生するのを防ぐ目的で比較表を示している文書 MEPC 66/INF.34（日本、及びスペイン）

#### **EEDI の調査と認定に関するガイドライン**

- .7 二元燃料エンジンを搭載した船舶のための EEDI の調査と認定に関するガイドラインへの修正事項を提案する文書 MEPC 66/4/5（ドイツ）
- .8 これらのガイドラインへの修正事項の対象に液化天然ガス（LNG）運搬船を含めることを提案している MEPC 66/4/7（日本）

#### **係数 $f_w$ の計算に関するガイドライン**

- .9 ある計算方法とその実証方法を組み込む目的で暫定ガイドラインに対する修正案を提案する文書 MEPC 66/4/15（中国と日本）

#### **速力試験とモデル試験**

- .10 基準の調和を図る作業の進展について報告し、ISO と ITTC が連携して努力を払ったことにより国際基準案（DIS）15016 が策定されたこと、及び投票が 2014 年 4 月 8 日に締め切られるため、MEPC 66 の直後に DIS の投票結果が得られるべきことを銘記する文書 MEPC 66/4/4 及び MEPC 66/INF.7（ISO 及び ITTC）

#### **劣悪な条件における船舶の操縦性を維持するための最小推進力を判断するための暫定**

## ガイドライン

- .11 調査結果に基づき EEDI の必要条件のフェーズ 1 に関する最小推進力に関する必要条件の適用から 20,000 DWT 未満の船舶を除外することを提案する文書 MEPC 66/4/10 及び MEPC 66/INF.25 (オランダ)、及び

### **MARPOL 附属書 VI (MEPC.1/回章 795) の規定 2.24 に関する統一解釈**

- .12 割り当てられた乾舷の減少、及び割り当てられた乾舷の一時的な増加は共に「大規模な改装」として解釈されるべきではないと提案する文書 MEPC 66/4/11 (韓国)。

### **MARPOL 附属書 VI の規定 21.6 に基づき必要とされる審査**

4.35 委員会は以下の事項を想起した。

- .1 MEPC 65 が、MARPOL 附属書 VI の規定 21.6 の中に詳細が説明されるように、EEDI の規定の履行に関する審査を支援する目的で EEDI のデータベースの開発を提案する文書 MEPC 65/4/31 (IACS) について検討していたこと (MEPC 65/22、パラグラフ 4.122)
- .2 MEPC 65において、複数の代表団が原則としてデータベースの構築を支持したが、知的財産権と商業上の機密情報の保護に関して懸念を表明した一方、その他の代表団が、情報の機密性の観点からデータベースは商業的事業体により構築されるべきではなく、またデータベースが事務局の管理のもと構築されても、組織が事務局の費用の削減方法を検討する中で管理上の負担が増えて追加的なコストが発生するとの見解を示した (MEPC 65/22、パラグラフ 4.123)。さらに
- .3 MEPC 65 は、EEDI のフェーズ 1 及び 2 において組織が審査を実施する義務を銘記する際に、この会合でこの件に関する協議を続けることに同意し、関与する代表団に該当する文書を提出するように要請した (MEPC 65/22、パラグラフ 4.125)。

4.36 委員会は、以下の文書を検討の対象とした。

- .1 MARPOL 附属書 VI の規定 21.6 に基づき求められる技術開発に関する将来の審査を支援するために、EEDI データベースを構築することを提案し、データベースがどのようなものになり、そうした情報がどのように解釈されるのかを仮説に基づき規定する MEPC 66/4/13 (リベリア共和国など)、及び
- .2 新たに建造された船舶の設計性能が EEDI の必要条件に合致しているか評価する目的で、EEDI データベースへの参加を EEDI 規定の適用対象となるすべての船舶に必須とするべきである、及びデータの透明性に関する最低限の水準が確

保されるべきであるとの見解を示した MEPC 66/4/29 (CSC)。

4.37 その後で行われたEEDIデータベースの構築に関する協議の中で出されたコメントには、以下のようなものがあった。

- .1 データベースは、知的財産権が保護され、商業上の機密情報が考慮される場合のみ、機密情報として事務局に供給されたデータにて構築されるべきである。
- .2 目的は技術的な発展状況を審査することであり、この結果、個々の船舶を識別する必要がない。
- .3 データの重複を避ける目的で事務局が利用できるように、船舶識別番号をデータセットに含めるべきである。
- .4 EEDI の適切な履行が約束され、基準に対する違反行為を検出できるように透明性を確保することが重要であり、これはその他の交通手段において規範となっている。その一方で、個々の船舶の匿名性を確保する最低限の水準の透明性を主張した代表団もあった。さらに
- .5 船舶の基準速度は、国際エネルギー効率証明書に含まれるパラメータとはなっておらず、船舶の技術ファイルからそれを検索することが必要となる場合、管理上の負担が増えることになる。

4.38 協議の後、データは審査グループのみにより使用されるため管理上の負担は最小限に抑えられると独自の視点から説明した事務局による介入を銘記した委員会は、EEDIデータベースの構築に同意し、作業グループに、MARPOL附属書VIの規定21.6に基づき求められる審査を支援するために必要な最小限のデータについて検討し、それに応じて委員会に助言を与えるように指示した。

### **エネルギー効率を考慮した船舶の運航に関する IMO モデルコース**

4.39 MEPC 65が指示するように (MEPC 65/22、パラグラフ4.128) 、委員会は、エネルギー効率を考慮した船舶の運航に関するIMOモデルコース (参照番号ET405E) を発行した。

### **大気汚染とエネルギー効率に関する作業グループの設立**

4.40 委員会は、K.ヨシダ氏 (日本) を議長とする大気汚染とエネルギー効率に関する作業グループを設立し、該当する文書、及びプレナリーで寄せられたコメント及び下された決定を考慮して、当該作業グループに以下を指示した。

- .1 この会合で採択をする観点で、文書 MEPC 66/4/1 の付録に基づく船上焼却炉に関する標準仕様案 (2014 年) を完成させる。
- .2 文書 MEPC 66/4/24 の付録に基づき、燃料油の可用性に関して審査を行う通信

連絡グループに向けて付託条項案を作成する。

- .3 文書 MEPC 66/7/1 の付録に基づきガス燃料のみが充填されるエンジンに関する MARPOL 附属書 VI の修正案について検討し、それに応じて委員会に助言を与える。
- .4 MARPOL 附属書 VI の規定 13.7.3、及び IAPP 証明書の付録 2.2.1 の修正案について検討してこれを作成し、文書 MEPC 66/7/5 及び MEPC 66/INF.35 の付録にそれぞれ基づいて関連する指針案について検討する。
- .5 この会合で採択する観点で、文書 MEPC 65/WP.10 の付録 2 に基づいて新たに建造した船舶について達成されたエネルギー効率設計指數 (EEDI) の計算方法に関するガイドライン (2014 年) 案をさらに発展させて完成させる。
- .6 MEPC.1/Circ.816 に基づき、エネルギー効率設計指數 (EEDI) の調査と認定に関するガイドライン (2012 年) の修正案を審査の上、可能であれば作成する。
- .7 MEPC 66/4/10 に基づき、劣悪な条件における船舶の操縦性を維持するための最小推進力を判断するための暫定ガイドライン (決議 MEPC.232(65)) の修正案を審査し、可能であれば作成する。
- .8 試験的に使用する代表的な海洋条件で船舶の速度を低下させるための係数  $f_w$  の計算に関する暫定ガイドライン (MEPC.1/Circ.796) について提案された修正案について検討する。
- .9 文書 MEPC 66/4/11 に基づき、附屬書 VI (MEPC.1/Circ.795) の規定 2.24 の統一解釈への修正案を審査し、可能であれば作成する。及び
- .10 文書 MEPC 66/4/13 に基づき、MARPOL 附属書 VI の規定 21.6 のもと求められる審査を支援するために必要な最小限のデータについて検討し、これを推奨する。

## 作業グループの報告

4.41 作業グループの報告書 (MEPC 66/WP.7) について検討した委員会は、それを総合的に承認し、以下のパラグラフに示すように措置を講じた。

### 船上焼却炉の標準仕様 (2014 年)

4.42 委員会は、付録3に示すように、**船上焼却炉の標準仕様 (2014 年)** に関する決議 MEPC.244(66)を採択した。

4.43 これに関連し、委員会は文書MEPC 66/WP.7の付録2の中に示すように、標準仕様 (2014 年) に関するMARPOL附属書VIの規定16.3と16.6.1の脚注に対する間接的な修正事項を承認し、

事務局にMARPOL条約の次の統合版を作成するときに必要な措置を講じるように要求した。

### MARPOL 附属書 VIに基づく燃料油の可用性の評価に取り組む通信連絡グループ

4.44 委員会は、米国の調整のもと、MARPOL附属書VIの規定14.8に基づき求められる燃料油の有用性の評価に取り組む通信連絡グループを再設立することに同意し<sup>2</sup>、文書MEPC 62/4/5の附属書に基づき、特に以下の事項に対応することで、MARPOL附属書VIの規定14.1.3に示す燃料油に関する基準に準拠するため当該グループに燃料油の有用性を判断するためのメソドロジーを策定するように指示した。

- .1 MARPOL 附属書 VI の最新の修正事項、及び提案または採択することが可能な新しい排出規制エリア（ECA）を考慮して、メソドロジー案に関する以前の協議を通して特定された供給/需要モデルを使用する方法
- .2 燃料油の需要と供給の変化を追跡する方法、及び関与させる必要がある施設またはリソース、長期的な予測の精度を向上させるための方法について検討すべきである。
- .3 以下を考慮し、グローバルな水準で、ならびに精製モデリング・ツールにおいて定義される地域について、MARPOL 附属書 VI の規定 14.1.3 に指定される船舶用燃料油に加わる変化を予測する方法
  - .1 新しい ECA の追加
  - .2 予測される経済活動またはその他の影響の結果として生じる、世界における燃料油の供給と需要の変化
  - .3 液化天然ガス（LNG）やバイオ燃料など、代替燃料の使用がもたらす影響、及び
  - .4 代替的な遵守方法の使用することでもたらされる影響（減少技術）
- .4 精製供給モデル化のために信頼性のあるデータを提供することを目的とした、公的に利用可能な情報に基づく実際の、及び計画済みの精製供給能力の早期における審査
- .5 MARPOL 附属書 VI の規定 14 に基づいて必要とされる早期審査のための予定表と賛否を含む、適切な付託条項

<sup>2</sup>

調整官：

ウェイン M.ランディー氏  
海洋安全、セキュリティ、及び管理  
システム工学部門、米国沿岸警備隊  
電話： +1 202 372-1379  
メール： Wayne.M.Lundy@uscg.mil

- .6 解析を実施するために必要なリソース
- .7 世界的な規模で定められているビジネス情報の交換に関する競争規定の意味合い、ならびにそれらの規定の遵守を徹底させるための方法
- .8 2015 年の MEPC 68 で委員会が付託条項を採択する観点で、MEPC 67 に進捗に関する報告書を提出すること。

### **ガス燃料のみが供給されるエンジン**

4.45 委員会は、付録4に示されるように、ガス燃料のみが供給されるエンジンに関するMARPOL附属書VIの修正案を承認し、MEPC 67で採択する観点でMARPOL第16条に従ってそれらを回章するように事務局長に求め、該当する加盟国政府と国際組織に間接的な修正事項を含むNOx技術規約への関連する修正案についての提案書をMEPC 67が検討の上、承認する観点で提出するように要請した。

### **MARPOL 附属書 VI の規定 13.7.3、及び IAPP 証明書の付録 2.2.1**

4.46 委員会は、付録4に示すように、MARPOL附属書VIの規定13.7.3、及びIAPP証明書の付録2.2.1への修正案を承認し、MEPC 67で採択する観点でMARPOL第16条に従ってそれらを回章するように事務局長に求めた。

4.47 これに関連し、委員会は原則として、文書MEPC 66/INF.35の付録に示されるように、IAPP証明書への修正事項に関する指針案にも同意し、MEPC 67で承認する観点で該当する回章案を作成するように事務局に指示した。

### **EEDI の支援実施に関するガイドライン**

4.48 委員会は、付録5に示すように、新たに建造した船舶について達成されたエネルギー効率設計指數 (EEDI) の計算方法に関するガイドライン (2014年) に関する決議MEPC.245(66)を採択した。

4.49 委員会は、MEPC 67で完成させ、採択する観点で、文書MEPC 66/WP.7の付録7に示すように、修正されたエネルギー効率設計指數 (EEDI) の調査と認定に関するガイドライン (2012年) (決議MEPC.213(63)) の修正事項をグループが作成したことを銘記した。

4.50 委員会は、以下に示すように、劣悪な条件における船舶の操縦性を維持するための最小推進力を判断するための暫定ガイドライン (決議MEPC.232(65)) に関するグループの見解を承認した。

- .1 これらの暫定ガイドラインは 20,000 DWT (重量トン) 未満の船舶には適用されず、これらの暫定ガイドラインへの修正事項は必要とはされなかった。さらに

.2 MARPOL 附属書 VI の規定 21.5 は、規定 20 が適用される船舶に適用されることを銘記し、規定 21.5 に基づくフェーズ 2 及び 3 に関するガイドラインを策定することが必要で、将来行われる委員会の会合でこの問題に関して徹底的に検討することが必要である。

4.51 委員会は、内容がより高度なガイドラインが策定されると見込まれるMEPC 67に提出することになる試験的に使用する代表的な海洋条件で船舶の速度を低下させるための係数 $f_w$ の計算に関する暫定ガイドライン (MEPC.1/Circ. 796) に関するさらなる情報を要請した。

#### **MARPOL 附属書 VI に関する統合された解釈への修正事項 (MEPC.1/回章 795)**

4.52 委員会は、付録6に示すように、MARPOL附属書VI (MEPC.1/Circ.795) の統合された解釈の中に含まれる、MARPOL附属書VI の規定 2.24 の解釈への修正事項を承認し、MEPC.1/Circ.795/Rev.1として発布するためにすべての修正事項をまとめ、解釈を統合して一体化した文面を発行するように事務局に求めた。

#### **MARPOL 附属書 VI の規定 21.6 に基づき求められる審査**

4.53 EEDIデータベースの構築に関して (パラグラフ4.38を参照) 、委員会はMARPOL附属書VIの規定21.6に基づき求められる審査を支援するために必要な以下の最小限のデータに同意し、審査を支援するため状況に合わせて臨時的にこれらのデータを事務局に提出するようにIACSに要請した。

- .1 船舶のタイプ
- .2 船舶の容量 (適宜、GT/DWT (総トン数/重量トン))
- .3 竣工年
- .4 該当フェーズ
- .5 必要とされる EEDI
- .6 達成された EEDI、及び
- .7 革新的なエネルギー効率技術の利用 (EEDI 方程式の分子の 4 番目と 5 番目の項が採用されるか否かについて、チェックを入れるための四角の表示)

#### **技術協力と技術移転**

#### **決議 MEPC.229(65)の履行**

4.54 委員会は、MEPC 62により採択されたMARPOL附属書VIの修正事項(決議MEPC.203(62))

に、船舶のエネルギー効率の向上に関する技術協力と技術移転の推進に関する規定23が含まれていたこと、及びMEPC 62が能力構築、技術支援、及び技術移転に関する関連のMEPC決議を策定することに同意したことを想起した。

4.55 委員会はまた、MEPC 65が船舶のエネルギー効率の向上に関する技術協力と技術移転の推進に関する決議MEPC.229(65)を採択したこと、及びこの決議を通して、決議の有効なパラグラフ3に示されるように、すべてのステークホルダーを参加させることで委員会の監督下にある船舶の技術移転を容易にすることに取り組む専門家による臨時作業グループ（AHEWG-TT）を設置することを決断したことを想起した。

4.56 委員会は、以下の三つの文書を検討の対象にした。

- .1 運用可能にする必要がある決議の要素を含む、決議 MEPC.229(65)の履行に関する提案を示す MEPC 66/4/17（アンゴラ共和国など）
- .2 文書 MEPC 66/4/17 に関するコメントを示す MEPC 66/4/31（ベルギーなど）
- .3 MARPOL 附属書 VI、特にその第 4 章の履行に関する事務局が実行した技術協力活動について委員会に情報を提供する MEPC 66/INF.24（事務局）

4.57 決議MEPC.229(65)の履行に関して後で行われた協議の中で、以下をはじめとするコメントが出された。

- .1 見解の示した代表団は、決議の履行に対する支援を確約し、MARPOL 附属書 VI の履行を背景にその重要性を強調した。
- .2 特に 2013 年 1 月 1 日に附属書 VI の修正事項が効力を発したことに鑑みて、委員会のこの会合で AHEWG-TT が作業を開始することの緊急性を強調した。
- .3 文書 MEPC 66/INF.24 を通して事務局が提供した情報では、この事項に関する技術支援と能力構築に関する活動がすでに開始されており、今後続行されると説明されている。
- .4 会合や技術ワークショップの開催など、将来の作業に向けた計画案を AHEWG-TT が作成する必要があると、いくつかの代表団が強調した。
- .5 この専門家による作業グループは状況に合わせて臨時に実施されるため、決議 MEPC.229(65)で求められているように、グループは運用が開始されたらすぐにその作業様式を確立し、求めに応じて委員会に報告を返すべきである。

4.58 委員会はまた、技術移転に取り組むワークショップの組織に対して80,000米ドルを寄付したノルウェーに感謝の意を表明してこれを銘記した。

**船舶の技術移転を容易にすることに取り組む専門家による臨時作業グループ（AHEWG-TT）の設**

## 置

4.59 委員会は、D.ントゥリ (D. Ntuli) 氏 (南アフリカ共和国) を議長とするAHEWG-TTを設立し、決議MEPC.229(65)の有効なパラグラフ3に基づき、プレナリーにおいて出されたコメントを考慮して、以下を実施するようにこれに指示した。

- .1 技術移転及び財務上の必要性があればこれを特定するための方法として、特に発展途上国に関する MARPOL 附属書 VI の第 4 章に示す規定の履行の潜在的な意義と影響を評価する。及び
- .2 MARPOL 附属書 VI の第 4 章に示される規定を履行する目的で、船舶のためのエネルギー効率に関する技術を特定して一覧を作成し、関連コストや資金源など、特に発展途上国への技術移転の障壁を特定し、さらに、財源や技術資源の移転や、当事者間の能力構築を可能にするモデル契約の策定を含む推奨を行う。

## 作業グループの報告

4.60 AHEWG-TT (MEPC 66/WP.8) の報告について検討した後、委員会はそれを総合的に承認し、以下の措置を講じた。

- .1 文書 MEPC 66/WP.8 の付録に示されるように、AHEWG-TT の作業計画を承認した。
- .2 加盟国とその他のステークホルダーに、可能な方法を使ってグループの作業に適宜貢献するように要請した。
- .3 グループに適宜支援を提供するように事務局に求めた。
- .4 2014 年 10 月 9 日と 10 日に、AHEWG-TT が IMO 本部で第二回会合を開催することを銘記し、進捗を伝える報告を MEPC 67 に提出するようにグループに求めた。

4.61 いくつかの代表団が、進展を成し遂げたAHEWG-TTに感謝の意を表し、グループの作業計画を緊急性のある事項として進展させてゆくことの必要性を強調し、事務局に管理及びロジスティクスに関する支援を含む、グループの作業を優先させるように求めた。

4.62 その後の協議の中で、委員会は、グループのメンバーと事務局に対する緊急性と作業量のバランスの必要性を銘記し、作業計画の中に示されるようにMEPC 69よりも遅くなることなく、可能な限り早急に作業を完了させるようにAHEWG-TTを促した。

## 4.1 國際輸送のエネルギー効率を高めるためのさらなる技術的な、及び運用上の措置

4.1.1 委員会は、以下を想起した。

- .1 MEPC 65 は、段階的なアプローチで国際輸送のエネルギー効率を高める目的で、米国による提案（MEPC 65/4/19）、及び船舶のエネルギー効率を高めるための技術的、及び運用上のさらなる措置の策定を指示するベルギーなどのコメント（MEPC 65/4/30）を協議した。
- .2 MEPC 65 では、データ収集の段階をはじめとする米国が提案したアプローチに対する支持が大きかった。しかし、より多くの考え方や追加的な情報が必要とされているとの見解を示す代表団もあった。
- .3 MEPC 65 は、国際輸送のエネルギー効率を向上させるためのさらに技術的な、かつ運用上の措置について協議するための議題 4（大気汚染とエネルギー効率）に基づく下位項目を確立し、この会合でこの下位項目に基づいて作業グループを設立することに同意し、文書 MEPC 65/4/19 及び MEPC 65/4/30 に関する提案をこの会合で提出するように要請した（MEPC 65/22、パラグラフ 4.147）。

4.1.2 委員会は、以下の文書を検討の対象とした。

- .1 年間CO<sub>2</sub>排出量に関する正確な数値を収集するためのシステムを確立する必要性を認識し、MEPC 65 で同意された「ボトムアップ」アプローチを使用し、可能な限り早急な個々の船舶の燃料商品のモニタリングと報告を目的としたMARPOL の修正事項の開発を支援する MEPC 66/4/3 (ICS)
- .2 文書 MEPC 65/4/30 に示す三つの計量オプション、すなわち年次 EEOI、個別船舶性能インジケータ (ISPI)、及び燃料油削減戦略 (FORS) に関して詳細な技術説明を示し、該当する場合は、各オプションに関連する必要なデータ収集を行うための手順を提示する MEPC 66/4/6 (ドイツと日本)
- .3 システムが船舶のCO<sub>2</sub>排出量とエネルギー効率に関するデータを収集するための一連の主要な要素と義務を提示する MEPC 66/4/9 (オーストリアなど)
- .4 データ収集から始まる段階化したアプローチを用いる可能性を含む、海上輸送のエネルギー効率を高めるために提案された様々な代替的な手段の解析結果を示す MEPC 66/4/14 (ベルギーなど)
- .5 強固なシステムの開発と実装を支持し、エネルギー効率のデータ収集システムの複数の主要な面について論じ、さらに可能な範囲、データ収集と報告のプロセス、旗国主管庁と各船舶の義務、及び集中管理データベースについて検討するための提案を示す MEPC 66/4/19 (ベルギーなど)
- .6 年間のCO<sub>2</sub>排出量に関する正確な数値を収集するためのシステムを構築する必要性を認識する一方、船舶輸送のエネルギー効率についてさらなる規制の策定に着手する前に、組織によりすでに採用されている技術的な、及び運営上の措

置の全面的かつ効果的な実行を促すことを優先せざるべきであると委員会に求める MEPC 66/4/21 (インド)

- .7 決議 MEPC.229(65)の効果的な履行が最優先されるべきであり、委員会は、当該決議が効果的に履行された場合、「共通ではあるが差異のある責任 (CBDR)」の原則を順守する、及び発展途上国への影響を最小限に抑えるといった国際海上輸送のエネルギー効率の向上という根本的な問題点に適切に対応することを検討することができると提案する MEPC 66/4/25 (アンゴラ共和国など)
- .8 海上輸送で発生する地球温暖化ガス (GHG) の排出量をモニタリングする方法に関する「海上輸送における燃料と排出の測定、報告、及び検証 (MRV)」により判明する経済的な影響」と題する新たな調査の内容を示し、船体とスクリューの性能に生じる変化を測定するための ISO 規格を定めることを目指したプロセスに関する最新情報を示す MEPC 66/4/30 及び MEPC 66/INF.33 (CSC)

4.1.3 その後の協議の中で、以下をはじめとするコメントが出された。

- .1 データ収集システムと、船舶のエネルギー効率について説明するための適切なメソドロジーの構築は、相互に関連性を持っているとの見解を数多くの代表団が表明した。
- .2 いくつかの代表団は、最初に、該当するデータを十分に収集したら検討対象となる船舶のエネルギー効率を向上させるためのメソドロジーを開発してデータ収集システムを構築することに専念するべきであるとの見解を示した。
- .3 その他の代表団は、目的について検討し、それを特定した後、特定のメソドロジーを選択することで収集するデータの量、頻度、及び質が決定付けられるため、最初はメソドロジーの開発に専念するべきであるとの見解を示した。

#### **国際海上輸送のエネルギー効率性を高めるさらなる技術的な、及び運営上の措置について検討する作業グループの設置**

4.1.4 検討を行った後、委員会は、A.クリソストモウ (A. Chrysostomou) 氏 (キプロス) を議長とする国際海上輸送のエネルギー効率性を高めるさらなる技術的な、及び運営上の措置について検討する作業グループを設置し、文書MEPC 65/4/19、MEPC 65/4/30、MEPC 65/4/34、MEPC 65/4/35、及びMEPC 65/INF.3/Rev.1、この議題に基づきこの会合に提出された文書、及び総会において出されたコメントと下された決定を考慮して、船舶の燃料消費に関するデータ収集システムの中核的な要素の特定を含む、当該システムの開発について検討するように指示した。

#### **作業グループの報告**

4.1.5 作業グループの報告について検討した後 (MEPC 66/WP.9)、委員会はそれを総合的に承認し、以下の措置を講じた。

- .1 中核的な要素の特定を含む、船舶のデータ収集システムの開発に関する検討作業の進展を銘記した。
- .2 作業グループの報告のパラグラフ 25 を銘記した。
- .3 モニタリング計画と計量試験で得られるデータを自発的に委員会に提出するよう促した。
- .4 グループが、データ収集システムを含む、将来的に適用する技術的な、及び運営上の措置を確立することで生じる可能性がある直接的、及び間接的な影響について協議するように命じられていないこと、及びデータ収集システムの構築を義務化する最終的な決定が下された場合、機関はその技術協力と能力構築計画に基づきこの事項についてさらに検討をする必要があることを銘記した。

### **通信連絡グループの設置**

4.1.6 委員会は、会期間に作業を進めるべきであることを銘記して、キプロスによる調整のもの<sup>3</sup>、エネルギー効率の向上を目指すさらなる技術的な、及び運営上の措置に取り組む通信連絡グループを設置することに同意し、文書MEPC 66/WP.9に基づき以下を実施するようにこれに指示した。

- .1 船舶の燃料消費に関するデータ収集システムの中核的な要素の特定を含む、当該システムの開発について検討する。さらに
- .2 MEPC 67 に報告書を提出する。

## **5 船舶からのGHG排出削減**

### **国際海上輸送に関する GHG の排出見積についての IMO の更新調査**

5.1 委員会は、MEPC 65が更新調査の付託条項に同意していたこと（MEPC 65/22/Add.1、付録19）、及び地理的にバランスがとれ、発展途上国と先進国を中立的に代表し、管理しやすい規模を持つ運営委員会を設立するべきであること（MEPC 65/22、パラグラフ5.7.3）を想起し、委員会が同意するように運営委員会の設立を含め、付託条項に従って更新調査を開始するように事務局に求めた（MEPC 65/22、パラグラフ5.10）。

---

<sup>3</sup> コーディネーター：  
アンドレアス・クリソストモウ (Andreas Chrysostomou) 氏  
通信事業省  
海運局  
P.O. Box 56193  
3305, Lemesos  
キプロス  
電話 : +35799442549  
メール : achrysostomou@dms.mcw.gov.cy

5.2 委員会は、UCLコンサルタンツ社（UCLC）と契約を締結し、運営委員会の第一回と第二回の会合の後における更新調査の進捗報告を含んだ文書MEPC 66/5/1（運営委員会のコーディネーター）について検討した。

5.3 委員会は、2014年2月末の時点でのUCLCが進捗報告書を提出し、更新調査の進捗を審査及びモニタリングするために運営委員会の会合が2014年3月6日に開催されたこと、及び第三回のIMO GHG更新調査2014年の完了日、ならびに調査の付託条項を守るために作業が順調に進んでいるとの見解を運営委員会のメンバーが示したこと 등을 運営委員会のコーディネーターL.マザニー博士（カナダ）の口頭による最新情報を銘記した。

5.4 その後の協議で、以下をはじめとするコメントが出された。

- .1 中国の代表団は、運営委員会に属する数名の委員が、特に応札、及び契約締結の推奨を評価するプロセスで公正さ、バランス、透明性、及び包括性に関する基本ルールを守っておらず、その報告書にはいくつかの重要な情報が示されていないとの見解を示し、応札の結果、ならびに将来的に判明する更新調査の結果に関して自身の立場を留保した。
- .2 数多くの代表団が、国際海上輸送の GHG 排出量に関する見積値の更新に取り組む報告書（MEPC 65/5/2）が発展途上国の参加を促し、これが将来の調査のために検討されるべきであることを想起した。
- .3 その他の代表団が、最終的な結果の質を確保するために、調査の重要性と作業に十分な時間を割り当てる必要性を銘記した。
- .4 英国の代表団が他の数多くの代表団による支持を受け、運営委員会の協議の実施と結果を完全に承認した。さらに
- .5 数多くの代表団が、運営委員会とその調整役が運営委員会の付託条項に準じ、かつ IMO の調達に関する方針に従って透明性を確保しながら作業を行った、さらに調整役の客觀性と整合性に疑念は生じなかったとの見解を表明した。

5.5 求められたように、中国と英国の代表団による発言内容を付録20に示している。

5.6 委員会は、熱心に作業に取り組んだ運営委員会の調整役、副調整役、及び運営委員会の委員に感謝の意を表し、進展が成し遂げられたことを歓迎し、第三回のIMO GHG調査2014の報告書がMEPC 67において検討される見込みであることを銘記した。

#### **UNFCCC に関する事項**

5.7 委員会は、2013年にボンとワルシャワで開催された気候変動会議の成果に関する文書MEPC 66/5（事務局）を銘記し、国連事務総長が2014年9月23日にニューヨークで気候サミットというイニシアティブを並行して開催することを銘記した。

5.8 委員会は事務局に、UNFCCC事務局との協力関係を継続し、該当するUNFCCCの会合に出席し、必要に応じてIMOによる作業の成果を適切なUNFCCCの関連団体及び会合に持ち込むよう求めた。

## 6 義務的要件の改正の検討及び採択

6.1 委員会は、提案された以下に対する修正事項を検討及び採択するように要請された。

- .1 MARPOL 附属書 I、II、III、IV、V、及び VI (IMO 要件の実施に関する規約（規約 III）の利用を義務的なものにする)
- .2 MARPOL 附属書 I (安定性の要件についての義務的な輸送の必要条件)
- .3 MARPOL 附属書 V (ごみの排出記録)
- .4 MARPOL 附属書 VI 及び NOx 技術規約 (2008 年) (MARPOL 附属書 VI の規定 2、13、19、20、及び 21 への修正事項、IAPP 証明書の付録、及び NOx 技術規約 (2008 年))
- .5 BCH 規約 (積荷の格納、及び適合性証明書の書式)、及び
- .6 IBC 規約 (一般事項、船舶の生存能力と積荷タンクの位置、積荷タンクの換気とガス解放の準備、環境管理、防火と消火、特別な必要条件、最小限の必要条件に関するまとめ、及び適合性証明書の書式)

6.2 委員会は、上記の修正事項の文面がMARPOLの第16条(2)(a)に従いすべての加盟国及びMARPOLの当事者に2013年6月4日付の回章No. 3370を通して回章されたことを銘記した。

### 規約 III の利用を義務化する MARPOL 附属書 I、II、III、IV、V、及び VI の修正案

6.3 委員会は、予測されているA 28での規約IIIの採択の後、MEPC 66で採択する観点で、規約IIIの利用を義務化する目的で、MEPC 64がMARPOL附属書I、II、III、IV、V、及びVIへの修正案を検討して承認したことを想起した。委員会はさらに、MSC 91により同意されたように、「監査体系」と「監査基準」の定義に対する改変事項にMEPC 65が同意したことを想起した。

6.4 委員会は、MSCとMEPCが行った推奨の内容を検討した後、A 28がIMO要件実行規約（規約III）に関する決議A.1070(28)、IMO加盟国監査体系の枠組みと手順に関する決議A.1067(28)、及び自発的IMO加盟国監査体系からIMO加盟国監査体系への移行に関する決議A.1068(28)を採択したことを銘記した。

6.5 これに関連し、委員会はまた、1966年の国際満載喫水線条約、1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約、及び1972年の国際海上衝突予防規則への修正案を、それらについてコメントする文書と共に検討した総会が、文書A 28/6(b)/2のパラグラフ40、44、及び49に示すように、

上記の要件への修正案に対する数多くの修正事項に同意していたことを銘記した。1966年の国際満載喫水線条約、1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約、及び1972年の国際海上衝突予防規則への各修正事項に関する決議A.1083(28)、A.1084(28)、及びA.1085(28)を採択した総会は、会合が採択したものとの整合性を確保する観点で、SOLAS、MARPOL、STCW、及び1988年のLL議定書への修正事項を検討する際にそれらを考慮するようにMSCとMEPCに要請した。

6.6 委員会は、総会が同意するように該当する修正事項を組み込む文書MEPC 66/6/7（事務局）の付録1及び2に示されるように、規約IIIの利用を義務化する目的でMARPOL附属書I、II、III、IV、V、及びVIへの修正案を検討し、編集上の改善事項が存在すればそれらに従ってそれらの内容を確認した。

6.7 委員会は、IIIコードの利用を義務化することを目的に、上記の修正案が発効する日を、SOLASとその他の義務的な要件への修正事項が発効する日と同じ2016年1月1日とするべきことに同意した。

#### **安定性の要件についての義務的な輸送の必要条件に関する MARPOL 附属書Iへの修正案**

6.8 委員会は、文書MEPC 66/6/1（事務局）への修正事項に示されるように、安定性の要件についての義務的な輸送の必要条件に関するMARPOL附属書Iへの修正案がSLF 55により策定され、MEPC 65により承認されたことを想起した。

6.9 上記の修正案を検討する中で、委員会は、提案された修正事項が新たに建造される船舶と既存の船舶の両方に適用されるという事実をより良好に反映させるため、MARPOL附属書Iの規定28の新しいパラグラフ6の文面を調整し、推奨的なガイドラインについて言及するときは均一の言い回しを採用するように、案を作成するグループに指示した。

6.10 その後、委員会は、編集上の改善事項が存在すればそれらに従って、提案される修正事項の内容を確認した。

6.11 委員会は、上記の修正案の発効日を2016年1月1日とするべきであることに同意した。

#### **BCH コードへの修正案**

6.12 委員会は、文書MEPC 66/6/4（事務局）の附属書に示すように、危険な化学物質を大量に輸送する船舶の建造と装備に関する規約（BCHコード）への修正案がSLF 55により策定され、MEPC 65により承認されたことを想起した。

6.13 委員会は、修正案に関してコメントが全く提出されていないことを銘記し、編集上の改善事項が存在する場合はそれらに応じてそれらの内容を確認した。

6.14 委員会は、上記の修正案の発効日を2016年1月1日とするべきであることに同意した。

#### **IBC コードへの修正案**

6.15 委員会は、文書MEPC 66/6/5（事務局）の附属書に示すように、危険な化学物質を大量に輸送する船舶の建造と装備に関する国際規約（IBCコード）への修正案がBLG 17及びSLF 55により策定され、MEPC 65により承認されたことを想起した。

6.16 委員会は、IBCコードの新しいパラグラフ案15.13.5.1の最後にあるアスタリスク（\*）を削除するように提案する上記の修正案（MEPC 66/11/4、パラグラフ2.1）に関するPPR 1の結果を検討した。協議の後、委員会は、このアスタリスク（\*）を削除せず、その代わりにIPCコードの既存のパラグラフ15.13.5に示されている元々の脚注の文面を、新しいパラグラフ15.13.5.1及び15.13.5.2の脚注の文面として使用することに同意した。

6.17 これに関連し、委員会は、提案されているIBCコードの新しいパラグラフ15.13.5.1及び15.13.5.2の文面に認められた不整合性に関して複数の代表団が出たコメント、及びIBCコードの修正案をSOLAS第II章2の関連する修正案に整合させる必要性についても検討した。検討の後、委員会はパラグラフ15.13.5.2の最初の文章にある「shall（～するものとする）」という単語を「may（～してもよい）」という単語に置き換えることに同意した。委員会はさらに、案を策定するグループに、既存の船舶が不活性ガスを応用するタイミングを規制するために当該パラグラフに文面を追加する必要性を検討するように指示した。

6.18 これに続き、委員会は、編集上の改善事項が存在する場合はこれに従い改変される修正案の内容を確認した。

6.19 委員会は、上記の修正案の発効日を2016年1月1日とするべきであることに同意した。

#### **ごみの排出記録に関する MARPOL 附属書 Vへの修正案**

6.20 委員会は、文書MEPC 66/6/2の附属書（事務局）に示されるように、文書MEPC 65/7/6（オーストラリアなど）に含まれる提案事項の検討の後に、ごみの排出記録に関するMARPOL附属書Vの修正案がMEPC 65により承認されたことを想起した。

6.21 委員会は、条約の文面とごみの記録簿の形式に相違点が認められたことを理由にMARPOL附属書Vの修正案の採択を再検討することを提案する文書MEPC 66/6/9（バハマ国）を検討対象とした。

6.22 後で行われた協議の中で、委員会は文書MEPC 66/6/9の中に認められた相違点に対応する必要性への支持を銘記した。数多くの代表団が、特に海洋環境にとって有害であると分類される固形のばら積み貨物の残留物の処分に関する記録に対応するために、ごみの記録簿を修正するべきであると提案した。

6.23 検討の後、委員会は、MEPC 67への修正案の採択を延期することに同意し、該当する加盟国政府と国際組織に、上記の修正事項を採択する観点で、回章された修正案（MEPC 66/6/2）に関するコメントをその会合で検討するために提出するよう要請した。

#### **MARPOL 附属書 VI と NOx 技術規約（2008 年）への修正案**

6.24 委員会は、文書MEPC 66/6/3（事務局）への修正事項に示すように、MARPOL附属書VI及びNOx技術規約（2008年）への修正案がMEPC 65により承認されており、以下で構成されていることを想起した。

- .1 MARPOL附属書VIの規定13への修正事項、及びティアIII NOx排出基準の発効日に関する国際大気汚染防止（IAPP）証明書の付録
- .2 EEDIの適用（機械的な方法による推進システムを持つ船舶を除く、非従来的な推進システムを持つ液化天然ガス（LNG）運搬船、RO-RO式貨物船（車両運搬船）、RO-RO式貨物船、RO-RO式旅客船、及びクルーズ旅客船、ならびに碎氷能力を持つ貨物船）に関するMARPOL附属書VIの規定2、19、20、及び21への修正事項、及び
- .3 二元燃料エンジンを認定するためのNOx技術規約（2008年）への修正事項

#### **Tier III NOx排出基準の発効日に関する修正案**

6.25 委員会は、Tier III NOx排出基準の発効日に関する修正案にさらなる改変事項を提案する以下の文書を検討対象とした。

- .1 文書MEPC 65/4/27の中で提起された技術的な疑問点についてコメントを示し、該当する排出規制技術が利用可能であることは明白であるとの見解を示し、さらに大型ヨット船（全長が24mを上回り、総トン数が500トンを下回る）については例外的に5年の遅延を適用して既存の発効日2016年1月1日を維持することを提案するMEPC 66/6/6及びCorr.1（カナダなど）、及び
- .2 大型ヨットについては例外的に適用を遅延して、既存のNOx排出規制海域（ECA）（北米排出規制地域と米国カリブ海地域）について発効日である2016年1月1日を維持すること、及び将来的にNOxの排出量を規制するために指定される可能性があるECAに関して当該発行日を2021年1月1日まで延期することを提案するMEPC 66/6/10（マーシャル諸島とノルウェー）。

6.26 委員会はまた、Tier III NOx排出基準の発効日に関する修正案についてコメントを示す以下の文書も検討対象とした。

- .1 MEPC 65により承認されるように、文書MEPC 66/6/6に関するコメントを示し、Tier III NOx排出基準の発効日を2021年1月1日に変更することの追加的な根拠を示すMEPC 66/6/8及びMEPC 66/6/17（ロシア連邦）
- .2 Tier III NOx排出基準の発効日を遅らせることが海上規制の枠組みに不当な不確実性をもたらし、造船業界にマイナスの影響をもたらすとの懸念を表明するMEPC 66/6/12（CESA）
- .3 Tier IIIに準拠した海上の選定的触媒還元（SCR）技術のコスト見積りを示し、

船舶の総資本及び運営コスト、ならびに NOx の排出削減により達成される実質的な人の健康と福祉に関する利得と比較した場合、それらのコストは小さいという文書 MEPC 66/6/6 に示された見解を支持する MEPC 66/6/14 (ACOPS)

- .4 採択された場合に文書 MEPC 66/6/3 に含まれる修正案が、MARPOL 附屬書 VI が確立した規制上の安定性を弱めるのではないかという懸念を示し、文書 MEPC 66/6/10 に示す妥協的な提案が前進するための手段を提供する可能性があると提案する MEPC 66/6/15 (BIMCO 及び WSC)
- .5 Tier III NOx 排出基準の発効日を遅らせることが技術的に正当化されず、一連の極めてネガティブな結果をもたらすものと提起し、既存の発効日である 2016 年 1 月 1 日をそのまま維持することを提案する MEPC 66/6/16 (CSC など)

6.27 これに関連し、委員会はさらに、Tier III 準拠技術の適用状態に関する文書 MEPC 66/INF.4 (EUROMOT) に含まれる情報を銘記した。

6.28 後の協議の中で発言した代表団の多くが、文書 MEPC 66/6/6 の中で提案される改変事項、すなわち大型ヨット船（全長が 24m を上回り、総トン数が 500 トンを下回る）を対象に 5 年間の遅延を適用するという例外を伴う 2016 年 1 月 1 日という既存の発効日を維持することを支持した。これらの代表団は、以下をはじめとする見解を示した。

- .1 MARPOL 附屬書 VI の規定 13.10 に準じて通信連絡グループが実施した審査により、Tier III NOx 基準を履行するための技術を利用することができ、2016 年 1 月 1 日の発効日をそのまま維持するべきと結論付けられたため、発効日を遅延させることは技術的に正当化されない。
- .2 新たに発表された、国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) による「気候の影響、適応、及び脆弱性」に関する報告書により、海上輸送による NOx 排出量を削減するために利用可能な最善の技術を使用することの必要性が実証された。
- .3 発効日を遅らせることで、準拠性のあるエンジンを開発し、船舶の設計を適応させるために大規模な財政投資を履行したエンジンのメーカーと造船業界を含む、業界のステークホルダーとの将来的な協力に悪影響がもたらされる。
- .4 発効日を遅らせることで、国際海上輸送が環境に与える影響に組織が対応するためのコミットメントと能力に影響が及ぶ。
- .5 大型ヨット船を対象にして提案される 5 年間の遅延という例外事項により、該当する業界が NOx Tier III 排出基準への準拠性を確保するために必要な時間がもたらされる。

6.29 文書 MEPC 66/6/6 に示される提案を支持する中で、パラオ共和国、ニウエ、及びベニン共和国（時系列による表記）の代表団は付録 20 に示される発言をした。

6.30 他の数多くの代表団が、回章されるように元々の修正事項、すなわち5年間にわたり発効日を遅らせることに対する支持を表明した。これらの代表団は、以下をはじめとする見解を表明した。

- .1 開発される選定的触媒還元（SCR）技術が許容される水準にまで到達しておらず、その深刻な欠点が是正されていない。また、排出ガス再循環（EGR）技術、及び液化天然ガス（LNG）ガスを LNG 運搬船以外の船舶の燃料として使用する技術はまだ初期の段階にある。
- .2 SCR 化学反応の一部として起きるアンモニアスリップ及び CO<sub>2</sub> 排出、ならびにガスエンジンのメタンスリップが、NOx 排出量の削減によりもたらされる利点を打ち消す影響をもたらす可能性があり、このような懸念事項に対して入念な対応が図られるべきである。さらに
- .3 NOx Tier III 排出基準に準拠することに関連して船舶の所有者や運航者にかかる経済的な負担が、適切に考慮される必要がある。

6.31 文書MEPC 66/6/6は、検討する6ヶ月前に回章する必要があるMARPOL附属書VIの修正事項への新しい提案として見なされるべきとする懸念事項に関して、委員会は、当該文書が文書 MEPC 66/6/3に関するコメントを示していたこと、及びこれによりその中に示される提案事項を基本的な提案に対する改変事項として見なされるべきであることに同意した。

6.32 数多くの代表団が、協調の精神に基づく実際的な解決策の必要性を強調する文書MEPC 66/6/10に含まれる妥協案を支持した。それらの代表団は、改訂されたMARPOL附属書VIを採択するときに自身の観点から同意した既存の船舶に対して改造を行わない原則が将来の修正事項において維持されるべきと発言した。この結果、2016年1月1日の発効日は、MARPOL附属書VIの規定13の6.1及び6.2に一覧で示すNOxに関する既存の排出規制海域（ECA）のみに適用されるものとする。NOxに関する将来の排出規制海域（ECA）を対象にしたNOx Tier III排出基準の発効日は、2016年1月1日以降となる。

6.33 長時間にわたる協議の後、委員会は、文書MEPC 66/6/6の中で提案されるように、MARPOL附属書VIの規定13の修正案へのさらなる改変事項、すなわち以下の内容に同意した。

- .1 MARPOL 附属書 VI の規定 13 のパラグラフ 6.1 と 6.2 に一覧で示すように、NOx の既存の排出規制海域のために 2016 年 1 月 1 日の発効日を維持する
- .2 大型ヨット船（全長が 24m を上回り、総トン数が 500 トンを下回る）のために 5 年間の遅延という例外事項を定める。

6.34 委員会はまた、NOxに関する将来の排出規制海域（ECA）を対象にしたNOx Tier III排出基準の発効日を明確にする観点で、MARPOL附属書VIの規定13をさらに改善する必要性に関するクック諸島の代表団の提案事項に同意した（パラグラフ6.32を参照）。

6.35 これに関連して、委員会は該当する一連の代表団が作成した妥協する文面について検討した。これらは、彼らの見解では、新しいNOxに関するECAを設立する当事国に、NOx Tier III排出基準をECAの採用に関する提案を回章した日またはその後に建造された船舶に適用するための柔軟性をもたらした。これはECAの設立に先立つ二年前までの期間を意味しており、このため業界はNOx Tier III排出基準が適用する時期を明確に知ることができ、遡及的な適用は制限される。委員会は、それらの代表団が、以下に示すようにMARPOL附属書VIの規定13.5.1のサブパラグラフ3のために新しい内容の文面を提案したことを銘記した。

「3 船舶が、本規定のパラグラフ 6 に基づき、本規定のパラグラフ 5.1.2 で説明される排出規制海域を除く Tier III NOx 規制のために指定された排出規制海域で運航しており、NOx Tier III 排出規制海域を指定する修正事項の中で指定されるように、新しい排出規制海域の採用を目的とした回章の日付、またはその後で建造されている。」

6.36 すべての当事国が、これらの重要な修正事項がもたらす効果の完全な意味合いを調査できるように、十分な時間を確保するためにこれらの修正事項の採択を MEPC 67 に遅延させるべきであること、及び SOLAS 第 I 章で使用される用語との整合性を保つために「娯楽的目的のみに使用される」という言い回しを「貿易には関与していないプレジャーヨット」という言い回しに交換することを提案する中で、アイルランドの代表団は、付録 20 に示している発言を行った。

6.37 中国の代表団は、上のパラグラフ 6.35 において言及している規定 13.5.1 のサブパラグラフ 3 の提案される文面の中で使用される「採択を目的とした回章の日付」という言い回しは実際には実現不可能で、当事国間に法的及び経済的な論争を引き起こすことになり、国際法の基本原理に適合しておらず、合意された場合は組織にとって危険な前例となるという見解を表明した。

6.38 スペインの代表団は、NOx に関する新しい ECA の発効日を設定するために提案される柔軟性により、既存の ECA において NOx Tier III 排出基準に準拠することが必要な船舶はそれらの新しい ECA において同様の規約に必ずしも準拠する必要はなくなり、海洋環境を保護するために利用可能な最善の技術を使用するという原則に反する NOx Tier III 排出基準への準拠を避ける目的でそれらの海域において古い船舶を運航させることを潜在的に促し、結果的に安全性に影響が及ぶことになるとの懸念を示した。スペインの代表団はさらに、委員会が当該の修正事項を現在の会合で採択する場合、当該の修正事項が自国で発効する前に承認が必要となることを表明するために彼らが MARPOL の第 16 条(2)(f)(ii)を適用することを検討することを示唆した。

6.39 上記にもかかわらず、委員会は、発言をした代表団の多くが妥協的な文面（パラグラフ 6.35 を参照）に賛成したことを銘記し、これを検討と完成のために案を作成するグループに委ねることに同意した。

### **EEDI の適用に関する修正案**

6.40 委員会は、EEDIの適用に関するMARPOL附属書VIの規定2、19、20、及び21への修正案に関するコメントを示す以下の文書を検討対象とした。

.1 ハイブリッド推進に関する解釈の明確化を求め、RO-RO 式旅客船の規模の限界

についてコメントを示し、MARPOL 附属書 VI の規定 5.4.2、21.1、及び 21.4 への修正案のさらなる改変事項を提案する MEPC 66/6/11（中国）、及び

- .2 MARPOL 附属書 VI の規定 20 及び 21 が船舶に適用される日付を明確にする観点で、MARPOL 附属書 VI の規定 2.38 及び 2.43 への修正案のさらなる改変事項を提案する MEPC 66/6/13（日本）。

6.41 委員会は文書MEPC 66/6/11を検討し、以下の決断を下した。

- .1 MARPOL 附属書 VI の規定 5.4.2 の最初の文章に含まれる「船舶」という表現を、「新たに建造された船舶」という表現に置き換えることに同意した。
- .2 議題 4 に基づき設置された大気汚染とエネルギー効率に関する作業グループに、MARPOL 附属書 VI の規定 21.1 の表 1 において、RO-RO 式旅客船の規模制限のために総トン数ではなく DWT（重量トン）を使用するとの提案について検討し、委員会にその結果を報告するように指示した（パラグラフ 6.46 を参照）。
- .3 MARPOL 附属書 VI の規定 21.4 について提案された改変事項に同意しなかった。さらに
- .4 「非従来的な推進」の定義の中で使用される「ハイブリッド推進」という用語を明確にする必要性に同意し、加盟国政府及び国際組織に詳細な検討のため MEPC 67 に該当するコメントと提案を提出するように要請した。

6.42 これに関連し、複数の代表団が、回章された修正案（MEPC 66/6/3）へのMARPOL附属書VIの規定5.4.2への改変事項の組み込みに対する委員会の同意がMARPOL第16条に示す修正事項の手順に従って行われたのかを疑問視した。元々の修正案に当該規定への修正事項が含まれていないため、彼らは、それらの改変事項が、委員会による検討が行われる6ヶ月前に回章する必要がある新しい提案事項として検討されるべきであるとの見解を示した。

6.43 委員会は、修正事項に関する手順は常に厳格に守らなければならないことを強調し、さらに提案される修正事項は、MARPOL附属書VI（MEPC.1/Circ.795）に関する統一された解釈の承認に従い、それらの改変事項がMEPC 65により承認されたEEDIの必要条件に対する他の修正事項に影響をもたらすことを考慮し、MARPOL附属書VIへの間接的な修正事項として見なされるべきであることに同意した。

6.44 委員会は、文書MEPC 66/6/13について検討し、当該文書のパラグラフ6及び7に示す「2015年9月1日以降に建造された船舶」について提案される新しい概念、及び「液化天然ガス（LNG）運搬船」の定義に対するさらなる改変事項に同意した。

6.45 委員会はまた、以下に示すように、MARPOL附属書VIの規定2のパラグラフ40に関する新しい案に示す「従来的な推進」の概念をさらに改変することに同意した。

「40 この附属書の第 4 章にいう従来型推進装置とは、往復式内燃機関が主機で、

推進シャフトに直接、または変速機を経由して連結している。」

6.46 パラグラフ6.41.2に関連し、委員会は大気汚染とエネルギー効率に関する作業グループの報告書（MEPC 66/WP.7、パラグラフ5及び6）に含まれる該当する部分について検討し、MARPOL附属書VIの規定21.1の表1に示すDWTの使用に関する中国の提案に同意した。

#### ***NOx テクニカルコード（2008 年）への修正案***

6.47 委員会は、以下に示すように、NOxコードのパラグラフ1.3.10にある「船舶用ディーゼル機関」の定義をさらに改変することに同意した。

「1.3.10 船舶用ディーゼル機関とは、規定 13 に該当する液体燃料または二元燃料で作動し、該当する場合はブースター/複合型システムを含む、往復式内燃機関を意味する。」

エンジンがガスモードで正常に作動するように意図されている場合、すなわちガス燃料が主要な燃料として使用され、液体燃料がパイロット燃料またはバランス燃料として使用される場合、この作動モードのためにのみ規定 13 の必要条件が満たされなければならない。故障が生じてガス燃料の供給が制限された場合における、純粋な液体燃料のみでの作動に関しては、故障の修理を行うために次の適切な港まで航行する間に限って当該規定の適用が免除されるものとする。」

#### ***MARPOL 附属書VI と NOx テクニカルコード（2008 年）への修正事項の発効日***

6.48 委員会は、上記の修正案の発効日を2015年9月1日とするべきことに同意した。

#### **義務的な要件への修正案を作成するグループの設置**

6.49 委員会は、義務的な要件への修正案の作成グループを設置し、総会において示されたコメント、提案、及び決定の内容を考慮して以下を準備するように指示した。

- .1 関連する MEPC の決議を伴う、III コードの利用を義務的なものにする MARPOL 附屬書 I、II、III、IV、V、及び VI への修正案の最終的な文面
- .2 安定性に関する要件についての義務的な輸送条件に関する MARPOL 附屬書 I への修正案の最終的な文面
- .3 関連する MEPC の決議を伴う、BCH コードへの修正案の最終的な文面
- .4 関連する MEPC 決議を伴う、IBC コードへの修正案の最終的な文面
- .5 関連する MEPC 決議を伴う、MARPOL 附屬書 VI 及び NOx テクニカルコード（2008 年）への修正案の最終的な文面

#### **案を作成するグループの報告**

6.50 案を作成するグループの報告（MEPC 66/WP.10及びMEPC 66/WP.10/Add.1）の内容を検討した委員会は、その全体を承認し、以下に示す措置を講じた。

### **III コードの利用を義務的なものにする MARPOL 附属書I、II、III、IV、V、及びVIへの修正事項の採択**

6.51 委員会は、案を作成するグループが準備したIIIコードを義務的なものにするMARPOL附屬書I、II、III、IV、及びVへの修正案の最終的な内容を検討し（MEPC 66/WP.10、付録1）、附屬書7に示されるように決議MEPC.246(66)による修正事項を採択した。

6.52 委員会は、案を作成するグループが準備したIIIコードを義務的なものにするMARPOL附屬書VIへの修正案の最終的な内容を検討し（MEPC 66/WP.10、付録2）、付録8に示されるように決議MEPC.247(66)による修正事項を採択した。

6.53 決議MEPC.246(66)及びMEPC.247(66)を採用する中で、委員会は、MARPOL条約（1973年）の第16条(2)(f)(ii)に従い、採択されたMARPOL附屬書I、II、III、IV、V、及びVIへの修正案が2015年7月1日に受け入れられ（ただし、当該条約の第16条(2)(f)(iii)で規定されるように、その日以前に組織の事務局長に異議が申し立てられていないものとする）、当該条約の第16条(2)(g)(ii)に準じて2016年1月1日に発効するものとすることを決定した。

6.54 ギリシャの代表団は、付録20に示されるように、IIIコードに関する修正事項の採択に関連して宣言を行った。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、及び英國の代表団は、ギリシャが行った宣言に賛同した。

6.55 上記の宣言に応える形で、日本の代表団は付録20に示す声明を出した。オーストラリア、バハマ国、カナダ、中国、クック島、リベリア、マーシャル諸島共和国、パナマ、フィリピン、大韓民国、ロシア連邦、シンガポール、ツバル、米国、及びバヌアツの代表団は日本の声明に賛同した。

6.56 米国の代表団は、付録20に示すIIIコードに関する声明を出した。中国の代表団は米国の代表団が出した声明に賛同した。

### **安定性の要件についての義務的な輸送の必要条件に関する MARPOL 附属書Iへの修正事項の採択**

6.57 委員会は、案を作成するグループが作成した安定性の要件についての義務的な輸送の必要条件に関するMARPOL附屬書Iへの修正案の最終的な内容を検討し（MEPC 66/WP.10、付録3）、付録9に示すように決議MEPC.248(66)により当該の修正事項を採択した。

6.58 決議MEPC.248(66)を採択する中で、委員会はMARPOL条約（1973年）の第16条(2)(f)(ii)

に準じ、採択されたMARPOL附属書Iへの修正案が2015年7月1日に受け入れられ（ただし、当該条約の第16条(2)(f)(iii)で規定されるように、その日以前に組織の事務局長に異議が申し立てられていないものとする）、当該条約の第16条(2)(g)(ii)に準じて2016年1月1日に発効するものとすることを決定した。

### **BCH 規約への修正事項の採択**

6.59 委員会は、案を作成するグループが準備したBCH規約の修正案の最終的な文面を検討し（MEPC 66/WP.10、付録4）、付録10に示すように決議MEPC.249(66)により当該の修正事項を採択した。

6.60 決議MEPC.249(66)を採択する中で、委員会はMARPOL条約（1973年）の第16条(2)(f)(iii)に準じ、採択されたBCHコードへの修正案が2015年7月1日に受け入れられ（ただし、当該条約の第16条(2)(f)(iii)で規定されるように、その日以前に機関の事務局長に異議が申し立てられていないものとする）、当該条約の第16条(2)(g)(ii)に準じて2016年1月1日に発効するものとすることを決定した。

### **IBC コードへの修正事項の採択**

6.61 委員会は、案を作成するグループが準備したIBCコードへの修正案の最終的な内容を検討し（MEPC 66/WP.10、付録5）、IBCコードの新しいパラグラフ15.13.5.1及び15.13.5.2の脚注に関して数多くの代表団が示したコメントを銘記した。協議の後、委員会はMSC 93に、上記の脚注が真正の文面には含まれず、当該の事項が安全性に関連していることに留意して、当該の修正事項を採択するときに上記の脚注の最終的な内容について検討し、決定を下すように要請した。

6.62 その後、委員会は附属書11に示すように、決議MEPC.250(66)によりIBCコードへの修正事項を採択した。

6.63 決議MEPC.250(66)を採択する中で、委員会はMARPOL条約（1973年）の第16条(2)(f)(iii)に準じ、採択されたIBCコードへの修正案が2015年7月1日に受け入れられ（ただし、当該条約の第16条(2)(f)(iii)で規定されるように、その日以前に組織の事務局長に異議が申し立てられていないものとする）、当該条約の第16条(2)(g)(ii)に準じて2016年1月1日に発効するものとすることを決定した。

### **MARPOL 附属書VI 及びNOx テクニカルコード（2008 年）への修正事項の採択**

6.64 委員会は、案を作成するグループが準備したMARPOL附属書VI及びNOxテクニカルコード（2008年）への修正事項の最終的な内容を検討し（MEPC 66/WP.10/Add.1、付録）、以下を行うことに同意した。

- .1 以下に示すように、MARPOL 附属書 VI の規定 2.43 に示される「2015 年 9 月 1 日以降に建造する船舶」の定義を、「2019 年 9 月 1 日以降に引き渡される船舶」の定義で置き換える。

「2019年9月1日以降に引き渡される船舶とは、以下に示す船舶を意味する。

- .1 建造契約が2015年9月1日以降に締結される船舶、または
  - .2 建造契約が存在しない場合、2016年3月1日以降に竜骨が据え付けられる、または類似した建造段階にある船舶、または
  - .3 引き渡しが2019年9月1日以降に行われる船舶」
- .2 MARPOL附属書VIの規定19.3、及び規定21.2の表1の3つ目の脚注に示す「2015年9月1日以降に建造される」という表現を、「2019年9月以降に引き渡される」という表現に置き換える。
- .3 MARPOL附属書VIの規定13.5.1のサブパラグラフ.3の最終的な内容は、以下の通りとするべきである。
- 「.3 船舶が、パラグラフ5.1.2の中で説明される排出規制海域を除く、この規定のパラグラフ6に基づきTier III NOx規制のために指定された排出規制海域で運航し、当該の排出規制海域が採用された日以降、あるいはNOx Tier III 排出規制海域を指定するNOx Tier IIIを指定する修正事項の中で指定されるそれ以降の日のうちいずれかより遅い日に建造されている。」

6.65 その後、委員会は付録12の中に示すように、決議MEPC.251(66)によりMARPOL附属書VI及びNOxテクニカルコード（2008年）への修正事項を採択した。

6.66 決議MEPC.251(66)を採択する中で、委員会はMARPOL条約（1973年）の第16条(2)(f)(ii)に準じ、採択されたMARPOL附属書VIとNOxテクニカルコード（2008年）への修正案が2015年3月1日に受け入れられ（ただし、当該条約の第16条(2)(f)(iii)で規定されるように、その日以前に機関の事務局長に異議が申し立てられていないものとする）、当該条約の第16条(2)(g)(ii)に準じて2015年9月1日に発効するものとすることを決定した。

6.67 ロシア連邦の代表団は、数多くの代表団の支持を受けて、意見の一一致により、Tier III NOx排出基準の発効日に関するMARPOL附属書VIへの修正事項を採択したことを称賛し、NOx排出削減技術に関連した運航上の安全性と環境への影響に対処するために研究及び調査をさらに推し進めるように促した（パラグラフ6.30を参照）。

6.68 数多くの代表団が、アイルランドとスペインの代表団が表明した、修正事項が急いで採択されているとの懸念を共有していると発言し（パラグラフ6.36及び6.38を参照）、それらの代表団のうちのいくつかは、修正事項を受け入れるための手順に関してMARPOLの第16条(2)(f)(ii)を適用することを検討するとの意思を表明した。

6.69 CSCのオブザーバーは、FOEIのオブザーバーの支持を受けて、付録20に示すように上記

の修正事項の採択に関して声明を出した。

6.70 キプロスの代表団は、他の数多くの代表団の支持を受けて、その声明の中で、事実ではない文書MEPC 66/6/10の中に含まれる提案を委員会が拒否したとCSCのオブザーバーが発言したことを探査した。それらの代表団は、委員会がその知力を駆使して建設的な交渉を進め、協調の精神のもと妥協案に到達し、意見の一致を持って修正事項を採択したことを称賛した。

#### **事務局への指示**

6.71 上記の修正事項を採択する中で、委員会は、修正事項の真正の文面を適宜準備する際に、再ナンバリングしたパラグラフへの言及を更新することを含む、識別可能な編集上の修正を加え、MARPOLの当事国による措置を必要とする誤りや不備を委員会に知らせる権限を事務局に与えた。

### **7 MARPOL条約及び関連要件の解釈及び改正**

7.1 委員会は、本議題に提出された9件の文書のうち、MEPC 66/7/1、MEPC 66/7/4、MEPC 66/7/5、MEPC 66/INF.32 及び MEPC 66/INF.35 については議題4(大気汚染及びエネルギー効率)において検討されたことを銘記した。

#### **MARPOL条約に基づく電子記録簿の使用**

7.2 委員会は、MEPC 65において、MARPOL条約に基づく電子記録簿の使用に関する通信連絡グループが設立され、FAL委員会が進めている証明書及び文書に対する電子アクセスに関する作業を考慮しつつ、MARPOL条約に基づいて電子記録簿を使用するための指針案を策定するよう指示した事を想起した。

7.3 委員会は、MARPOL条約に基づく電子記録簿の使用に関する指針案を提示した通信連絡グループの報告(MEPC 66/7)を検討し、更なる検討が必要な多くの未解決の問題を提起した。

7.4 委員会は、通信連絡グループの成果を全般的に支持する旨を銘記した。しかし、多くの代表団は、電子記録簿の使用は任意にすべきであることを強調した。委員会はまた、電子記録簿の認証及び検証に関する懸念を示し、特に、記録簿の記入済みの各ページに船長が署名するという要件に関して、電子記録簿は、MARPOL条約で要求されるハードコピーと同レベルの完全性を実現すべきであると銘記した。

7.5 総じて電子記録簿の利点を理解し、かつ同問題に関する更なる取り組みが必要であることを認識した上で、委員会は、MARPOL条約に基づく電子記録簿の使用に関する通信連絡グループをオーストラリアの調整の下で再設立し、本会議でのコメント及び決定を考慮して、以下の事項を同グループに指示した。

- .1 MEPC 66/7の付録を基準とし、かつこの件に関してFAL委員会が進めている作業を考慮し、MARPOL条約に基づく電子記録簿の使用に関する指針案をまとめること
- .2 電子記録簿の使用を可能にするために、必要に応じて、MARPOL条約の付録の修正及び/または統一解釈を検討し、作成すること
- .3 2011年ポート・ステート・コントロール手順(決議A.1052(27))に結果とし

- て発生する修正の必要性を検討すること  
.4 MEPC 68 に報告書を提出すること

### **ボイラ/エコノマイザの洗浄水**

7.6 委員会は、ボイラ/エコノマイザの洗浄水の環境試験結果を提示した MEPC 66/7/2（日本、パナマ、ICS 及び INTERCARGO）を考察し、ボイラ/エコノマイザ洗浄水を「運航に関連して生ずる廃棄物」ではなく、船舶の運航に不可欠な「その他これらに類する排出物」とみなすべきであると提案し、MARPOL 条約附属書 V の 2012 年実施ガイドライン（決議 MEPC.219 (63)）及びボイラ/エコノマイザ洗浄水の最適な管理慣行に関する MEPC 回章の修正案を提供した。

7.7 協議を行い、適切な指針を策定するにはさらなる作業が必要であることを確認した後、委員会は、同問題の検討継続を希望する加盟国に対し、委員会のガイドラインに従って、PPR 小委員会の隔年議題に含める新しい成果の提案を委員会に提出すべきであるとする、MEPC 65 での決定をあらためて主張した。

### **MARPOL 附属書 I の規則 43 の修正案**

7.8 委員会は、南極圏外で燃料として使用する重質油をバラストとして積載することを禁止するための、MARPOL 条約附属書 I 第 43 規則（南極圏における石油の使用及び輸送に関する特別要件）の修正案を提示している MEPC 66/7/3（英国及び米国）を検討した。

7.9 委員会は協議後、付録 13 に記載されている、MARPOL 条約附属書 I 第 43 規則の修正案を承認し、MEPC 67 での採択を視野に入れて、MARPOL 条約第 16 条に従って回章するよう事務局に要請した。

### **腐敗貨物の管理指針の改訂版に関する情報冊子**

7.10 委員会は、ロンドン条約/議定書の科学グループが作成した、出張及び技術協力活動用の情報源となる、腐敗貨物の管理指針の改訂版についての情報冊子に関する MEPC 66/INF.5 に含まれる情報銘記した。

## **8 OPRC条約及びOPRC-HNS議定書の実施並びに関連会議の決議**

8.1 委員会は、OPRC-HNS 技術グループの報告、ならびに石油、有害危険物質が関わる汚染事故に備えるための準備、対応及び協力に関連する他の提出物と提案の検討を可能にする恒久的な議題であることを想起した。

8.2 委員会はまた、小委員会の再編に関する MSC 92 及び MEPC 65 の成果に反映されている IMO の審査・再編イニシアティブに従い、これまで MEPC 開催の前週に開催していた OPRC-HNS 技術グループが 2014 年 1 月 28~30 日に開催され、PPR 1 に報告を行った事を想起した。委員会のガイドラインのパラグラフ 6.9 に規定されるとおり、OPRC-HNS に関する PPR 1 の成果は、PPR 1 が委員会の今回会合に近接しているという理由により、MEPC 67 に報告される。

8.3 委員会は、OPRC 条約及び OPRC-HNS 議定書関連の問題に対する今後の作業の取り決めを承認した上で、OPRC-HNS 技術グループが会合間の作業グループとして会合を開くことを中止し、同グループの作業が PPR 小委員会の作業プログラムに統合されることに PPR 1 が同意したことを銘記した。

8.4 委員会は更に、HNS 事故の法的及び管理的な観点に対処するための化学汚染手引書の最終的な草案文面についての MEPC 65/8 (事務局) を検討し、同手引書の詳細な審査の必要性を複数の代表団が支持したことを銘記した上で、MEPC 65 では同事項に関する決定が見送られ、関心のある代表団は手引書案に関するコメントを MEPC 66 に提出するよう要請された事を想起した。

8.5 HNS 事故の法的及び管理的な側面に対処するための化学汚染手引書の最終的な草案文面への変更提案が記載されている MEPC 66/8 (米国) を検討した後、委員会は、他のメンバーが支持する ICE の提案を受けて、変更案に同意し、変更案のパート II のパラグラフ 2.3.2 にある単語「should (すべきである)」を「must (しなければならない)」に置き換えることを決定した。

8.6 委員会は、HNS 事故の法的及び管理的な側面に対処するための化学汚染手引書を承認し、事務局に対し、最終的な編集を実施し IMO 出版サービスを通じて同手引書の出版準備を進めるよう要請した。

## 9 特別海域及び特別敏感海域の指定及び保護

9.1 委員会は、MARPOL附属書IIの改訂により生じる、決議MEPC.101(48)（特別敏感海域としてのワッデン海の指定）の第II節（衝突の回避、航行、経路指定の方法）、附属書3に一覧で示される特定の種類の船舶によるカテゴリの汚染への間接的な変化を反映させるための脚注の文面案に関して、文書MEPC 66/9及びCorr.1（事務局）を検討対象とした。

9.2 文面案と提示されたコメントを再検討した後、委員会は脚注を以下の内容とすることに同意した。

「(\*) 2007 年 1 月 1 日に発効した MARPOL 附属書 II が改訂された結果、有害な液体物質の分類が、説明される船舶のタイプに応じて改訂された。フリジア合流点を経由した北ヒンダーからドイツ北海への既存の遠海路と分離航行帯への間接的な修正事項は、MSC 83 (MSC 83/28、付録 24) により採択され、COLREG.2/Circ.59 により周知される。」

さらに委員会は、IMOのウェブサイトに示す電子版の決議内容とIMO PSSA刊行物の新しい版にこの脚注を反映するように事務局に求めた。

9.3 委員会は、指定されたPSSAの海域で船舶を航行させている加盟国政府に、必要な調整を図ることができるよう、関連した保護的措置に関する懸念事項をIMOに伝えるように求めた。関連した保護的措置と共に指定を当初申請した加盟国政府は、関連する保護的な措置またはPSSAそのものへの追加的な措置または改変事項に関する懸念事項や提案事項もIMOに提出するべきである（決議A.982(24)）。

9.4 委員会は、以下の文書に示される情報を銘記した。

.1 生態学的、及び生物学的に重要な海域 (EBSA) に関する基準を満たす海域に関する説明をまとめた報告書について生物多様性条約の事務局が伝える内容に関する MEPC 66/INF.6 (事務局)、及び

- .2 特別敏感海域に関する地域別ワークショップ、及び海域固有の管理を目的としたその他の IMO ツールの結果について委員会に伝える MEPC 66/INF.20（オーストラリア）

## 10 受入施設の不十分性

### 港湾受け入れ施設に関する MEPC 回章

10.1 委員会は、港湾受け入れ施設に関する 5 件の回章の更新・改訂が MEPC 65 で承認され、5 件全ての回章を 1 つにまとめ、まとめられた回章を MEPC 66 で検討するため提出するよう事務局に指示した事を想起した。

10.2 委員会は、5 件全ての回章をまとめたものが付録に提示されている MEPC 66/10（事務局）を検討した。IHMA のオブザーバーは、オゾン層破壊物質、当該物質を含んだ装置及び排ガス洗浄残渣を含む MARPOL 条約附属書 VI の廃棄物は、統合された指針案の付録 2（港湾受入施設に廃棄物を引き渡す際の事前通知書の標準書式）の表に追加すべきであると提案し、IAPH のオブザーバーが支持した。委員会はこの提案を承認した。

10.3 委員会はその後、港湾受入施設の提供者及び利用者のための統合指針に関する MEPC.1/Circ.834 を承認した。

### 港湾受け入れ施設に関する地域ワークショップ

10.4 委員会は、港湾受入施設に関する 2 回の IMO 地域ワークショップのうち第 2 回目の成果に関して MEPC 66/INF.37 で米国が提供した情報について銘記した。

### 港湾受入施設の利用可能性

10.5 委員会は、MARPOL 条約の全ての締約国、特に寄港国に対し、船舶の運航時に発生する廃棄物の受入施設を提供する条約上の責務を果たすとともに、加盟国に対し、自国の港湾とターミナルの受け入れ施設の利用可能性に関する、GISIS の港湾受入施設データベースの情報を更新するよう促した。

## 11 小委員会からの報告

11.1 委員会は、STW 44 及び DSC 18 の成果、並びに PPR 1 と SDC 1 から生じた緊急問題を検討した。

### STW 44 の成果

11.2 委員会は、訓練当直基準小委員会（STW、現在は人的因子訓練当直小委員会（HTW））の第 44 回会合が 2013 年 4 月 29 日～5 月 3 日に開催され、同会合の報告書が STW 44/19 として発行されたことを銘記した。委員会の作業に関する事項は、MEPC 66/11/1 に報告されている。

### 係船による SMS の運航中断後の安全管理証明書の再開に関するガイドライン

11.3 委員会は、STW 44/19 付録 1 に記載される、一定期間以上係留した事によって安全管理

証明書が中断した後の再有効化ガイドラインに関する MSC-MEPC 回章案を、MSC 93 で承認される事を条件に承認した。

### **人員の海上輸送時の安全指針**

11.4 委員会は、STW 44/19 付録 2 に記載される、人員の海上輸送時の安全指針に関する MSC-MEPC 回章案を、MSC 93 で承認される事を条件に承認した。

### **ISM コード修正に関する提案**

11.5 委員会は、船舶の保守・故障記録の転送に関する ISM コードの修正案についての STW 44 の協議について銘記した上で、MSC 93 では認めされることを条件に、同コードの修正を行わないという小委員会の決定を是認した。

### **DSC 18 の成果**

11.6 委員会は、固体貨物及びコンテナ小委員会 (DSC、現在は貨物運送小委員会 (CCC)) の第 18 回会合が 2013 年 9 月 16 日～20 日に開催され、同会合の報告書が DSC 18/13 として発行されたことを銘記した。委員会の作業に関連する事項は、MEPC 66/11 に報告されている。

### **IMSBC コードの環境に有害な物質に関する新しいセクション**

11.7 委員会は、MARPOL 条約附属書 V の改訂に関連して、ばら積み固体貨物の明確な一覧を作成することで環境に有害な物質に関する新しいセクションを IMSBC コードに設定することに関する小委員会の協議と、同作業を行う通信連絡グループを設立することについて小委員会が同意したことを銘記した。

### **MARPOL 条約附属書 III の結果的な修正**

11.8 委員会は、付録 14 に記載されるとおり、IMDG コードの最新の一連の修正案に関連して、小委員会が策定した MARPOL 条約附属書 III の結果的な修正案を承認し、事務局長に対し、他の輸送形態との調和を確保するために、海洋汚染物質/環境に有害な物質の要件のクラス 7 物質の除外に関して MEPC 67 での採択を視野に入れて、MARPOL 条約第 16 条に従って同修正案を回覧するよう要請した。

### **HLAP の計画的な成果の状況に関する隔年議題と報告**

11.9 委員会は、2014 年～2015 年の CCC の隔年議題に関連し委員会が要請した措置の第 3 及び第 4 (MEPC 66/11 パラグラフ 2.3 及び 2.4) について、CCC 1 の仮議題及び HLAP の予定成果に関する報告は、委員会作業プログラム議題 18 及び下部組織において検討されたことを銘記した (パラグラフ 18.17～18.19 を参照)。

### **PPR 1 から生じる緊急問題**

11.10 委員会は、汚染防止・対応小委員会 (PPR) の第 1 回会合が 2014 年 2 月 3 日～7 日に開催され、同会合の報告書が PPR 1/16 として発行されたことを銘記した。緊急措置を講じる必要がある、委員会の作業に関連する事項は、MEPC 66/11/4 に報告され、残りの事項は MEPC 67 で検討されることになる。

11.11 委員会はまた、MEPC 66/11/4 で要請された措置に関し、第 1 の IBC コードの修正案は議題 6 で検討され (パラグラフ 6.16 を参照)、第 7 のバラスト水管理は議題 2 で検討され (パラ

グラフ 2.31 を参照)、第 8 及び第 9 の船舶からの大気汚染は議題 4 で対処され (パラグラフ 4.3 及び 4.4 を参照) た事を銘記する一方で、第 10~第 12 の小委員会の隔年議題に関しては議題 18 で検討された事を銘記した。

### **新製品の評価**

11.12 委員会は、PPR 1/16 の付録 1 に記載されるとおり、PPR 1 で評価された毎年発行される液体物質の分類に関する新製品を、MEPC.2 回章のリスト 1 に全ての国にとって有効で有効期限のないものとして含める事を是認した。

### **商品名のある混合物の評価**

11.13 委員会は、PPR 1/16 の付録 2 に記載されるとおり、PPR 1 で評価された、安全上危険である商品名のある混合物を、MEPC.2 回章のリスト 3 に全ての国にとって有効で有効期限のないものとして含める事を是認した。

### **貨物タンクの洗浄添加物**

11.14 委員会は、PPR 1/16 の付録 3 に記載されるとおり、PPR 1 で評価された MARPOL 条約附属書 II の規則 13.5.2 の要件を満たす貨物タンク洗浄添加物を、MEPC.2 回章の次の版に含める事を是認した。

### **洗浄製品の使用の明確化**

11.15 委員会は、PPR 1/16 の付録 4 に記載されるとおり、洗浄製品の使用を明確化するために、MEPC.2 回章の付録 10 に新しい文言を含めるという小委員会の決定を是認した。

### **酸素依存性阻害剤を要する製品に関する指針**

11.16 委員会は、PPR 1/16 の付録 5 に記載されるとおり、酸性依存性阻害剤を要する製品に関する指針についての MSC-MEPC 回章案を、MSC 93 での同時承認を条件として承認した。

### **SDC 1 から生じる緊急問題**

#### **一般**

11.17 委員会は、設計・建造小委員会 (SDC) の第 1 回会合が 2014 年 1 月 20 日~24 日に開催され、同セッションの報告が SDC 1/26 として発行されたことを銘記した。委員会の作業に関する事項は、MEPC 66/11/2 に報告されている。

11.18 委員会は、船舶の再利用、とくにアスベストの閾値に関して議題 3 で検討された事についての SDC 1 の成果を想起した (パラグラフ 3.6~3.10 を参照)。

### **極海コードに関する問題**

11.19 委員会は、SDC 1/26 の付録 1 から 3 に記載されるとおり、極海域で運航する船舶向けの国際コード (極海コード) 草案及び極海コードを義務付けるための関連 SOLAS 条約及び MARPOL 条約の修正案が、コード草案全体で複数の規程が未だ角括弧のままであることを考慮しつつさらなる検討のために MEPC 66 及び MSC 93 に提出されることに SDC 1 が同意したことを銘記した。

## **極海コードのパート II-A の適用**

11.20 SDC 1 極海コード作業グループは、同コードの適用は SOLAS 条約の規定の適用と調和させるべきであることに同意したが、委員会は、それぞれ元の付録の MARPOL 適用性はパート II-A の対応する章まで拡張され、かつ規則ごとに例外が与えられるという理解の下、パート II-A の規定案が交渉されたということを一部の代表団が指摘したことを銘記した。

11.21 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 パート II-A の対応する章に関する MARPOL 条約各附属書の適用性の拡張ならびに排出要件は全ての船舶に適用されるべきであることを支持する MEPC 66/11/5 (オランダ及びパナマ) のパラグラフ 2~4
- .2 2段階アプローチ (第1段階は SOLAR 船舶、第2段階は非 SOLAR 船舶) もパート II-A を適用し、新規及び既存の船舶を区別する必要性を提案する MEPC 66/11/11 (CESA)
- .3 パート II-A の対応する章に関する構造的要件または大型機械の追加が必要となる一部の要件を除く MARPOL 条約各附属書の適用性の拡張、新規及び既存の船舶へのパート II-A の適用を支持する MEPC 66/11/12 (米国)

11.22 委員会は協議後、関連する MARPOL 条約各附属書の適用性は、パート II-A の対応する章にまで拡張し、運航要件を新規及び既存の船舶に適用し、追加の構造的要件に関しては例外を考慮すべきであることに同意した。

## **目標ベースのアプローチ**

11.23 委員会は、MARPOL の目標が極海コードの目標よりも広範であることに懸念を示したことと銘記した SDC 1 が、同事項を検討するために委員会に付託することに同意したことを想起した。

11.24 これに関連して、委員会は、加盟国の法的義務の曖昧さが認められるため、パート II-A の機能要件を削除又は明確化することを提案する文書 MEPC 66/11/13 (米国) を検討した。

11.25 協議を尽くした結果、発言した多くの代表団は、目標ベースのアプローチは、同コードの環境部分に適しておらず、委員会が適切かつ規範的な規定に重点を置くべきだと主張する米国の提案を支持した。

11.26 その他複数の代表団は、目標ベースのアプローチを同コードの環境部分に留保することが、コードの策定当初から合意されていたことであるとして、引き続き留保すべきであると提案した。これら代表団は、目標ベースの基準は明確であり、検証可能であり、長期にわたって持続し、実行可能であるため、代替の設計及び取り決めに十分な柔軟性を与え、長期的な技術開発が推進させると考えていた。

11.27 委員会は検討後、同パートの各章は、規範的な要件のみで構成すべきであるため、同コードのパート II-A から目標及び機能要件を削除することに同意した。委員会はまた、SDC 1/26 に記載されるとおり、目標及び機能要件の草案の将来的な使用の追求を希望する関係当事者は、委員会のガイドラインに従って、新規アウトプット用の提案を委員会の検討のために提出すべきことに同意した。

## **石油による汚染の防止**

11.28 委員会は、船舶から石油または油性混合物の海への排出禁止に関する MEPC 65 の決定を想起した SDC 1 が、ロシア連邦が提案したコード案のパート II-A の第 1 章のパラグラフ 1.4.1.2 の変更 (SDC 1/3/18) に同意しなかったことを銘記した。

11.29 委員会は、北極海域で運航する船舶が、MARPOL 条約附属書 I に基づく特別海域向けに規定された条件に基づいて機関室から油性混合物を排出できることを提案した MEPC 66/11/3 (ロシア連邦) を検討したが、十分な支持を得ていないことを確認し、同提案に同意しなかった。

### **有毒液体物質 (NLS) による汚染の防止**

11.30 委員会は、新規カテゴリ A 及び B の船舶に関して、NLS の輸送に使用するタンクは全て、760 mm 以上の距離をもって外殻から切り離すことを規定する同コードのパート II-A のパラグラフ 2.4.2.2 を SDC 1 が検討した上で、同事項を検討のために委員会に付託したことを想起した。

11.31 協議を尽くした結果、多くの代表団が、上記の新規要件を組み込むことを支持した。しかし、他の代表団は、MEPC 66/11/5 のパラグラフ 5 に説明される、追加の構造的要件は、賛否両論及び他の IMO 条約やコードの影響に関して完全な影響評価を実施すべきであるという見解を支持した。

11.32 委員会は協議後、同事項を詳細に検討し、それに従って助言するよう通信連絡グループ (パラグラフ 11.53 を参照) に指示した。

### **港湾受入施設に関する要件**

11.33 委員会は、SDC 1 において北極海域の港湾受入施設の規定に関する提案が検討され (SDC 1/3/1、SDC 1/3/19 及び SDC 1/3/23)、同事項の政策的性質であるとして、委員会で更に検討を進めるよう勧告したことを想起した。

11.34 これに関連して、委員会は、極海域の廃棄物受入施設の利用可能性により、極海コードの一環として石油及び油性混合物の排出禁止の実施が妨げられたり遅延されたりするべきではないことを主張する MEPC 66/11/8 (カナダ) を検討した。

11.35 協議において、特に以下の見解が表明された。

.1 船舶からのいかなる違法な排出も容認しないことは、港湾に十分な受入施設が整備されている場合のみ有効に実施することができ、港湾受け入れ施設に関する規制案は、国際海運業を支援し、同コードが長期にわたって続くことを目的としていること

.2 北極海の港湾の受入施設に関する要件案は、北極圏内の国及び影響を受けるコミュニティにとって極めて大きな負担となること

.3 極海域における現時点の廃棄物受入能力は、現在の需要と一致しており、適切であると考えられており、船舶が排出禁止を遵守できるような一般的な慣行及び新技術が利用可能であること

11.36 委員会は協議後、北極海において十分な受入施設を提供する必要性があるが、この事が、同コードの実施条件を構成するものではないことに同意した。委員会は、MARPOL 条約附属書 I の規則 38 (受入施設)、SDC 1/3/1 の提案及び SDC 1/3/19 のパラグラフ 6 を考慮して、同コードのパート II-A に組み込む関連文言の作成を通信連絡グループに指示した。

### **認証及び文書化**

11.37 委員会は、極海船証書及び極海域運航手順書の規定の認証・検証体制が、及び SOLAS 条約及び MARPOL 条約に基づく現行規定による証書を考慮した上で更なる検討が必要で、証書に含める事になっている運航能力及び制限に関する文書がまだ定義されていない事を想起した。

11.38 これに関連して、委員会は、認証・文書化要件について言及している MEPC 66/11/5 のパラグラフ 6~8 を検討し、管理上の負担を軽減する観点で、ポーラーコードの遵守は、関連する MARPOL 条約各附属書に基づき、既存の証書、手順書及び記録簿に反映すべきであることに同意した。委員会は、MARPOL 条約の既存の要件を考慮しながら、極海コードの認証・文書化要件の包括的なレビューを実施し、単一航海に関する規定を盛り込むことを検討するよう通信連絡グループに指示した。

### **極海コード案に関連する他の提案**

11.39 委員会は、水線下船体外部に使用する潤滑部品用の非毒性の生分解性潤滑油又は水性系の使用に関する、パート II-B の推奨指針を説明している MEPC 66/11/6（フィンランド）を検討した上で、同文書のパラグラフ 6 に記載される同コードのパート II-B のパラグラフ 3.3 の修正に同意した。

11.40 委員会は、パート II-A 及びパート II-B の表題、汚水の排出に関するパート II-A のパラグラフ 4.4.3 の本文とパート II-B のいくつかの指針の本文に関して説明している MEPC 66/11/10（ドイツ）並びにパート II-A の様々なパラグラフについて説明している MEPC 66/11/5 のパラグラフ 11.2~11.8 を検討した上で、認証・検証に関する委員会の決定を念頭に置きつつ、上記の 2 件の文書を詳細に検討するため通信連絡グループに付託することに同意した（パラグラフ 11.37 及び 11.38 を参照）。

### **極海コードを義務化するための MARPOL の修正案**

11.41 委員会は、角括弧のままとなっている本文を委員会が決定することを条件として、SDC 1 報告書（SDC 1/26）の付録 1 に記載される MARPOL 附属書 I、II、IV 及び V の修正案を SDC 1 が原則的に同意したことを想起した。

11.42 委員会は、以下の文書を考察した。

- .1 極海コードを義務化するために SOLAS 条約の第 XIV 章案と同様の構成を使用して、関連する MARPOL 条約付属書の個別の章を通して極海コードを義務化することを提案している、MEPC 66/11/5（オランダ及びパナマ）のパラグラフ 9 及び 10
- .2 文書 SDC 1/26 付録 1 に盛り込まれているとおり、MARPOL 条約修正案の構成を支持し、定義に関する規則 1 及び適用に関する規則 2 の本文について説明している、MEPC 66/11/9（ドイツ）
- .3 極海コードの関連する環境規制を、同コードのパート II-A を参照して結合するのではなく、関連する MARPOL 条約付属書の本文に直接挿入して実施することを提案し、SDC 1 で合意されたとおり MARPOL 条約修正案の構成を維持することを委員会が決定した場合極海コードの修正及び導入で対処すべき問題を特定している、MEPC 66/11/14（米国）
- .4 MEPC 66/11/14 で提案されるアプローチを使って、MARPOL 附属書 I、II、IV 及び V の修正案の文言を提示している MEPC 66/11/15、MEPC 66/11/16、MEPC 66/11/17 及び MEPC 66/11/18（米国）

11.43 極海コードの関連する部分を義務化するための MARPOL 条約の修正案の構成に関して、委員会は、発言した代表団の過半数が MEPC 66/11/5 のパラグラフ 9 及び 10 に説明されるアプローチを支持したことを銘記した。

11.44 その他多くの代表団は、明確性と簡潔性を高め、全ての規則が既存の MARPOL 条約の相互参照及び一般的に適用可能な例外を含む規定に沿って適切に扱われると強調した、MEPC 66/11/14 の提案を支持した。

11.45 いくつかの代表団は、SDC 1/26 の付録 1 に記載されるとおり、SDC 1 で合意された MARPOL 条約修正案の構成を支持するに当たり、関連する MARPOL 条約附属書に個別の章を策定する提案、特にこれらの章が南極海域で運航する船舶に関する既存の様々な MARPOL 条約の規定にどのように関連するかについて懸念を提起した。

11.46 委員会は協議後、極海コードを義務化するために関連する MARPOL 条約の修正を策定するために、MEPC 66/11/5 のパラグラフ 9 及び 10 に説明されるアプローチと構成を使用することに同意した。その後委員会は、MARPOL 修正及び極海コードの導入部を策定する際に対処すべき問題を特定している MEPC 66/11/14 のパラグラフ 6~10、ならびに MARPOL 修正案の定義及び適用の文言について説明している MEPC 66/11/9 も考慮しつつ、当該修正案を作成するよう通信連絡グループに指示した。

### **保留条項の提案**

11.47 委員会は、極海コード、他の国際協定及び国際法との関係性を明確にするために、MARPOL 条約修正案に条項を盛り込むことを提案した MEPC 66/11/7(カナダ)を検討した上で、同提案に同意しなかった。委員会は、発言した代表団の大多数が、MARPOL の第 9 条 (2) により、すでに極海コードの規定と他の関連する国際法との関係性は十分明確であり、極海コードのパート II-A に保留条項を盛り込むと混乱及び法的不確定性を招くおそれがあり、極海コードのパート II-A の規定は、関連する他の国際法に抵触しないという考え方であることを銘記した。

11.48 同事項に関する委員会の決定を受けて、カナダ代表団は、付録 20 に記載される声明を発表した。

### **極海コード対応グループの設立**

11.49 委員会は、極海コードが採択される前に完全に策定されることを目的として、最大限の資源を利用可能とし、委員会がその資源を割り当てるよう SDC 1 が要請したことを銘記した。

11.50 議長はこの要請に対し、プレナリーで詳細な討議を行った後、通信連絡グループを設立し、MARPOL 条約の関連する修正案と併せて、極海コードのパート II-A 及び II-B を完成させるよう同グループに指示することを委員会に提案した。委員会が極海コード及び関連する MARPOL 条約修正案を承認する予定である MEPC 67 において、MEPC 68 で採択される事を念頭に極海コード作業グループが設立される可能性がある。

11.51 一部の代表団は、極海コードと関連する MARPOL 条約修正の採択に関して提案されている予定表は、SDC 1 で協議された予定表と異なると指摘した。議長は、他の優先事項により、極海コードの関する作業グループを今回会合で設立することは残念ながら不可能であり、予定表を修正する必要があると回答した。

11.52 複数の代表団は、作業の時間を十分確保するために、MEPC 67 を開催する前の週に会期

間極海コード作業グループの会合を開くよう提案したが、小規模な代表団は追加の会期間グループを処理するための資源が限られていることに関して懸念を提起した代表団もいた。委員会は、議題 18に基づいて同事項に関する決定を行うことに同意した（パラグラフ 18.35 を参照）。

11.53 委員会は協議後、英国の調整の下、極海コード通信連絡グループを設立し、プレナリーでのコメントと決定を考慮しつつ、以下の事項を実施するよう同グループに指示した。

- .1 MEPC 66/11/5（パラグラフ 2～9 及び 11.2～11.8）、MEPC 66/11/6、MEPC 66/11/9（パラグラフ 5.1～5.6）、MEPC 66/11/10、MEPC 66/11/12、MEPC 66/11/13、SDC 1/3/1 及び SDC 1/3/19（パラグラフ 6）を考慮に入れ、SDC 1/26 の付録 3 を基準として極海域で運航する船舶に関する国際コード案のパート II-A 及び II-B を完成させること
- .2 MEPC 66/11/5（パラグラフ 9 及び 10）に説明されるアプローチと構成に基づき、かつ MEPC 66/11/14（パラグラフ 6～10）を考慮に入れ、極海コードを義務化するために関連する MARPOL 条約附属書の修正案を完成させること
- .3 MEPC 67 に報告書を提出すること

## 12 他の組織の活動

12.1 委員会は、FAL 38（MEPC 66/12）、MSC 92（MEPC 66/12/2）、C 110（MEPC 66/12/1）、C 111、及び C/ES 27（MEPC 66/12/3）と A 28（MEPC 66/12/4）の結果を検討対象とした。

### FAL 38 の結果

12.2 委員会は、簡易化委員会（FAL 38）の第38回会合が2013年4月8日から12日まで開催され、当該会合の報告が文書FAL 38/15として回章されたことを銘記した。委員会にとっての関心事は、文書MEPC 66/12（事務局）にまとめられた。

12.3 委員会は、文書MEPC 63/12のパラグラフ3に含まれるように、その作業に関連した二つの行動項目を検討した。第一の行動項目について、委員会はFAL 38により求められるように電子証明書の印刷版の使用に関する中間ガイドラインについてのFAL.5/回章39について検討する中で、MSC 92が同じ要求について検討し、FAL委員会がとりわけ上記の中間ガイドラインの実行を通して学習したことをまとめた証明書と文書への電子的なアクセスに関する通信伝達グループを設立したことを銘記し、III 1にそれらについて詳細に検討し、MSCに適宜報告を行うように指示したことを銘記した。

12.4 上記の内容を考慮することで、委員会は、III小委員会が行う作業の結果、ならびにFAL 39の結果が発表され、考慮することが可能になるまで当該事項の検討をMEPC 67に委ねることに同意した。

12.5 委員会は、改訂された簡易化委員会の組織化と作業の方法に関するガイドライン（FAL.3/Circ. 209）について求められる措置の項目2が委員会のガイドラインの適用に関する議題

19に基づき検討されたことを銘記した（パラグラフ19.1から19.3）。

### **MSC 92、C 110、C 111、C/ES.27、及び A 28 の結果**

12.6 委員会は、MSC 92 (MEPC 66/12/2)、C 110 (MEPC 66/12/1)、C 111とC/ES.27 (MEPC 66/12/3)、及びA 28 (MEPC 66/12/4) の決定を銘記し、さらに数多くの成果を審査するとの委員会に対する評議会の要求に関するC/ES.27の結果が、委員会とその補助機関の作業計画に関する議題18に基づき検討されたことを銘記した（パラグラフ18.1から18.16）。

## **13 船舶の有害な防汚方法**

13.1 委員会は、船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約（2001年）（AFS条約）が2008年9月17日以来効力を持っていること、及び現在まで当該条約の加盟国が66ヶ国を数え、世界の商船隊の総トン数の82.32%を占めていることを銘記した。このため、委員会は当該条約をまだ批准していない国々に可能な限り早急にこれを批准するように要請した。

13.2 委員会は、以下で構成される船舶での防汚方法に関するリスク評価のISO規格13073について情報を提供する文書MEPC 66/INF.21 (ISO) を銘記した。

第1部：船舶での防汚方法に用いられる殺菌活性物質の海洋環境リスク評価方法  
(2012年8月1日に発行)

第2部：船舶で殺菌活性物質を使用する防汚方法に関する海洋環境リスク評価の方法  
(2013年6月1日)、及び

第3部：防汚方法を適用及び除去するための人の健康へのリスクに関する評価（新しい作業項目の提案のため投票中）

13.3 委員会はさらに、AFS条約、及び侵襲的な水生動物種の移動を最小限に抑えるための船舶の生物付着の規制と管理に関するガイドライン（決議MEPC.207(62)）に従って、防汚活動、及び水中クリーニング活動に関する地元での意思決定を支援するガイドラインについての文書MEPC 66/INF.23（オーストラリア及びニュージーランド）を銘記した。

## **14 MARPOL条約及び関連規則の実施及び施行の促進**

14.1 委員会は、準拠性を促進し、MARPOL条約及びその他の関連する義務的なものと推奨的なものを含む条約の実施に関する問題に対応することを目的とした、その作業計画において永続して存在する項目であることを想起し、この項目に基づいて何も提出されていないことを銘記した。

## **15 海洋環境保護のための技術的な協力活動**

15.1 委員会は、統合技術協力プログラム（ITCP）及び外部の資金供給源から資金が提供される大規模なプロジェクトのもと、2013年2月9日から12月27日まで実施された海洋環境の保護に関する組織の技術協力活動についての文書MEPC 66/15（事務局）に示された情報を銘記した。これらの活動は、ロンドン議定書を含む、該当するIMOの条約（AFS、BWM、MARPOL、OPRC、OPRC-HNS、シップリサイクルなど）の規定を履行する際に加盟国を支援することを目的としている。委員会は、報告期間において、合計で55の技術協力活動が世界、地域、及び国の規模で実施されていることを銘記した。

15.2 委員会はさらに、審査期間において、組織の海洋環境部門による直接的な監督のもと実施された、主に外部の資金供給源から資金が供給された数多くのプロジェクトを実施することで大きな進歩が達成されたことを銘記した。

15.3 委員会はまた、地中海での船舶による汚染の防止、緊急事態、及び汚染への対処における協力に関するバルセロナ条約の議定書の履行に関連し、報告期間においてREMPECから提供される支援のもと実施された追加的な活動に関する文書MEPC 66/15/1（事務局）に示される情報を銘記した。

15.4 ブラジルの代表団は、ITCPを提供する際に役割を果たした事務局に感謝の意を表明する間に、船舶のエネルギー効率に関する措置の効果的な履行と施行に関する具体的なITCP活動、及び船舶のエネルギー効率の向上に関する技術協力と技術移転の促進についての決議MEPC.229(65)に関連した活動の間の関係性について強調し、さらに、そうした具体的な活動が、船の技術移転を容易にすることに取り組む専門家による臨時作業グループが行う作業を支援するために役立つ可能性があると提起した（パラグラフ4.54から4.62）。

15.5 クロアチア、フィンランド、インドネシア、及びフィリピンの代表団は、IMOのITCP活動、及びNoradやGloBallastプロジェクトなどの寄付金により支えられたプロジェクトの重要性、及びIMO条約を実施するための能力構築においてこれらの活動とプロジェクトが果たす重要な役割を強調し、能力構築のための努力を継続して払うように事務局を促した。委員会はまた、OPRC-HNSとBWMの各条約に関連した二つの地域的な会合を主催することに関する情報をスリランカの代表団が提供したことについて感謝の意を表した。

15.6 議長は、要約を話す段階で、内部の資金供給源及び/または外部からの寄付金が確保される場合にのみIMOによるITCPの個々の計画を履行することができることを想起した。議長は、ITCP及び主要なプロジェクトのために金銭及び現物により寄付が提供されたことについて感謝の意を表し、加盟国政府と国際組織に、計画を円滑に履行することができるようIMO技術協力活動への支援を継続し、可能であれば当該支援を増強するよう要請した。

## 16 人的要因の役割

16.1 委員会は、訓練当直基準小委員会（STWに関する小委員会。2013年に当該小委員会の組織再編が行われ、現在では人的因子訓練当直（HTW）小委員会とされる）に指導及び調整に関する役割を委ねることにMSC 89とMEPC 62が同意したことを想起した。

16.2 委員会はまた、環境に関連した人的要素に関する問題を、人的要素に関する共同MSC/MEPC作業グループに直接委ねること、及び作業グループがSTW小委員会の総会においてさらに協議を重ねることなく委ねられた問題点を検討するべきであることにMEPC 63が同意したことを想起した。

16.3 委員会はさらに、MEPC 65がこの議題のもと何ら文書が提出されていないことを銘記して、人的要素に関する問題点、及びこの事項に関してSTW小委員会が検討した結果について適宜検討するためにこの事項を議題として維持することに同意したことを想起した。

16.4 委員会は、組織の人的要素に関する戦略の促進と実施を含むHTW小委員会の付託条項を考慮して、連続二回の会合において議題に基づく提出物が何ら受け取られていないことを銘記し、当該議題から項目を削除することに同意し、小委員会の報告書に示される議題に基づき人的要素に関する将来的に発生する問題を委員会に報告するようにHTW小委員会に指示した。

## 17 商船由来のノイズ及びその海洋生物への悪影響

17.1 委員会は、水中における商船由来のノイズ及びその海洋生物への悪影響 (MEPC 66/17) という問題に対応するための技術ガイドラインを策定するために、DE小委員会が実施した作業の結果を検討対象とした。

17.2 委員会は、2013年3月18日から22日までの間にDE 57が開催され、その報告書が文書DE 57/25として回章されたことをMEPC 65が銘記したことを想起した。委員会はまた、DE 57とMEPC 65の間に近接性があるため、MEPC 65が現在の会合における水中でのノイズという問題に関するDE 57の結果について検討することを決めたことを想起した。

17.3 委員会は、文書MEPC 66/17の付録に示すように、委員会が承認するとの観点で、委員会が検討するために商船由来のノイズの軽減に関するガイドラインについてのMEPC回章案にDE 57が同意したことを想起した。

17.4 ガイドライン案について検討した後、委員会は前文のパラグラフ1.3に示された角括弧を削除し、表題を拡大して目的をより忠実に反映させることに同意することで、海洋生物への悪影響に対処することを目的とした商船由来のノイズの軽減に関するガイドラインについてのMEPC.1/Circ.833を承認し、事務局に可能な限り早急に回章を発行するように求めた。

17.5 文書MEPC 66/17のパラグラフ6に示すように、このトピックに関する将来的な作業に関わる問題を考慮して、委員会は以下をはじめとする事項を銘記した。

- .1 知識における数多くの格差が残り、この段階ではこの問題に関する包括的な評価を行うことが不可能であった。これに関連し、海洋環境における騒音レベル、及び様々な原因により問題が複雑化していることが強調された。様々な船舶の種類、規模、速度、及び運航特性といった要素が、この問題を複雑化させていく。

- .2 このような複雑性が存在する以上、船舶由来の水中における騒音レベルについて将来的な目標値を設定することは時期尚早であり、この時点での評価を行うことは困難である。
- .3 船舶由来の水中における騒音レベルの測定及び報告をはじめ、さらに調査を実施することが必要である。

17.6 この問題の重要性に鑑みて、委員会はこうした事項をさらに先に進めることを望んでいた加盟国政府に、委員会のガイドラインに従って将来開催される会合で適切な新しい成果のための提案書を提出するように要請した。

## 18 委員会及び小委員会の作業計画

### C/ES.27 の結果

18.1 委員会は、評議会の第27回臨時会合が2013年11月21日と22日に開催されたこと、及び評議会が、組織の戦略計画に関する臨時作業グループ（CWGSP 13）の第13回会合の報告に関する文書C/ES.27/3の内容を検討し、委員会に以下に示す具体的な措置を講じるように求めた。

- .1 計画されていない成果に関する厳格な規律が、すべてのレベルで守られるべきである。
- .2 二年間のうちにいずれかの作業が実施される前に、該当する手順に従って適切な成果が立案され、組織の高レベル行動計画（HLAP）の中に含められるべきで、このとき小さな是正事項/問題点は、「その他の事業」という議題のもと委員会が継続的に検討することができるものと理解される。

18.2 委員会は、CWGSP 13がHLAPを審査したことを銘記し、文書MEPC 66/18（すなわち、成果5.2.3.6、5.3.1.1、7.2.2.1、10.0.1.1、及び10.0.1.2）の附属書のパートAに示すように、数多くの計画的な成果がそれぞれの計画的な成果から実際の製品を明確に識別することを可能にするほど十分に具体的ではなかったこと、及び結果的にC/ES.27が適宜MSCと共に、委員会にこれらの成果を審査し、それらをより明確に識別することができないか検証するように求めたことを銘記した。

### MARPOL 附屬書Iの修正事項と関連する回章の成果 5.2.3.6

18.3 委員会は、成果5.2.3.6が自己の範囲内に存在する継続的な項目であり、範囲の検討のためにC/ES.27により委員会に委ねられたことを銘記した。

18.4 オランダの代表団によるコメントを検討し、他の数多くの代表団による支持を受けて、委員会は、成果がオープンエンド（無期限、無制限）であり、組織の戦略的計画と高レベルの行動計画の適用に関するガイドライン（決議A.1062(28)）（HLAPの適用に関するガイドライン）の

パラグラフ8.5に定義されるようにSMARTの規定の中で適切に指定されていないことを銘記し、HLAPから成果を削除することに同意した。委員会は事務局に、情報を適宜提供するように求めた。

### **化学物質の安全性と汚染災害、及びGESAMP-EHS の推奨事項を考慮したMARPOL附属書IIとIBCコードの間接的な修正事項の策定に関する成果7.2.2.1**

18.5 委員会は、成果7.2.2.1が自己の範囲内に存在する継続的な項目であり、範囲の検討のためにC/ES.27により委員会に委ねられたことを銘記した。

18.6 委員会は、オランダの代表団による該当するコメントを考慮する中で、他の数多くの代表団の支持を受け、具体的にIBCコードの第17章と第18章に関係するものであり、MARPOL附属書IIの間接的な修正事項に関するものではないことから、成果の表題を「化学物質の安全性と汚染災害、及びGESAMP-EHSの推奨事項を考慮したIBCコードの間接的な修正事項の策定」に修正すること、及びこれによりPPR小委員会の隔年議題を修正することに同意し、評議会、MSC、及びESPH作業グループにその決定内容を伝えるように事務局に求めた。

### **成果5.3.1.1、10.0.1.1、及び10.0.1.2**

18.7 成果5.3.1.1（PSC活動の調整）、10.0.1.1（タンカーとばら積み貨物船の対象とする目標に基づく新しい船舶の建造に関する基準）、及び10.0.1.2（安全性、セキュリティ、及び海洋環境の保護を含む、あらゆるタイプの船舶を対象とする目標に基づく船舶の建造に関する基準）について検討する中で、委員会は、2015年を目標とする完成年とする成果10.0.1.2を除き、これらがMSCとMEPCの範囲に基づく連続的な成果であり、範囲の検討のためにC/ES.27により委員会に委ねられたことを銘記した。

18.8 上記の成果がHLAPの範囲内にあることを検討し、C/ES.27がMSCにそれらを審査するよう求めたことを銘記し、委員会はそのことに関してMSC 93の結果を待ちながら3つの成果に関する協議をMEPC 67に委ねることを決めた。

### **成果7.1.2.9 及び7.2.3.2**

18.9 委員会は、文書MEPC 66/18の付録のパートBに示すように、新たな計画的な成果7.1.2.9（油汚染のマニュアルに含まれる改訂済み第II節－緊急時対応策）及び7.2.3.2（更新済みOPRCモデル訓練コース）の受け入れのために従う手順を明確化するようにC/ES.27が委員会に求めたことを銘記した。

18.10 成果7.1.2.9について検討する中で、委員会は、油とHNSの流出事故への対応システムを確立するための主要な要件を設定することでスウェーデンによる提出物（MEPC 61/8/4）を検討し、MEPC 61が、文書をOPRC-HNS技術グループ（TG）に委ね、情報を評価して優先順位を付け、その解析結果をさらなる検討のためにMEPC 62に提出するように指示して結論を出したことを想起した。委員会はまた、より包括的な評価の内容をMEPC 64に提出するようにMEPC 62がOPRC-HNS TGに求めたことを想起した。

18.11 委員会は、OPRC-HNS TG 15がHNS緊急時対応策のための要素の策定が高い優先度を持

つ事項であることに同意し、代表団が新しい成果に関する提案をMEPC 64に提出するように提案したことを想起した。

18.12 委員会はさらに、海洋装置、港、及び油の取扱設備の緊急時対応策の場合、グループがこれらの事項を優先事項であると見なしたこと、海洋装置、港、及び油の取扱設備のための緊急時対応策を策定することを目的とした油汚染のマニュアルに含まれる第II節の改訂が、新しい要件を定めるよりも妥当な方法であることに同意したこと、及び結果的にこの事項は2014年～2015年の計画的な成果としてMEPC 65により承認されたことを想起した。

18.13 成果7.2.3.2を検討する中で、委員会は、中に含まれる情報が時代遅れとなっており、コースの見た目や印象の刷新を図ることが必要であることを認識することで、MEPC 62がIMO ITCPに基づく活動として事務局が実行するOPRCモデル訓練コースのレベル1から3を審査及び更新する作業へのOPRC-HNS TGの参加を承認したことを想起した。

18.14 委員会は、OPRC-HNS TG 13が、レベル3のモデル訓練コースの再度の策定を目的とした付託条項案に同意し、作業を遂行するために顧問を雇うとの事務局の提案を承認したこと、及びOPRC-HNS TG 15が、OPRC-HNS TG 15の推奨事項に基づいて後に事務局により完成された改訂済み及び更新済みのレベル3のモデル訓練コースの教材を審査したことを想起した。

18.15 委員会はまた、MEPC 65が、7.2.3.2が2014年～2015年の計画的な成果として受け入れられたOPRC-HNS TG 16の計画的な成果と暫定的な議題を承認したことを想起した。委員会は、すべてのレベルで使用されるあらゆる教材の編集上の整合性を確保する目的で、レベル1及び2の教材が完成するまで、レベル3のモデル訓練コースの教材の発行を一時停止とするため、OPRC-HNS TG 16が事務局の推奨事項に同意したことを銘記した。

18.16 以前の会合における7.1.2.9から7.2.3.2までの受け入れプロセスを明確に示す情報を審査した後、委員会は、それに応じて評議会に情報を提供することに同意した。十分な監督と委員会のガイドラインの順守の必要性に関するバハマ国の代表団によりコメント銘記した委員会は、二年間にいずれかの作業を遂行するときに上のパラグラフ18.1に整合した具体的な措置を講じることへの評議会の要求に同意し、委員会のガイドラインを継続して厳格に順守することへの議長の要求を銘記した。

#### **CCC、HTW、NCSR、SDC、及びSSE小委員会の隔年議題に関する項目**

18.17 環境問題に関するCCC、HTW、NCSR、SDC、及びSSE小委員会の2014年～2015年の議題に関する項目を含む文書MEPC 66/WP.2の付録を検討した委員会は、上記の小委員会の議長が事務局と協議し、HLAPの適用に関するガイドラインに基づき、HLAPIに含まれる計画的な成果がIMOのすべての機関の隔年の作業の基盤を明示的に形成すべきことを考慮することで、隔年のステータス報告書を作成したことを銘記した。

18.18 委員会はまた、委員会の現在の会合以前に保持されていた上記の各小委員会が開催した第一回目の会合の結果を考慮することで、2014年～2015年のHLAPに含まれるように（決議A.1061(28)）、HTW、SDC、及びSSE小委員会の隔年議題が更新されたことを銘記した。

18.19 委員会は、並行して下されたMSC 93の決定に従い、付録15に示されるように、CCC、HTW、NCSR、SDC、及びSSE小委員会の隔年議題において環境問題に関する項目を承認した。

#### **PPR 小委員会の隔年議題、及び PPR 2 のための暫定的な議題**

18.20 委員会は、文書MEPC 66/WP.3の付録1に含まれるように、PPR小委員会の隔年議題、及びPPR 2の暫定的な議題を検討する中で、小委員会の隔年のステータス報告書を考慮することで、PPR 1が2014年～2015年の小委員会の計画的な成果、及びPPR 2のための暫定的な議題について審査し、これに同意したことと銘記した。

18.21 委員会はまた、PPR 1が成果2.0.1.2（バラスト水のサンプリングと解析に関する指針を含む、2004 BWM条約に基づく港の状態管理に関するガイドライン）及び7.1.2.13（海洋支援船を使用したばら積みでの限定された量の危険で毒性のある液体物質の輸送とハンドリングに関する規約）に関する提案を行ったことを銘記した。

- .1 成果 2.0.1.2 は、III 及び PPR 小委員会をそれぞれ調整を行う関連機関として位置付けた BWM 条約に基づく港の状態管理についてのガイドラインに関するもの、及び PPR と III 小委員会をそれぞれ調整を行う関連機関として位置付けたバラスト水のサンプリングと解析についてのガイドラインに関するものという 2 つの成果に分割するべきである。及び
- .2 成果 7.1.2.13 のために、SSE 小委員会を追加的な関連機関として追加するべきである。

18.22 検討を行った後、委員会は

- .1 成果 2.9.1.2 を PPR 小委員会の隔年議題についての一つの成果として維持し、PPR 1 の求めに応じて項目を分割しないこと、及び
- .2 SSE 小委員会を、成果 7.1.2.13 に基づき追加的な関連機関として追加すること

に同意し、PPR 1により求められる残りの措置について検討した後、MEPC 67によりさらに審議される現在の会合の結果を考慮して、原則としてPPR小委員会の改訂済みの隔年議題、及びPPR 2 のための暫定的な議題を承認した（パラグラフ11.10を参照）。

#### **III 小委員会の隔年議題、及び III 1 のための暫定的な議題**

18.23 文書MEPC 66/WP.3の付録2について検討した後、委員会は、MSC 92とMEPC 65がIII 小委員会の隔年議題、及びIII 1のための暫定的な議題を承認したことを想起し、該当する成果が2014年～2015年のHLAPIに含まれていることを銘記した。

18.24 成果2.0.1.21（まとめの報告書、及びMARPOLに基づく義務的な報告書の分析）及び7.1.3.1（主張されている港の受け入れ施設の不適格性に関する報告書の検討と分析）（MEPC 66/WP.3、パラグラフ6）を融合する、及び新しい成果をIII小委員会の隔年議題に組み込むとの提

案を検討した後、委員会は、C/ES.27が成果2.0.1.21をHLAPから削除し、それを事務局の事業計画に移したことを銘記し、当該の提案に同意しなかった。

18.25 委員会は、並行して下されたMSC 93の決定に従って、この会合の結果を考慮することで、附属書17に示されるようにIII小委員会の隔年議題、及びIII 1のための暫定的な議題を確認した。

#### **2014 年～2015 年の MEPC の計画的な成果のステータス**

18.26 委員会は、HLAPの適用に関するガイドラインのパラグラフ9.1に従い、2014年～2015年のHLAPIに含まれた計画的な成果のステータスに関する報告書が作成され、小委員会と委員会の各会合の報告書、及び評議会から会合への隔年の報告書に附属書として添付されるべきであり、当該の報告書では隔年議題に含めることができるよう計画的な成果が個別に特定されるべきであることを銘記した。

18.27 委員会はさらに、HLAPの適用に関するガイドラインに従い、会合が委員会に対して、特に高いレベルの措置と関連する計画的な成果に関するHLAPの表2に関して、戦略的な方向性の枠組み、高いレベルの措置、及び隔年の計画的な成果を用いて組織の目的と目標の達成に向けた作業の進展を報告するように求めたことを銘記した。

18.28 その後、委員会は、付録18に示されるようにこの会合で成し遂げられた進展を考慮にして、計画的な成果のステータスに関する報告書及びMEPC 65により同意されたHLAPIに関する提案書に基づき事務局により作成された2014年～2015年の計画的な成果のステータス（MEPC 65/22、附属書45及び46）、HLAPの表2を承認した。

#### **MEPC 67 と MEPC 68 の議題に含めるべき項目**

18.29 委員会は、MEPC 67とMEPC 68(MEPC 65/WP.4)のための議題に含める項目を検討し、この会合で下される決定を考慮することで(第7節、第8節、第11節、第13節、及び第16節を参照)、

- .1 「MARPOL と関連する要件の解釈及び修正事項」、及び「OPRC 条約とOPRC-HNS 議定書ならびに該当する会議の決議」に関する議題がPPR 小委員会の隔年議題に関する該当する項目で扱われているためそれらを削除し、
- .2 2014 年～2015 年の HLAP には関連する成果が確立されていないため、「船舶の有害な防汚方法」に関する議題を削除し、
- .3 組織の人的要素の戦略の促進と実行を含む HTW 小委員会の付託条項を考慮して、「人的要素の役割」に関する議題を削除し、
- .4 付録 19 に示すように、MEPC 67 と MEPC 68 の議題に含める項目を承認した。

#### **MEPC 67 と MEPC 68 に関する日付**

18.30 委員会は、MEPC 67が2014年10月13日から17日にかけて開催される予定であること、

及びMEPC 68が2015年5月に開催される予定であることを銘記した。

### **MEPC 67における作業、審査、及び案を作成するグループ**

18.31 委員会は、それぞれの議題に基づき下された決定を考慮して、以下から選定されるグループがMEPC 67に設置されるべきであることに同意した。

- .1 シッカリサイクルに関する作業、及び案を作成するグループ
- .2 大気汚染とエネルギー効率に関する作業グループ
- .3 國際海上輸送の向上とエネルギー効率のためのさらなる技術的な、及び運航上の措置に関する作業グループ
- .4 ポーラー・コードに関する作業グループ
- .5 義務的な要件の修正事項に関する案を作成するグループ
- .6 バラスト水の処理技術に関する審査グループ、及び
- .7 硝素及びリンの除去に関する基準を審査する審査グループ<sup>6</sup>

議長は、上記の事項に関する提出物の内容を考慮することで、MEPC 67にとって適時に当該のグループの最終選考に関する情報を委員会に伝えることになる。

18.32 委員会は、臨時の能力構築の必要性に関する分析グループ（ACAG）も設置することが必要となる可能性があることも銘記した。

### **通信連絡グループ**

18.33 委員会は、適宜MEPC 67及びMEPC 68の監督下となる、以下に示す会期間の通信連絡グループを設置することに同意した。

- .1 ポーラー・コードに関する通信連絡グループ
- .2 シッカリサイクルに関する通信連絡グループ
- .3 MARPOLに基づく電子記録簿の使用に関する通信連絡グループ
- .4 國際海上輸送のエネルギー効率を改善するためのさらなる技術的な、及び運航上の措置に関する通信連絡グループ、及び

---

<sup>6</sup> MEPC 64 (MEPC.64/23、パラグラフ 11.20) は、下水処理プラントの廃水基準と性能試験の実行に関するガイドライン (2012 年) (決議 MEPC.227(64)) (成果 7.1.2.12) に含まれる窒素及びリンの除去に関する基準の審査が、ガイドラインのパラグラフ 4.4 に従って MEPC 67において遂行されるべきであることに同意した。

.5 MARPOL 附属書 VI の規定 14.8 で求められる燃料油の有用性の審査に関する通信連絡グループ

18.34 中国の代表団は、ロシア連邦の代表団の支持を受けて、付録20に示すように、通信連絡グループの設置に関する声明を出した。

### 会期間の会議

18.35 委員会は、個々の議題に基づき下された決定事項を考慮することで、以下の会議間の会議を承認し、評議会にこの決定を承認するよう要請した。

- .1 2015 年 9 月及び 10 月に開催する ESPH 作業グループ、及び
- .2 2014 年 10 月に MEPC 67 の前の週に開催される、MEPC 67 の監督下にあるボーラー・コード作業グループ

## 19 委員会のガイドラインの適用

19.1 委員会は、改訂された簡易化委員会の作業の組織化と方法に関するガイドライン (FAL.2/Circ. 209) を銘記し、FAL 38による該当する要求 (MEPC 66/12) を受けて、FAL委員会により成し遂げられた編集上の改善事項も委員会のガイドライン (MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.2) に含めるべきか否か検討した。

19.2 委員会はまた、これに関連して、MSCが適切な決定を下すことができるよう、FAL 38 の承認に従いFAL委員会のガイドラインの改訂の結果として委員会のガイドラインに提案される改訂事項を示すことで、MSC 92が事務局にMSC 93で検討するための文書を作成するように求めたことを銘記した (MEPC 66/12/2、パラグラフ2.13)。

19.3 この結果、委員会は、決定を下す前に事務局が作成した該当する文書 (MSC 93/19) に関するMSC 93による検討を待つことに同意した。

19.4 委員会はまた、組織が現在までに採択した効率性と厳格さに関する措置を銘記する中で、C 110が委員会に手続きに関するルールと委員会のガイドライン、ならびにHLAPの適用に関するガイドライン (MEPC 66/12/1、パラグラフ2) を厳格に守るように求めたことも銘記した。

## 20 その他の議題

### 生物付着に関するワークショップ、及び IMarEST に基づく生物付着管理専門グループの形成

20.1 委員会は、海上輸送のための実用的で、効果的で、世界的な規模の整合性を備えた生物付着管理に関する措置についてさらなる議論と国際的な協議を支援及び促進してゆくための、オ

ーストラリア/ニュージーランド/太平洋地域 (ANZPAC) により組織化された生物付着の管理と持続可能な海上輸送に関するワークショップ及びIMarESTによる生物付着管理専門グループ (BMEG) の形成に関する文書MEPC 66/INF.19 (IMarEST) を銘記した。

### **バーゼル条約と IMO の連携**

20.2 委員会はまた、バーゼル条約の締約国会議の第11回会合（2013年4月28日から5月10日まで）で採択されたバーゼル条約とIMOの連携に関する決定BC-11/17の概要を示す文書MEPC 66/INF.26（バーゼル条約のUNEP事務局）を銘記した。

## **21 他のIMO組織に対して要請される活動**

21.1 その第112回会合において、評議会は以下の要請を受けた。

- .1 MARPOL 附属書 I、II、III、IV、V、及び VI、BCH コード、IBC コード、及び NOx テクニカルコード（2008 年）への修正事項の委員会による採択を銘記すること（パラグラフ 6.51 から 6.70）
- .2 委員会が審査するように求められている HLAP の成果 5.2.3.6、5.3.1.1、7.2.2.1、10.0.1.1、及び 10.0.1.2 に関して取られた措置を承認する（パラグラフ 18.2 から 18.9）。
- .3 新しい計画的な成果 7.1.2.9 及び 7.2.3.2 を受け入れるために従う手順に関して示された説明を銘記する（パラグラフ 18.10 から 18.16）。
- .4 2014 年～2015 年の計画的な成果のステータスに関する報告を銘記する（パラグラフ 18.28 及び附属書 18）。及び
- .5 2014 年～2015 年に向けて承認される会期間の会合を承認する（パラグラフ 18.35）

21.2 海上安全委員会は、その第93回会合で以下の要請を受けた。

- .1 燃料油の品質、及び乗組員の健康、船舶の安全、及び環境保護にもたらされる可能性のある影響、ならびに委員会が可能な管理方法を策定することに同意し、MEPC 67 のために該当する提案を要請したことを銘記する（パラグラフ 4.17 及び 4.18）。
- .2 規約への該当する修正事項を採択するときに、決議 MEPC.249(66)により採択される BCH コードへの修正事項の最終的な文面を考慮する（パラグラフ 6.59 及び附属書 10）。
- .3 規約への該当する修正事項を採択するときに、IBC コードの新しいパラグラフ

15.13.5.1 及び 15.13.5.2 の脚注の最終的な文面を考慮及び決定する（パラグラフ 6.61）。

- .4 証明書と文書への電子的なアクセスに関して進められている FAL 委員会の作業を考慮して、委員会がさらに MARPOL に基づく電子記録簿の利用に関する指針案について検討し、該当する通信対応グループを再び設置したことを銘記する（パラグラフ 7.2 から 7.5）。
- .5 フリジア合流点を経由した北ヒンダーからドイツ北海への既存の遠海路と分離航行帯への間接的な修正事項 (COLREG.2/Circ.59) に続き、MARPOL 附属書 II の改訂により生じる、決議 MEPC.101(48)（特別敏感海域としてのワッデン海の指定）の第 II 節（衝突の回避、航行、経路指定の方法）、付録 3 に一覧で示される特定の種類の船舶によるカテゴリの汚染への間接的な変化を反映させるための脚注の追加を銘記する（パラグラフ 9.1 及び 9.2）。
- .6 MSC 93 による並行した承認を条件に、特定の期間にわたる蓄積による SMS の運航中断の後における安全管理証明書の再有効化に関するガイドライン (STW 44/19、附属書 1) に関する MSC-MEPC 回章案を委員会が承認したことを銘記する（パラグラフ 11.3）。
- .7 MSC 93 による並行した承認を条件に、海上で人を輸送する際の安全性に関する指針 (STW 44/19、附属書 2) に関する MSC-MEPC 回章案を委員会が承認したことを銘記する（パラグラフ 11.4）。
- .8 MSC 93 による並行した承認を条件に、船舶のメンテナンスと故障の記録を移行することに関する ISM 規約への修正事項を策定しないとの STW 44 の決定を委員会が承認したことを銘記する（パラグラフ 11.5）。
- .9 委員会が、IMDG 規約への一連の最新の修正案に関連して DSC 18 により策定された MARPOL 附属書 III への間接的な修正事項を承認し、MEPC 67 による採択を想定して MARPOL 第 16 条に従いそれらを回章するように事務局長に求めたことを銘記する（パラグラフ 11.8 及び付録 14）。
- .10 MSC 93 による並行した承認に従い、委員会が酸素依存性阻害物質を必要とする製品に関する MSC-MEPC 回章案 (PPR 1/16、附属書 5) を承認したことを銘記する（パラグラフ 11.16）。
- .11 ポーラー・コード及び当該規約を義務的なものにすることを目的とする関連した MARPOL 修正事項に関して委員会が下す決定を銘記する（パラグラフ 11.19 から 11.53）。
- .12 FAL 38 により求められるように、電子証明書の印刷版の使用に関する暫定的なガイドラインに関する FAL.5/Circ.39 について委員会が検討し、MSC 92 が III 1 に当該事項について詳細に検討して MSC に報告するように指示したことを銘記する（パラグラフ 11.17）。

- 記して当該事項の検討を MEPC 67 まで延期することに同意したことを銘記する（パラグラフ 12.3 及び 12.4）。
- .13 委員会が、海洋生物への悪影響に対処することを目的とした商船由来のノイズの軽減に関するガイドラインについての MEPC.1/Circ.833 を承認したことを銘記する（パラグラフ 17.4）。
  - .14 委員会が、成果 7.2.2.1 の表題を「化学物質の安全性と汚染災害、及び GESAMP-EHS の推奨事項を考慮した IBC コードの間接的な修正事項の策定」に修正したことを銘記する（パラグラフ 18.6）。
  - .15 委員会が、範囲の検討のために C/ES.27 により MEPC 及び MSC に委ねられた成果 5.3.1.1、10.0.1.1、及び 10.0.1.2 を検討する中で、これら三つの成果に関する議論を、この事項に関する MSC 93 の結果を待って、MEPC 67 まで延期することを決めたことを銘記する（パラグラフ 18.7 及び 18.8）。
  - .16 MSC 93 の並行する決定を条件に、委員会が環境問題に関連した CCC、HTW、NCSR、SDC、及び SSE 小委員会の隔年議題に関する項目を承認したことを銘記する（パラグラフ 18.19 及び付録 15）。
  - .17 委員会が、PPR 小委員会の改訂済みの隔年議題、及び PPR 2 のための暫定的な議題を承認したことを銘記する（パラグラフ 18.22 及び附属書 16）。
  - .18 成果 7.1.2.13 に基づき追加的な関連機関として SSE 小委員会を追加することに委員会が同意したことを銘記する（海洋支援船を使用したばら積みでの限定された量の危険で毒性のある液体物質の輸送とハンドリングに関する規約）（パラグラフ 18.22.2）。
  - .19 委員会が、MSC 93 の並行した決定にしがたい、III 小委員会の隔年議題、及び III 1 のための暫定的な議題を確認したことを銘記する（パラグラフ 18.25、及び附属書 17）。
  - .20 改訂された FAL 委員会のガイドラインを背景に、委員会が、決断を下す前に事務局が MSC による作成された該当する文書（MSC 93/19）のさらなる検討を待つことに同意したことを銘記する（パラグラフ 19.3）。及び
  - .21 委員会が、2014 年 10 月における MEPC 67 の前の週に、MEPC 67 の監督下となる会期間のポーラー・コード作業グループを設置することを承認するように C 112 に要請したことを銘記する（パラグラフ 18.35.2）。
- 21.3 技術協力委員会は、その第64回会合において、以下の要請を受けた。
- .1 船舶のエネルギー効率の改善に関わる技術協力と技術移転の推進に関する決議 MEPC.229(65)に従い、委員会が船舶の技術移転を容易にすることに取り組む

専門家による臨時作業グループ（AHEWG-TT）を設置したことを銘記する（パラグラフ 4.54 から 4.62）。及び

- .2 委員会が、2013 年 2 月 9 日から 12 月 27 日までの間に ITCP 及び外部の資金供給源から資金が供給される主要なプロジェクトに基づき実施された、海洋環境の保護に関する組織の TC 活動について提供された情報を感謝の念を持って銘記し、加盟国政府と国際機関に IMO の TC 活動のための支援を継続し、可能であれば増強するように要請した（パラグラフ 15.1 から 15.6）。

21.4 簡易化委員会は、その第39回会合において、以下の要請を受けた。

- .1 委員会が、証明書と文書への電子的なアクセスに関する FAL 委員会が進めている作業を考慮し、MARPOL に基づく電子記録簿の使用に関する指針案を検討し、該当する通信連絡グループを再び設置したことを銘記する（パラグラフ 7.2 から 7.5）。
- .2 FAL 38 により求められるように、電子証明書の印刷版の使用に関する暫定的なガイドラインに関する FAL.5/Circ.39 について委員会が検討し、MSC 92 が III 1 に当該事項について詳細に検討して MSC に報告するように指示したことを銘記して当該事項の検討を MEPC 67 まで延期することに同意したことを銘記する（パラグラフ 12.3 及び 12.4）。及び
- .3 改訂された FAL 委員会のガイドラインを背景に、委員会が、決断を下す前に事務局が MSC による作成された該当する文書（MSC 93/19）のさらなる検討を待つことに同意したことを銘記する（パラグラフ 19.3）。

\*\*\*

## 海洋環境保護委員会第 67 回会合について

海洋環境保護委員会第 67 回会合に先立つ 2014 年 10 月 10 日、日本はバラスト水管理条例への加入書を IMO 事務局長に寄託し、42 番目の締約国となった。また、同会合会期中の 10 月 14 日、トルコが条約への加入書を IMO 事務局長に寄託し、43 番目の締約国となった。この結果、条約締約国は 43ヶ国、締約国の合計商船船腹量は 32.54% に達し、条約の発効条件まであと商船船腹量 3%未満まで至った。

活性物質を使用したバラスト水処理設備について、新たに 1 件の基本承認、3 件の最終承認が付与された。また、バラスト水管理条例に係る PSC ガイドラインが採択されるとともに、処理施設の試験方法に係るガイドラインのレビューを開始する事が採択された。

温室効果ガス排出削減対策について、2013 年より行われている国際海運からの二酸化炭素排出調査結果が報告され、同報告が出版物として刊行されることとなった。また、燃費方向性度について、船舶が報告すべきデータの種類等を記載した枠組み概要文書が作成されるとともに、エネルギー効率設計指標のレビュー開始について合意された。

極海コードの環境要件及び同コードを義務化するための MARPOL 条約各付属書の改正案が最終化された。同コードは、MEPC68 での採択が見込まれている。

本次会合の報告書のうち、付録を除く本文を翻訳し、次項以降に示す。なお、本報告書の原文及び各議題に対する提案文書については、IMO の web サイト (<http://docs.imo.org/>) を参照のこと。

MEPC 67/20  
2014年10月31日

## 海洋環境保護委員会 第67回会合の報告

### 1 はじめに—議題の採択

1.1 海洋環境保護委員会の第67回会合は2014年10月13日～17日に、アルセニオ・ドミニゲス（Arsenio Dominguez）議長（パナマ）の下、国際海事機関（IMO）本部で開催された。副議長のナオミ・パーカー（Naomi Parker）氏（ニュージーランド）も列席した。

1.2 文書MEPC 67/INF.1に記載されているとおり、同会合には加盟国と準加盟国の代表団、国連プログラムの代表者、特別機関及びその他の機関の代表者、協力協定にある多国籍組織のオブザーバー、及び顧問契約のある非政府組織のオブザーバーが出席した。

1.3 同会合には、評議会議長Mr. J. G. Lantz（米国）、FAL委員会議長Mr. Y. Melenas（ロシア連邦）、III小委員会議長Mr. D. Hutchinson（バハマ）、NCSR小委員会議長Mr. C. Salgado（チリ）、PPR小委員会議長Mr. S. Oftedal（ノルウェー）、SDC小委員会議長Mrs. A. Jost（ドイツ）及びSSE小委員会議長Mr. S. Ota（日本）も出席した。

#### 事務局長による開会の辞

1.4 事務局長は、参加者を歓迎し、開会の辞を述べた。全文は以下のIMOのウェブサイトからダウンロード可能である。

(<http://www.imo.org/MediaCentre/SecretaryGeneral/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings>)

1.5 議長は、事務局長の開会の辞について謝意を表し、事務局長の助言と要請は、委員会の協議で必ず考慮されることを宣言した。

#### バラスト水管理（BWM）条約への加入

1.6 委員会は、日本代表団が2014年10月10日に事務局長にBWM条約への加入書を寄託したことと謝意をもって銘記し、これにより日本は同条約の42カ国目の締約国となった。日本代表団の声明の全文は付録19に記載されている。

#### 議題の採択

1.7 委員会は、議題（MEPC 67/1）を採択し、各日の進捗により調整されるという認識にたち、暫定的な予定表（MEPC 67/1/1、付録2（改訂））に基づいて行動することに同意した。採択された議題は、各議題で検討される文書のリストとともに文書MEPC 67/INF.34に記載されている。

#### 信任状

1.8 委員会は、会合に出席している各代表団の信任状が正式かつ適切であることを銘記した。

### **会合に関する取り決め**

1.9 プレナリーの時間を最も効率的に活用することを目的として、委員会は、プレナリーではイントロダクションを行わずに、議題4に基づき提出され、文書MEPC 67/1/2（議長）の第3項に記載されている文書を大気汚染及びエネルギー効率作業グループに直接回付して検討を図ることとする議長案に同意した。

1.10 議長はそれ以降、英語で会合を進行すると銘記されたが、スペインの代表団は、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、グアテマラ及びフランスの各代表団の支持を得て、その決定に対して懸念を表明した。フランス及びスペインの代表団の声明文は付録19に記載されている。

## **2 バラスト水中の有害水生生物**

2.1 委員会は、2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（BWM条約）の締約国は着実に増加しており、また、間もなく批准する国もあることを銘記した。

2.2 トルコは、2014年10月14日のプレナリーの間に事務局長にBWM条約への加入書を寄託した。これにより締約国は43カ国となり、世界の商船船腹量のおよそ32.54%を占めることとなった。委員会は、条約を批准していない国に対し、可能な限り早く批准をするよう促した。

### **活性物質を利用したバラスト水管理システムの検討と承認**

2.3 委員会は、GESAMP-バラスト水作業グループ(GESAMP-BWWG)の第28回会合が2014年5月5日～9日に、第29回会合が同年7月8日に、Mr. J. Linders議長の下IMO本部で実施されたことを銘記した。これらの2会合において、GESAMP-BWWGは、日本、韓国及びシンガポールが提出した活性物質を利用したバラスト水管理システム(BWMS)の承認に関する計4件の提案を審査した。

### **基本的な承認**

2.4 委員会は、GESAMP-BWWG 29 (MEPC 67/2/9) 報告書の付録4に含まれる勧告を検討した上で、文書MEPC 67/2/3においてシンガポールが提案したElysisGuardバラスト水管理システムに対し基本承認を認めることに同意した。

2.5 委員会は、シンガポールの主管庁に、システムの更なる開発段階で前述の報告書(MEPC 67/2/9の付録4)の勧告を全て考慮することを要請した。

### **最終承認**

2.6 委員会は、GESAMP-BWWG 28 (MEPC 67/2/4) 報告書の付録4～6に含まれる勧告を検討した上で、以下に対し最終承認を認めることに同意した。

- .1 韓国から提案された MARINOMATE™ バラスト水管理システム (MEPC 67/2)
- .2 韓国から提案された BlueZone™ バラスト水管理システム (MEPC 67/2/1)
- .3 日本から提案された KURITA™ バラスト水管理システム (MEPC 67/2/2)

2.7 委員会は、日本及び韓国の主管庁に、型式承認書の発行前に前述の報告書 (MEPC 67/2/4 の付録4~6) の勧告が全て完全に取り組まれていることを検証するよう要請した。

2.8 文書MEPC 67/2/14(日本)に含まれるコメントについて検討し、さらにGESAMP-BWWGの議長の補足意見を銘記した上で、委員会は、KURITA™ バラスト水管理システムの最終承認が4°Cを上回る事というシステム制限がなくても認められることに同意した。中和剤が注入されてもBWMSの有効性に関係しない場合に、この推奨される制限が第28回会合時においてGESAMP-BWWGに利用可能なデータに基づき、かつ単に放水の適用可能な最低温度を指示したものであることを、委員会は銘記した。GESAMP-BWWGによって評価されるBWMSでは、システム制限は、申請者自身によって提供されたとおり、システムの有効性に、さらに半減期の増大を回避するための放流水域の温度に関係している。

### **GESAMP-BWWGの今後の会議**

2.9 委員会は、GESAMP-BWWGの次回定例会合（第30回会合）は2014年12月8日～12日に暫定的に予定されていることを銘記し、MEPC 68において承認を受けるための提案（申請書類）及びBWMSの非機密的な説明を、2014年10月24日以前で可能な限り速やかに提出することを加盟国に要請した。

2.10 審査とその後のMEPC 68による承認のために4件を超える提案がGESAMP-BWWGによって提出される可能性があることを認識した上で、GESAMP-BWWGが可能な限り多くの提案を受け入れるために、会議を開催する上で必要となる条件が全て満たされた場合には、2015年2月に追加会合（GESAMP-BWWG 31）を暫定ながら開催する用意があると表明したことを、委員会はさらに銘記した。時間の制約により、第30回会合及び追加会合（第31回会合）で審査されない承認のための提案は、MEPC 68後に開催される直近の会合で審査され、MEPC 69に報告される（MEPC 67/2/9セクション3）。

### **GESAMP-BWWG会議から生じる他の問題**

2.11 委員会は、承認のための提案の評価の最適化に関するGESAMP-BWWGの勧告を検討した上で、

- .1 バラスト水の処理で最も一般的に関連する化学物質に関するGESAMP-BWWGのデータベースは随時更新される文書と考えられることから、また、文書 MEPC 65/INF.14 の発表以降に一部の化学物質に関する適切なデータが利用できるようになったことから、最終承認の評価に使用するデータの一部は基本承認に使用するデータと異なることを銘記した。

.2 臭素酸イオンとして臭素酸塩種を全て報告するよう申請者に勧告した。

2.12 委員会は、GESAMP-BWWGの開発したデータベースの更新情報に関する、文書MEPC 67/INF.17（事務局）に記載されている情報（バラスト水の処理で最も一般的に関連する化学物質に関する情報を含む）を銘記した。

### バラスト水処理技術の利用可能性の審査

2.13 委員会は、以下の文書に提示される最新の型式承認されたBWMSに関する情報を銘記した。

- .1 Alfa Laval PureBallast 3.0 水管理システムの型式承認に関する MEPC 67/INF.5 (ノルウェー)
- .2 Trojan Marinex BWT<sup>TM</sup> バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 67/INF.6 及び Corr. 1 (ノルウェー)
- .3 Miura BWMS バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 67/INF.20(日本)
- .4 ECOMARINE バラスト水管理システムの型式承認に関する MEPC 67/INF.21 (日本)
- .5 「Ecochlor<sup>®</sup>バラスト水処理システム・シリーズ 75」(旧名「Ecochlor<sup>®</sup>バラスト水管理システム」) の型式承認に関する MEPC 67/INF.26 (ドイツ)
- .6 バラスト水管理システム「Ocean Protection System<sup>®</sup> OPS-250」型式承認書に関する MEPC 67/INF.27 (ドイツ)
- .7 「BallastMaster ultraV 250」バラスト水管理システム (旧名「AquaTriComb<sup>TM</sup> BW 250」) の型式承認に関する MEPC 67/INF.28 (ドイツ)
- .8 バラスト水管理システム「CleanBallast<sup>®</sup> 500-1」(旧名「RWO バラスト水管理システム (CleanBallast)」) の型式承認書に関する MEPC 67/INF.29 (ドイツ)
- .9 「Cathelco バラスト水管理システム-A2」の型式承認に関する MEPC 67/INF.30 (ドイツ)

これにより、型式承認されたBWMSの数は計51となる。

2.14 委員会は、ドイツ、日本及びノルウェーの代表団に情報の提供について謝意を表し、今後の審査の実施時にその情報を検討するようバラスト水レビュー グループに指示した。

## BWM条約に基づくポートステートコントロール（PSC）に関するガイドライン

2.15 委員会は、IMO規則実施小委員会（III）が2014年7月14日～18日に第1回会合を開催し、III 1の総合的な成果が文書MEPC 67/12/3（事務局）で報告されたことを銘記した。III 1では、委員会による採択を目的として検討するため、「BWM条約に基づくポートステートコントロールに関するガイドライン」のMEPC決議草案を承認した。同小委員会はサンプリング及び指標分析に関連した問題に関して結論を下すことができず、その結果、これらの問題を検討するよう委員会に要請した。

2.16 委員会は以下の文書について検討した。

- .1 「BWM 条約に基づくポートステートコントロールに関するガイドライン」の作成について III 1 の成果について報告した MEPC 67/2/7（事務局）
- .2 文書 MEPC 67/2/7 についてコメントし、ガイドライン草案 2.4.1 項の代替文を提案した MEPC 67/2/13（ギリシャ他）

2.17 指標分析の問題を検討する際に、複数の代表団は、文書MEPC 67/2/7に記載されているとおり、ガイドライン草案2.4.1項の原文を保持することを支持した。ただし、演説した大多数の代表団は、文書MEPC 67/2/13に提案された代替文を支持した。

2.18 委員会はその結果、バラスト水レビューグループに対し、ガイドラインの最終決定時にこの代替文を使用するだけでなく、角括弧で示された閾値について議論するよう指示することに同意した。

2.19 文書III 1/8（BWM条約の放出基準へのコンプライアンス評価—追加のPSCガイドンス）の付録2の取り組み方の問題に関して、サンプリングの準備に関する情報を含め、委員会は、この付録が「BWM条約に基づくポートステートコントロールに関するガイドライン」の一部であるべきではないが、それに含まれる価値のある情報は失うべきではなく、それ故、委員会の今後の会合にその問題に関して追加提案を提出するよう利害関係者に要請した。

## BWMガイドラインの修正及び解釈に関する検討及び採択

### BWM条約のD-2規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査

2.20 委員会は、MEPC 66においてBWM条約のD-2規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査を行うことができるかを探るよう事務局に要請したことを想起した上で、付託事項、タイムライン及び施行様式を含め、当該調査を行うための計画案を伴う文書MEPC 67/2/5（事務局）を検討した。

2.21 委員会は事務局による提案を支持したが、複数の代表団は、「バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン」（ガイドライン（G8））を改訂する産業界の提案に関連した調査及びその結果、また、調査の進捗報告書をMEPC 68に提供する必要性について検討することが重要であると強く主張した。これに関連して、委員会はまた、その調査の実施に資金協力を約束し

たカナダに謝意を表した。

2.22 委員会は協議後、バラスト水レビューグループに対しプレナリーで出されたコメントを考慮しつつ、調査計画案及び付託事項について詳細に検討するとともに、委員会に適宜に助言するよう指示した。

#### **BWM条約の効力発生を促す措置**

2.23 委員会は以下の文書について検討した。

- .1 BWM 条約の効力発生を促すために取られる措置に関する MEPC の決議草案を含む MEPC 67/2/6 (ICS 他)
- .2 文書 MEPC 67/2/6 に提案された一部の措置に関する妥協案、及び BWM 条約の公平、実際的かつ保護的な実施に向けた MEPC の決議草案を提示した MEPC 67/2/11 (カナダ)
- .3 文書 MEPC 67/2/6 についてコメントし、ガイドライン (G8) を審査する提案を支持し、リベリアの主管庁の型式承認過程を詳述した MEPC 67/2/15 (リベリア)

2.24 委員会はまず、ガイドライン (G8) を（文書MEPC 67/2/6の提案のとおり）修正する必要があるか、またはガイドライン (G8) に準拠した型式承認の統一方法を（文書MEPC 67/2/11 の提案のとおり）構築する必要があるかを協議した。

2.25 委員会は以下について同意した。

- .1 ガイドライン (G8) は改訂されるべきであり、その改訂はできる限り早急に開始すべきである。
- .2 改訂では、船舶に搭載された承認済みのシステムからのバラスト水の放出を、運航中にモニターしサンプルを採取する方法と、現行のガイドラインに規定した方法との間の現在時点での相違点を考慮する必要がある。
- .3 BWM 条約の D-2 規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査は、改訂中に活用する必要があるが、その作業が BWM 条約の批准及び効力の発生を遅らせてはならない。

2.26 委員会は、前述の調査、及び文書MEPC 67/2/6に記載されているMEPC決議草案の付録を考慮して、ガイドライン (G8) の改訂方法を検討し、適切な場合には担当グループのために付託事項を用意するようバラスト水レビューグループに指示した。

2.27 これに関連して、委員会は、バラスト水管理システムをすでに積極的に設置してきた船主、及び当該システムを生産する製造業者が不利にならないように図る必要があることを認識し

ており、率先して当該システムに対応する船主や製造業者が不利を被らないことに同意した。委員会はさらに、この取り決めへの対応方法に関してMEPC 68に提案を行うよう求め、また、その会合では適切な適用に関する法的助言を行うよう事務局に要請した。

2.28 BWM条約の第9条を修正するための文書MEPC 67/2/6の提案に関して、委員会は、同条約がまだ施行されていないことを考慮して、その問題の検討を今後の会合まで保留することに決定した。

2.29 上記の決定を反映するようにMEPCの議決の必要性に関して広範な協議を行った後、委員会は、ガイドライン（G8）を改訂しても、該当する船主や製造業者が不利を被らないとする同意に基づいて、文書MEPC 67/2/6の付録に記載されているMEPC決議草案の最終決定を行うようバラスト水レビューグループに指示した。

### **エダクターを使用したストリッピング作業に関する ガイダンス**

2.30 委員会は、原則としてPPR 1によって作成され同意された、「エダクターを使用したストリッピング作業に関するガイダンス」のBWM Circular草案を、MEPC 66において検討したことを想起した。PPR 1の成果に関してコメントした文書をMEPC 66に提出するのに十分な時間的余裕がなかったことを認識した上で、委員会は、その問題の検討を本会合まで保留することを決定していた。

2.31 委員会は以下の文書を検討した。

- .1 PPR 1 (PPR 1/16) の報告書の付録 6 に記載された、「エダクターを使用したストリッピング作業に関するガイダンス」草案への変更を提案した MEPC 67/2/8 (マーシャル諸島他)
- .2 当該ガイダンス草案についてコメントした、ストリッピング作業中におけるバラスト水のサンプリングが不適切であると共同提案者が考えているため、当該草案を普及させるべきでないと論じた MEPC 67/2/10 (日本他)

2.32 検討を加えた後、委員会は、バラスト水サンプリングをストリッピング作業中に行う勧告がなされていないため、エダクターを使用したストリッピング作業に関するガイダンスを作成する必要がないことに同意した。

### **BWM条約 (G7) のA-4規則に基づくリスク評価に関するガイドライン**

2.33 委員会は、BWM条約 (G7) の規則A-3（例外）及びA-4（適用除外）、及び「BWM条約 (G7) の規則A-4に基づくリスク評価のための関連ガイドライン」に関する問題に取り組み、文書MEPC 67/2/12 (デンマーク) 及び文書MEPC 67/INF.23 (INTERFERRY) を検討した。

2.34 この文脈において、フィンランド代表団は、HELCOMとOSPARの両委員会がすでに着手し、その後も継続して取り組んできた広範な作業（しかもその作業に関する情報がMEPC 68に提示されることが期待された）について委員会に助言した。

2.35 協議の後、委員会は今後の検討のため、文書MEPC 67/2/12及び文書MEPC 67/INF.23をPPR 2に送付することに同意した。

### **バラスト水レビューグループの設立**

2.36 委員会は、C. Wiley氏（カナダ）を議長としたバラスト水レビューグループを確立し、プレナリーでなされるコメント及び決定を考慮して以下を行うよう同グループに指示した。

- .1 文書 MEPC 67/2/7 の付録の本文を基準として使用し、かつ文書 MEPC 67/12/3 の 3.5 項～3.7 項で委員会の要請による行動、文書 MEPC 67/2/7 の 5 項及び 6 項に説明される問題、及び文書 MEPC 67/2/13 の提案を考慮して、「BWM 条約の順守のためのポートステートコントロール検査に関するガイドライン」を最終決定し、関連の MEPC 決議の採択に備える。
- .2 ガイドライン (G8) の規則 D-2 に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査、及び前述の調査、及び文書 MEPC 67/2/6 に記載されている MEPC 決議草案の付録を考慮することを含め、同ガイドラインの改訂方法を検討し、適切な場合には担当グループのために付託事項を用意する。
- .3 プレナリーでなされる決定及び同意に基づき、文書 MEPC 67/2/6 の付録に記載される MEPC 決議草案を最終決定する。
- .4 文書 MEPC 67/2/5 に記載されているとおり、BWM 条約の規則 D-2 に説明されるバラスト水の性能基準の実地に関する調査のための計画案及び付託事項を検討し、委員会に適宜に助言する。

### **バラスト水レビューグループの報告**

2.37 バラスト水レビューグループの報告 (MEPC 67/WP.11) を検討した上で、委員会は一般にそれを承認し、以下の概要のとおりの措置を講じた。

### **BWM条約に基づくポートステートコントロールに関するガイドライン**

2.38 「BWM条約の順守のためのポートステートコントロール検査に関するガイドライン」の MEPC 決議草案 (MEPC 67/WP.11、付録1) を検討する際に、委員会は、ガイドラインの1.3.5項及び2.5.5項の表現に微修正を加えることに同意した。

2.39 その結果、委員会は付録1に記載されているとおり、「BWM条約に基づくポートステートコントロールに関するガイドライン」の決議MEPC.252 (67) を採択し、BLG 17 (BLG 17/18 付録6) の報告書の説明のとおり、BWM.2/Circ.42のガイダンスに関わる試用期間後の審査に基づくガイドラインを保持することに同意した。

2.40 米国の代表団は、ガイドラインの2.5.5項に関してその立場を留保して、試用期間中のサ

ンプリングに基づいて刑事制裁の適用、または船舶の拘束を控えるポートステートの原則に従つてMEPC 65（MEPC 65/22の2.44項）で表明した留保に関する基本を改めて表明した。

### **ガイドライン (G8) の改訂**

2.41 委員会は、付録2に記載されている「バラスト水管理システム（G8）の承認に関するガイドライン」を審査するための行動計画を承認し、アイルランド<sup>1</sup>の調整によるガイドラインの審査に関する担当グループを設立するとともに、本会合の成果を考慮して、そのグループに以下の指示を行った。

- .1 付録2に記載されている行動計画の1項に示された項目ごとに取り組むこと
- .2 BWM条約のD-2規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査の受信データのインターフェースを開発し使用すること（MEPC 67/20の2.46項を参照）
- .3 調査から得られた利用可能なデータ、及び審査のタイムライン上で得られた他の関連情報を考慮して、審査の結果に対処するために、既存のガイドライン(G8)の修正を提案すること
- .4 MEPC 68に報告書を提出すること

2.42 委員会は、PPR 2の終局段階で開かれる予定である担当グループのメンバーの公式会合を承認するとともに、当該会合に出席するよう適切な技術者に要請した。委員会はまた、当該グループの報告書の提出期限を2015年3月6日（MEPC 68の9週間前）まで延ばすことに同意した。報告書に関するコメントを提出できるよう十分な時間的余裕を確保するために、委員会は、事務局が9週間の期限までにIMODOCSに当該報告書をアップロードすることができるようだけ早急に当該報告書を提出するよう、グループの取りまとめ役に要請した。

2.43 アイルランドの代表団は、ガイドライン (G8) の改訂の結果に対して限定的な検討がすでになされており、沿岸諸国の海洋環境の保護を確保するために修正がBWM条約の厳格な適用を守る必要があるという見解を言明するとともに、改訂は事実に基づいていることを強く主張し、さらにデータ収集に必要とされる時間に関して改訂のタイムフレームに関する懸念を表明した。

### **BWM条約の効力発生を促す措置**

2.44 委員会は、付録3に記載されているとおり、「2004年、船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（BWM条約）を批准するよう促すために取られる措置」に関する

---

<sup>1</sup> 取りまとめ役：

Michael Kennedy氏  
エンジニア及び船舶検査員  
海洋調査局  
アイルランド海事管理局  
運輸・観光・スポーツ省  
Tel: +353 1 678 3400  
Email: michaelkennedy@dttas.ie

決議MEPC.253 (67) を採択した。

2.45 米国の代表団は、拘束力のないこの決議の言語及び内容に関する理由に対する決議に関してその立場を留保した。

#### **BWM条約のD-2規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査**

2.46 委員会は、BWM条約のD-2規則に説明されるバラスト水の性能基準の実施に関する調査のための計画（MEPC 67/2/5の付録）及び付託事項（MEPC 67/WP.11の付録5）を承認するとともに、文書MEPC 67/WP.11の22項に概要が示されるレビューグループの勧告を考慮して、当該調査を開始するよう事務局に要請した。この文脈において、委員会は、データ提供及び資金協力をすることにより、当該調査を支持するよう締約国等の利害関係者に要請した。

2.47 当該調査の実施に使用するために、30,000豪ドルの資金協力をする旨をオーストラリアの代表団の通知を受けて、委員会はその支援についてオーストラリア政府に謝意を表した。

2.48 委員会がBWM条約の実施に関する海運業の懸念の多くに対応し、BWM条約にとって重要な時期である本会合中になされた進捗状況を説明し、合意形成を図ることにより信頼を築くことの重要性を強く主張したことについて、ICSのオブザーバーは謝意を表した。

#### **今後の作業**

2.49 委員会はBWM条約のD-5規則の規定に従って、MEPC 68においてバラスト水レビューグループを再設立することに同意した。

### **3 シップリサイクル**

#### **背景**

3.1 これまでに3カ国（コンゴ、フランス、ノルウェー）が「2009年の安全かつ環境上適正な船舶のリサイクルのための国際香港条約（香港条約）」を批准又は加盟した。

3.2 MEPC 66では、船舶再生利用の通信連絡グループを再設立した上で、有害物質インベントリ（IHM）に記載される物質に適用可能な閾値、適用除外及びバルクリスティングの作成を最終決定するとともに、「2011年の有害物質インベントリ作成ガイドライン」の関連修正（決議MEPC.197 (62)）（IHMガイドライン）を適宜に作成するよう指示した。

#### **通信連絡グループの報告書及び同報告書に関するコメント**

3.3 委員会は、通信連絡グループの報告書（MEPC 67/3及びMEPC 67/INF.8）及びその報告書に対してコメントをする以下の文書を検討した。

- .1 MEPC 67/3/1（中国）。この文書では、「検出限界」（D.L.）、すなわち適切な化学変数の検出可能最小値の定義を追加すること、また、アスベストの D.L. を 1% と設定する（1%未満のアスベストを含有する物質は、アスベストがないと判断

する）ことを提案する。

- .2 MEPC 67/3/2（中国）。この文書では、3つのアスベスト検出技術を比較した調査に基づいて、検出技術及び能力の観点から、アスベストの D.L. を 1%に設定することを推奨する理由を説明する。
- .3 MEPC 67/3/3（バーゼル条約、ロッテルダム条約及びストックホルム条約の各事務局）。この文書では、ポリ臭化ビフェニル（PBB）及びポリ塩化ナプタレン（PCN）に関する脚注が不正確であること（残留性有機汚染物質（POP）の低含有量がストックホルム条約の下ではそれらの POP について依然として確立していないため）を指摘し、それに従って、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、PBB 及び PCN に関する脚注を修正することを提案する。
- .4 MEPC 67/3/4（日本）。この文書では、既存の船舶に対する 0.1%の遡及適用を回避するためにアスベスト閾値に関する脚注草案の修正を提案するとともに、PBB の閾値として 50 mg/kg を設定することに対する懸念を表明する。

3.4 時間的な制約があったため、委員会は、通信連絡グループの報告書、及び当該報告書についてコメントした文書を検討しなかった。ただし、IHMガイドラインの修正を緊急に最終決定する必要性を考慮して、委員会は、担当グループの報告書の検討、及びその報告書に関してコメントした文書を含め、その問題についてPPR 2に回付されることに同意するとともに、優先事項として、以下の付託事項を合わせて、その会合において船舶再生利用に関する作業グループを設立するよう小委員会に指示した。

「通信連絡グループの報告書（MEPC 67/3及びMEPC 67/INF.8）に基づくとともに、MEPC 67/3/1、MEPC 67/3/2、MEPC 67/3/3及びMEPC 67/3/4の各文書を考慮して、MEPC 68での採択を目的として、「2011年の有害物質インベントリ作成ガイドライン」（決議草案MEPC.197 (62)）の修正最終案、及び必要となるMEPC決議案文を作成する。」

3.5 委員会はまた、計画提案7.1.2.1（有害物質インベントリに関するガイドライン改訂版）のための関連機関としてPPR小委員会を加えること、目標完成年を2015年まで延長すること、当該小委員会に項目「有害物質インベントリに関するガイドライン改訂版」をPPR 2の暫定議題に追加するよう小委員会に要請することに同意した。

#### **リサイクル能力の計算**

3.6 時間的な制約があったため、委員会は、香港条約の効力発生条件を満たすためのリサイクル能力の計算に関する文書MEPC 67/INF.2/Rev.1（事務局）を検討せず、検討のためPPR 2に回付した。

### **4 大気汚染及びエネルギー効率**

4.1 委員会はまた、提出された文書35点に加えて、本議題に基づいて以下の文書を検討することに同意した。

- .1 議題 7 に基づき提出された、気体燃料のみを燃料とするエンジン（MEPC 67/7/5）、Tier III NO<sub>x</sub> 規制戦略としてのデュアル燃料エンジンの使用（MEPC 67/7/6）、及び排出規制海域の指定に関する基準及び手順（MEPC 67/7/7）に関する 3 文書。
- .2 議題 12 に基づき提出された、PPR 1 の成果（MEPC 67/12/4、MEPC 67/12/6、MEPC 67/12/7、MEPC 67/12/8 及び MEPC 67/INF.31）に関する 5 文書。
- .3 議題 13 に基づき提出された、MSC 93 の成果（MEPC 67/13/1）に関するだけでなく、MSC 93 により委員会に送付された文書 2 点（MSC 93/21/5 及び MSC 93/INF.13）を合わせて、「悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定のための暫定ガイドライン」に関する文書。

4.2 委員会は、議題1（1.9項を参照）に基づき同意されているとおり、プレナリーではイントロダクションを行わずに、検討を図るために大気汚染及びエネルギー効率作業グループに直接回付されていることを想起した。

## **船舶による大気汚染**

### **PPR 1 の成果**

4.3 委員会は、大気汚染防止に関するPPR 1の成果が文書MEPC 67/12の3.1項～3.3項に報告されていることを銘記した。

## **国際海運によるブラック・カーボンの放出の北極圏への影響**

4.4 委員会は、MEPC 62において同意されている作業計画に従って、PPR 1が国際海運によるブラック・カーボンに関する定義、ブラック・カーボンの測定方法、及び可能な管理措置を検討した。

4.5 委員会はまた、PPR 1においてブラック・カーボンを1つ定義するよう委員会に指示することを想起させて、プレナリーにおいて表明された見解に基づいて、光吸収炭素の定義を検討及び承認するため委員会に推奨する必要があるという結論を下したことを銘記した。ただし、PPR 1では、多くの代表団が光吸収炭素かそれに相当するブラック・カーボンのいずれかへの選好を表明する立場になかったことをすでに銘記しており、最終決定を行うことになる前に追加情報の必要性があると考える代表団もあった（PPR 1/16の8.23項）。

4.6 これに関連して、委員会は以下の文書について検討した。

- .1 MEPC 67/12/4 (EUROMOT)。この文書では、PPR 1 によって特定されていたブラック・カーボンを確認するための測定方法に関する追加情報（光音響分光法 (PAS)、レーザー誘起白熱法 (LII)、多重角度吸収測光法 (MAAP) 及びフィルタースモークナンバー (FSN) を提供する。なお、FSN 方法にはプラッ

ク・カーボンの測定方法としていくつかの利点があると結論付けている。

- .2 MEPC 67/12/6 (ノルウェー)。この文書では、ブラック・カーボンの北極圏への影響に関する科学的情報、及び海運業界からの資金協力に関するデータを提供するだけでなく、ブラック・カーボンに関する最新の研究調査に関する情報を提供する。なお、海運セクターからの北極圏での年間ブラック・カーボン排出量は石油ガスセクターと比較すると、2004 年にはわずか 8%であったが、2030 年までには、海運セクターからのブラック・カーボン排出量は石油ガスセクターのそれの 250%を超えることになる。
- .3 MEPC 67/12/8 及び MEPC 67/INF.31 (CSC)。これらの文書では、ブラック・カーボンの定義及び測定方法に関する PPR 1 の成果に対するコメントを提供し、ブラック・カーボンが海運業界に特有の排出物ではないという見解を表明するとともに、文書 MEPC 67/INF.31(世界有数の研究者 31 名によるブラック・カーボンについての最近の論文審査による科学的評価を提供) に提示されている科学的評価を考慮して科学的に認められた定義と合致するブラック・カーボンの代替定義を示唆する。

4.7 ブラック・カーボンの定義に関するその後の協議において、特に以下のコメントが残された。

- .1 委員会が本会合においてブラック・カーボンの定義の 1 つを選択することは時期尚早であり、さらに検討を進めるため、その問題は PPR 2 に戻す必要がある。
- .2 1 つの定義のみを特定し選択するため、さらなる情報が必要であると考えられる。
- .3 國際海運にとって適切な定義が何であるかについての検討をさらに進めるために、定義の明確な目的、例えば、エンジンの認定、排気物質のモニタリングなどを特定することは重要である。

4.8 委員会は協議後、MEPC 67/12/4、MEPC 67/12/6、MEPC 67/12/8 及び MEPC 67/INF.31 を PPR 2 に回付するとともに、PPR 1 (MEPC 62/24 の 4.20 項) の規定と同じ付託事項に基づき、その問題をさらに検討し、委員会の今後の会合にブラック・カーボンの單一定義への明確な勧告を行うよう小委員会に指示した。これは、その勧告の一環として、他のあらゆる定義に対立して、委員会が推奨される定義を検討する必要がある理由を特定するものであった。

#### **MARPOL 附屬書 VI の規則 4 に規定されている方法と同等の方法に関するガイドライン**

4.9 委員会は、MEPC 65 では、MARPOL 付録 VI の附屬書 4 に規定されている方法と同等の方法を検討しており、硫黄排出平均化スキームは当該規則に基づく場合に認められないことに同意したことを想起した。ただし、委員会が MEPC 65 において対処しなかった規則 4 の実施に従い特定の問題について、BLG 17 では助言を求めていた。

4.10 MARPOL附属書VIの規則4に規定されていて、かつ他のガイドラインで適用されない方法に関するガイドライン草案のさらなる作成及び最終決定を促すために、委員会は、PPR 1では、MARPOL附属書VIの規則4の実施に従い特定の問題について助言及び明確化を図るよう委員会に要請したことを銘記した（MEPC 67/12の3.2項）。

4.11 委員会は、代替コンプライアンス方法の承認について検討中に旗国の役割及び寄港国の役割を検討し、同等の方法に関する規定はMARPOL附属書VIの締約国が解釈する問題であることに同意した。委員会はまた、まだ検討されていないが、外国船舶監督官に役立つ同等の方法の適用に関する関連の実際情報またはガイダンスを構築している締約国に対し、委員会の今後の会合でこの情報を提出するよう要請した。

4.12 委員会はまた、ガイダンスが包括的であるか特定の代替コンプライアンス方法にのみ適用可能であるかについて、例えば、「排気ガス浄化システムに関する2009年ガイドライン」について検討し、新たな同等の方法がMARPOL附属書VIの締約国によって認められた時には、適切な場合、特定のガイドライン草案を作成することに同意した。

4.13 委員会はさらに同等の方法が一群の船舶に適用できるかどうかを検討した。その後の協議では、特に以下のコメントが残された。

- .1 MARPOL附属書VIの規則4の規定は個々の船舶に適用され、一群の船舶には適用されない。
- .2 規定は締約国の主管庁が解釈する問題であり、締約国は、一群の船舶に適用可能である同等のアプローチまたは方法を許可することができた。
- .3 同等のアプローチまたは方法のみが、MARPOL附属書VIの規定を順守しない船舶を許可しないという原則に基づいて承認される。
- .4 同等のアプローチまたは方法を一群の船舶に適用させる場合、船舶が向かう寄港国とこれについて協議するのが実際的である。
- .5 いずれの寄港国も締約国の解釈を拒否することができる。

4.14 委員会は、MEPC 65では、一群の船舶の硫黄排出平均化スキームがMARPOL附属書VIの規則4に基づき認められること、さらに附属書VIの一部の締約国がその問題に対する立場を留保したことすでに検討し同意したことを銘記した。

4.15 MARPOL附属書VIの要件の厳格な解釈が締約国の問題であることをも銘記した上で、委員会は、本会合の協議で結論を下すことは不可能であるため、その問題の検討をMEPC 68までさらに延期することに同意した。

#### ***MARPOL附属書VI及びNOxテクニカルコード2008 (NOx Technical Code 2008)に基づく他のガイドラインを作成するための改訂優先順位リスト***

4.16 文書PPR 1/16の付録9に記載されているとおり、委員会は、MARPOL附属書VI及びNOxテクニカルコード2008に基づき他のガイドラインを作成するための改訂優先順位リストについて検討した（MEPC 67/12の3.3項）。

4.17 MEPC 64によって承認されたリストに含まれるガイドライン以外の新規ガイドラインが委員会のガイドラインに従って、新規計画提案として承認される必要があることを留意して、委員会は以下のとおり改訂優先順位リストを承認した。

- .1 MARPOL附属書VIの規則4に規定されていて、かつ他のガイドラインで適用されない同等の方法に関するガイドライン
- .2 一部の高硫黄含量の不適合燃料油を利用するデュアル燃料運転に関するガイドライン
- .3 船舶上での燃料油の混合に関するガイドライン
- .4 MARPOL附属書VIの規則18.3.1及び18.3.2の要件に対応した、石油系と非石油系の燃料油の混合状態に関するガイドライン
- .5 乾燥排気ガス浄化システムに関するガイドライン
- .6 改訂NOxテクニカルコード2008（NOx低減装置）の2.2.5.6項に基づき要請されるガイドライン

#### **排気ガス浄化システム（EGCS）に関するガイドライン**

4.18 委員会は、「排気ガス浄化システムに関する2009年ガイドライン」（決議MEPC.184(59)）のセクション10.2.1(ii)に記載されているとおり、実測値の使用に代わる実現可能なものとして文書MEPC 67/4/22（オーストリア他）を検討して、EGCSの洗浄水の放出基準（pH）の検証のための計算を基本とした方法を提案した。PPR 1は、PPR 2におけるさらなる検討のために、ガイドラインの今後の修正文案を作成したことを銘記した。

4.19 その検討後、委員会は、さらに詳細な検討のため文書MEPC 67/4/22をPPR 2に回付し、関心のある締約国及び国際機関に対し、議題2の下で関連情報及び／または提案をPPR 2に提出するよう要請した（他のIMO機関の決定）。

#### **MARPOL附属書VIの規則14に適合しない燃料油の補給を許可する燃料補給証明書（Bunker Delivery Note）**

4.20 委員会は、MARPOL附属書VIの規則4に記載されている「同等の」規定を考慮して、MARPOL附属書VIの付録V（燃料補給証明書（BDN）に含まれることになる情報）に追加の文を挿入することを提案した。

4.21 協議後、委員会は、議題2の下で、PPR 2に提出された文書MEPC 67/12/7及び関連の文

書を使用して、MEPC 68における検討のためにMARPOL附属書VIの付録Vの修正案を検討し作成するようPPR 2に指示した。IMarESTのオブザーバーによってなされた非常に具体的な技術的なコメントを銘記した上で、委員会は、これらのコメントをPPR 2に提出するようIMarESTIに要請した。

#### **MARPOL 附属書 VI の規則 14.8 によって必要とされる燃料油の有効性についての審査**

4.22 委員会は、米国の調整の下で、MEPC 66が燃料油の有効性の評価に関する通信連絡グループを再設立したことを想起した。これは、当該評価はMARPOL附属書VIの規則14.8の下で必要とされたからである。委員会は、MARPOL附属書VIの規則14.1.3に記載されている燃料油基準に適合するよう燃料油の有効性を決定する方法を構築するよう通信連絡グループに指示した（MEPC 66/21の4.44項）。

4.23 委員会は、文書MEPC 67/4/5/Rev.1及びMEPC 67/INF.11（米国）を検討した。これは、担当グループの進捗報告書、及び当該グループの協議中に受領したすべてのコメントの概要を提供する文書である。進捗度を銘記した上で、委員会は、付託事項に従って、作業を継続し、MEPC 68に最終報告書を提出するよう通信連絡グループに指示した。

#### **燃料油の品質**

4.24 委員会は、MEPC 66では燃料油が船舶に供給される前に可能な品質管理措置を構築することに同意したこと、また、具体的な提案を本会合に提出するよう締約国政府及び国際機関に要請したことを想起した（MEPC 66/21の4.18項）。

4.25 これに関連して、委員会は、燃料油の品質とその品質の船員の健康への影響、船舶の安全及び環境保護に対するMSC 93の検討の成果を銘記するとともに、MEPC 67の成果に関連して検討のためにMSC 94への提案を要請する一方、締約国政府に燃料補給業者の監視能力を強化するよう促した（MEPC 67/13/1の2.19項）。

4.26 委員会は以下の文書について検討した。

- .1 MEPC 67/4/9（リベリア他）。この文書では、MARPOL 附属書 VI の規則 18.9 の修正案を含め、船舶への供給前の船舶用燃料のより有効な品質管理を実現するための措置及び工程に関する具体的な提案を提供するとともに、燃料油に対するより厳格な品質管理のための様々な要素をさらに検討するために当該文書の付録 2 に記載されているとおり、付託事項案の通信連絡グループの設立を示唆する。
- .2 MEPC 67/4/10（IAPH）。この文書では、燃料の船舶への供給前に可能な品質管理措置に関するガイドラインの作成に対するコメントを提供するとともに、シンガポールとロッテルダムの港湾すでに実施中の手順が優良事例として役立つよう助言する。
- .3 MEPC 67/4/14（IBIA）。この文書では、船舶に補給する燃料の品質を保証する

MARPOL 附属書 VI 及び同付録 V の規則 18.9 の修正案(燃料供給証明書に含めるべき情報)を提案するとともに、当該文書の付録 2 に記載されているとおり、付託事項案の通信連絡グループの設立を示唆する。

- .4 MEPC 67/4/24(米国)。この文書では、燃料油の品質に関する文書 MEPC 67/4/9、MEPC 67/4/10 及び MEPC 67/4/14 に対してコメントし、それらの文書に含まれる MARPOL 通信連絡 VI の修正案との相違を示すとともに、それらの文書の代わりに、船舶に燃料油を供給する地元供給業者が MARPOL 通信連絡 VI の規定に適合することを保証する国内法令の権限及び制限内で行動する際に、各国を支援するための強制的でないガイドラインの作成を示唆する。

4.27 その後の協議で前向きにこの問題の解決の可能性を探る中で、特に以下のコメントが残された。

- .1 強制的な措置案では、適合燃料油を使用する船舶の法的責任を寄港国に移すことにより、規制の枠組みを根本的に変え、市場、及び船主と燃料油供給業者間の契約上の関係に影響を及ぼすことになる。
- .2 規定案では、行政上の負担は国に、特にそうした規定案を実施する上で行政の規制能力に限界があり、追加の国内法令を制定する必要がある開発途上国に大きくのし掛かることになる。
- .3 低品質の燃料油は海運に深刻な悪影響を及ぼすとともに、規格外の燃料油の供給が数多く見られた。それは、燃料油の品質に関する現在の規制措置は不十分であることを示すものである。この問題に取り組まない限り、船舶の安全に多大な影響を及ぼすだけでなく、結果として設備、船員の健康及び環境にも影響を及ぼす可能性がある。
- .4 不適合通知の分析を促進する必要があり、また、締約国の抗議通知を調査する必要がある。
- .5 船主と燃料油供給業者間に信頼関係がなく、現在のところ、すべての責任は最終使用者である船主にあり、他の燃料油サプライチェーンに当てはまらなかった。
- .6 燃料油の品質に対処するための措置の実施は、主管庁が国の海事管理局でない場合に複雑になる恐れがある。

4.28 ある見解を表明する大多数の代表団は強制的でないガイダンスの作成を支持する一方、強制的な措置を支持する代表団は非常に少ないことを委員会は銘記した。クック諸島の代表団及びIPTAのオブザーバーによる関連の声明の全文は、付録19に記載されている。

4.29 ガイダンスの作成に加えて、強制的な措置に対して多大な支持があることは、現在の法的枠組みの妥当性を検討する必要があることを明らかにしていることを委員会は銘記した。

4.30 検討を加えた後、委員会は、担当グループが船舶用として供給される燃料油の品質を保証するためのガイダンス案を作成し、利用可能な場合は、MSC 94の成果を考慮して、燃料油の品質に関する現在の規制の枠組みの妥当性を検討するための付託事項案を作成するよう作業グループに指示した。委員会は、MSC 94に協議の成果を通知するよう事務局に要請するとともに、会合に提出した関連文書を通信連絡グループに送付するようMSCに要請した。

### **気体燃料のみで稼動するエンジン**

4.31 本会合での採択を目的として気体燃料のみで稼動するエンジンに関してMARPOL附属書VIの修正案をMEPC 66が承認し、承認目的で検討するためにNOxテクニカルコード2008に関連する修正案を本会合に提出するよう関心のある締約国及び国際機関に要請したことを、委員会は想起した（MEPC 66/21の4.45項）。

4.32 これに関連して、委員会は、文書MEPC 67/7/5（ノルウェー他）を検討して、気体燃料エンジンの検査を促進するためにNOxテクニカルコード2008の修正案を提案した。当該コードの修正案が決議MEPC.251（66）によって採択された修正案の変更分（2015年9月1日に発効予定）を含めることを考慮して、委員会は、MEPC 68での承認を目的として、議題2の下で、提案の変更分を含む当該文書を検討するようPPR 2に指示するとともに、関連の情報及び／または提案をPPR 2に提出するよう関心のある締約国及び国際機関に要請した。

### **Tier III NOx 規制戦略としてのデュアル燃料エンジンの使用**

4.33 委員会は、文書MEPC 67/7/6（米国）を検討した上で、MARPOL附属書VIとNOxテクニカルコード2008のいずれも「デュアル燃料」の定義を含まないことを指摘し、Tier III NOx排出規制戦略としてデュアル燃料エンジンの使用についての情報を提供し、MARPOL附属書VI及び当該コードの修正案を提案した。

4.34 修正案が議決MEPC.251（66）によって採択された変更分（4.32項を参照）を含むことを銘記した上で、委員会は、議題2の下で検討するため文書MEPC 67/7/6をPPR 2に送付し、MEPC 68における承認を目的として、必要に応じて、MARPOL附属書VI及びNOxテクニカルコード2008の修正案を作成するよう小委員会に指示し、関連の情報及び／または提案をPPR 2に提出するよう関心のある締約国及び国際機関に要請した。

### **排出規制海域の指定に関する基準及び手順**

4.35 委員会は、NOx排出規制対象として指定された排出規制海域（ECA）で適用可能なTier III基準の発効日に関するMARPOL附属書VIの修正案をMEPC 66が採択したことを想起した。

4.36 これに関連して、委員会は文書MEPC 67/7/7（ロシア連邦）を検討し、MARPOL附属書VIの付録III（排出規制海域の指定に関する基準及び手順）の修正案を提案した。また、ECAの施行発効日に関する決定を行う場合、この海域を運航する船舶がすでにTier III NOx排出基準に適合しているかどうか、さらに港湾インフラが関連の要件、例えば、LNG補給施設の利用条件を満たしているかどうかを締約国が検討する必要があるという見解を委員会は表明した。

4.37 その後の協議で前向きにこの問題の解決の可能性を探る中で、特に以下のコメントが残された。

- .1 3.9 項の草案（MEPC 67/7/7 付録）に記載されているとおりに提供される追加情報に関する提案では、MARPOL 附属書 VI の規則 13 及び 14 の規定に船舶を適合させる必要はなかった。
- .2 4.2 項の草案（MEPC 67/7/7 付録）に示された提案に関して、ECA の指定に関する提案に効力発生日の提案を含めない可能性は非常に低かった。また、提案がなされない場合でも、BWM 条約に記載されている手順に従って委員会によって決定される可能性も非常に低かった。
- .3 MEPC 66 では、窒素酸化物の規制のため指定される ECA の効力発生に関して均衡の取れた妥協案が成立した上で、その提案は採択を前提として、その均衡の取れた成果に影響を及ぼす場合がある。
- .4 港湾インフラに関する情報（例えば、LNG 補給能力、MARPOL 附属書 VI で特定されている物質の処理受入施設、適合燃料油の供給など）に関する場合には、海運業界は ECA の効力発生のための計画を立てることができる。

4.38 協議後、委員会は、1つの見解を表明した大多数の代表団が修正案を支持しなかったことを銘記した上で、それらの修正案をそれ以上検討しないことに同意した。

### 硫黄モニタリングプログラム

4.39 MARPOL 附属書 VI の規則 14.2、及び「船舶用として供給される燃料油の世界平均硫黄含量のモニタリングに関する2010年ガイドライン」（決議MEPC.192 (61)）に従って、硫黄のモニタリング結果を毎年、委員会の次の会合に提示する必要があることを委員会は銘記した。これに関連して、委員会は、2013年の船舶用として供給された燃料油の平均硫黄含量をモニタリングした結果に関する、文書MEPC 67/4（事務局）に示された情報を銘記した。これにより、残留燃料油の平均硫黄含量を2.43%、留出物燃料油の平均硫黄含量を0.13%と特定され、事務局は継続的に毎年、委員会にこの問題に関する情報を提供することとなった。

4.40 委員会は、文書MEPC 67/4/2（事務局）を検討した。これは、IMO 燃料硫黄モニタリングプログラムにサンプリング及び検査業務を提供する追加業者候補であるViswa Lab（米国ヒューストン）から事務局に提出された申請書に関する情報を提供する文書である。検討を加えた後、委員会は、Viswa Labが総合データを無償でIMOに提供する用意があることを銘記した上で、その申請を承認し、現在の契約の残余期間（2016年3月1日まで）Viswa Labと契約するよう事務局に要請した。

### 国際大気汚染防止（IAPP）証明書の補足に関するガイダンス

4.41 委員会は、本会合での採択を目的として、MEPC 66がMARPOL 附属書 VI の規則 13.7.3 の

修正案及びIAPP証明書の補足の2.2.1項を承認したことを想起し（MEPC 66/21の4.46項）、文書MEPC 66/INF.35（マーシャル諸島及びIACS）の付録に記載されているとおり、原則として、IAPP証明書の補足に関するガイダンスを起草することに同意し、本会合での承認を目的として、関連のCircular草案を作成するよう事務局に要請した（MEPC 66/21の4.47項）。

4.42 事務局が議題1(1.9項を参照)の下で同意したとおり、関連の文書MEPC 67/4/23(IACS)と合わせて、作業グループに直接に送付された文書MEPC 67/4/1（事務局）の付録に記載されているとおり、要請を受けて「IAPP証明書の補足に関するガイダンス」のMEPC Circular草案を作成したことを委員会は銘記した。また、委員会は本会合での承認を目的として、MEPC Circular草案を最終決定するよう当該グループに指示した。

### **揮発性有機化合物（VOC）**

4.43 委員会は、MEPC 67/4/20（ノルウェー）を検討した。これは、揮発性有機化合物（VOC）の排出規制のためのIMOの枠組みの改善を提案し、規則15の実施がこれまでに影響を及ぼしてきたかどうか、または近い将来に影響を及ぼすかどうかをIMOが評価できるようにする文書を含まないことを確認し、さらに自動的にタンク圧力などを維持するための装置を必要とするために、規則15、及び「VOC管理計画の作成に関するガイドライン」（決議MEPC.185 (59)）を修正することを提案する文書である。検討を加えた後、委員会は、MEPC 68に具体的な提案を提出するよう関心のある締約国及び国際機関に要請した。

### **MARPOL附属書VIの統一解釈**

4.44 委員会は、議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、文書MEPC 67/4/17及びMEPC 67/4/18（IACS）が作業グループに直接送付されたことを想起した。また、委員会は、本会合での承認を目的として、2つの文書の付録に記載されているとおり、MARPOL附属書VI（MEPC.1/Circ.795/Rev.1）の統一解釈案を最終決定するよう当該グループに指示した。

### **陸上電源**

4.45 委員会は、文書MEPC 67/INF.7（フィリピン）を銘記した。これは、北ミンダナオのカガヤンデオロ港でフィリピンが採用し、フィリピン港湾庁（PPA）が運営する多くの港で実施する予定である陸上電源プロジェクトに関する情報を提供する文書であり、委員会はその実施を支援するよう関心のある締約国に要請した。

### **船舶のエネルギー効率**

4.46 委員会は、MARPOL附属書VIの第4章（船舶のエネルギー効率に関する規則）を想起した。それは、新船に関するエネルギー効率設計指標（EEDI）、及び新船と現船の両方を扱う全船舶に関する船舶エネルギー効率管理計画書（SEEMP）を強制するものであり、2013年1月1日に発効した。

### **新船に関するEEDIの計算方法に関するガイドライン**

4.47 委員会は、MEPC 66において決議MEPC.245 (66) による「新船に関するエネルギー効率設計指標（EEDI）の到達指標の計算方法に関する2014年ガイドライン」を採択したことを想起した。これに関連して、議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、委員会はまた、文書MEPC 67/4/11及びMEPC 67/4/12（中国）が、作業グループに直接送付されたことを想起するとともに、2014年EEDI計算ガイドラインの修正案を審議及び検討し、適宜に委員会に助言するよう当該グループに指示した。

#### EEDI の調査及び証明に関するガイドライン

4.48 委員会は、大気汚染及びエネルギー効率作業グループがMEPC 66において、本会合での最終決定及び採択を目的として、文書MEPC 66/WP.7の付録7に記載されているとおり修正（決議MEPC.214 (63) ）される、「エネルギー効率設計指標（EEDI）の調査及び証明に関する2012年ガイドライン」の修正案を作成したことを想起した。議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、委員会はまた、「EEDIの調査及び証明に関する2014年ガイドライン」案に関する以下のすべての文書が直接作業グループに送付されたことを想起した。

- .1 デュアル燃料エンジン搭載の船舶に関する MEPC 67/4/4（デンマーク）及び MEPC 67/4/13（中国）
- .2 LNG 運搬船の EEDI の調査及び証明に関する MEPC 67/4/19（日本及び SIGTTO）
- .3 速力試運転及びモデル試験に関する MEPC 67/4/6 (ITTC)、MEPC 67/4/7 (ITTC)、MEPC 67/4/8 (ISO 及び ITTC) 及び MEPC 67/INF.16 (ISO)
- .4 EEDI 検証のための船舶の軸動力及び速度の新規の同期方法に関する MEPC 67/INF.12（韓国）

4.49 委員会は、本会合での採択を目的として「EEDIの調査及び証明に関する2014年ガイドライン」案をさらに作成及び最終決定するよう作業グループに指示した。

#### 用語「ハイブリッド推進」の明確化

4.50 議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、委員会は、文書MEPC 67/4/21（中国）が作業グループに直接送付されたことを想起し、この文書を審議し、適宜に委員会に助言するよう当該グループに指示した。

#### 悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する暫定ガイドライン

4.51 MSC 93では、悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関連した文書 MSC 93/21/5及びMSC 93/INF.13（ギリシャ）を検討のためMEPC 67（MEPC 67/13/1の2.18項）に送付したことを委員会は銘記した。

4.52 議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、「悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する暫定ガイドライン」に関するすべての文書（決議MEPC.232 (65) ）

は、MEPC 67/4/16（デンマーク他）、MEPC 67/4/25（IACS他）、MEPC 67/INF.14（ドイツ他）及びMEPC 67/INF.22（日本）を含め、作業グループに直接送付されたことを想起した上で、委員会は、文書MSC 93/21/15、MSC 93/INF.13、MEPC 67/4/16、MEPC 67/4/25、MEPC 67/INF.14及びMEPC 67/INF.22を考慮して、当該暫定ガイドラインの修正案を審議し検討するよう当該グループに指示した。

#### **MARPOL 附屬書 VI の規則 21.6 の下で必要とされる EEDI の審議**

4.53 委員会は、MARPOL附屬書VIの規則21.6に従って、IMOがフェーズ1の始め及びフェーズ2の半ばにおける技術開発状況を検討するものとし、必要と証明された場合、それらの期間、適切な船種のEEDI基準線パラメータ、及び削減率を修正する事を想起した。委員会はまた、MEPC 66が技術開発の今後の審議においてIMOを支援するEEDIデータベースを設置すること、及び最小データが当該データベースに含まれることにも同意したことを想起した。

4.54 これに関連して、委員会は、以下を行うよう委員会に要請する文書MEPC 67/4/3（事務局）を検討した。

- .1 EEDI データベースに重複したデータがないようにデータセットに船舶識別番号を含める必要があるかどうかを確認すること（当該情報が事務局によってのみ保持され使用されることになることを銘記）
- .2 主管庁及び IACS 系列外の船級協会を含め、すべての適切なデータ源からのデータの提出を検討すること

4.55 検討を加えた後、委員会は、EEDIデータベースに含めるための、事務局に提出されるデータセットに船舶識別番号を含める必要がないことを確認した。また、委員会は、関連の提案を今後の会合に提出するためにEEDIの審議を支援するよう、船舶識別番号及び／またはその他のデータを含めることを望む締約国政府及び国際機関に要請した。委員会は、最小データをIACS加盟の船級協会以外の情報源から事務局に提出することもできることをさらに同意するとともに、データ提出宛の電子メールアドレスがeedi@imo.orgであることを銘記し、強制的なレビューを支持するために事務局にデータを提出するよう締約国政府及び船級協会に促した。

4.56 委員会は、事務局によって構築されたEEDIデータベースのデータ及び情報の第1の概要を示す文書MEPC 67/INF.4（事務局）を銘記した。また、委員会は、船舶の匿名性を維持する形式でデータを提示する必要性を銘記した上で、継続的に委員会にこの情報を提出するよう事務局に要請した。

4.57 INTERTANKOのオブザーバーは、個々の船舶の匿名性を保証することについて懸念して、文書MEPC 67/INF.4の付録に記載されているデッドウェイト（DWT）データを明確化するよう委員会から要請を受けた。委員会は、正確なDWT、または必要に応じてGTが、EEDIデータベースに含める最小データを提出する船級協会が事務局に提供する必要があり、これらのデータが委員会に提供される時に事務局において500単位でDWTまたはGTデータを切り上げる必要があることに同意した。

4.58 委員会は、文書MEPC 67/4/15（カナダ他）を検討した。これは、EEDI規則の技術開発状況の審議の可能なアプローチ及び日程を示唆するとともに、可能な日程と合わせて、当該文書の付録に記載されているとおり付託事項の草案とともに審議を開始する担当グループを設立することを提案する文書である。

4.59 その後の協議で前向きにこの問題の解決の可能性を探る中で、委員会は、文書MEPC 67/4/15の付録に提案された審議に関する日程について慎重な検討の必要性を銘記するとともに、革新的な技術を特定し検討する時に慎重なアプローチが必要とされることを銘記した。その結果、委員会は、文書MEPC 67/4/15の付録を土台として使用して、EEDIの実施に関する技術開発状況の審議に対して担当グループに付託事項草案を作成するよう作業グループに指示した。

### **エネルギー効率のための新技術に関するプロジェクト**

4.60 議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、船舶のエネルギー効率を向上させる新技术及びEEDIを計算する新アプローチに関する、ECから資金提供を受けた研究プロジェクトターゲット（Research Project TARGETS）が着手した作業の概要を提供するEEDI文書MEPC 67/INF.9（RINA）が時間が許す限り、作業グループに直接送付されたことを委員会は想起し、当該文書を時間が許す限り審議するよう当該グループに指示した。

### **燃料としての LNG の使用に関する研究**

4.61 議題1（1.9項を参照）の下で同意したとおり、Shell及びDNV-GLが合同で実施した調査に関する情報、及び「メタンスリップ」の影響の評価を含め、従来の船舶用燃料に代わってLNGを使用することによって井戸元から航跡までの温室効果ガスの削減の分析を提供する文書MEPC 67/INF.15（ドイツ）が作業グループに直接送付されたことを委員会は想起し、時間が許す限り当該文書を審議するよう当該グループに指示した。

### **技術協力及び技術移転**

#### **決議 MEPC.229 (65) の実施**

4.62 MEPC 66では、船舶技術移転の円滑化に関するアドホック専門家作業グループ（AHEWG-TT）を設立し、当該グループの作業計画を承認し、2014年10月9日と10日にIMO本部第2回会合の後に委員会に進捗報告書を提供するよう当該グループに要請したことを委員会は想起した（MEPC 66/21の4.59項及び4.60項）。

4.63 委員会は、当該グループの第2回会合の成果に関して、南アフリカのD. Ntuli氏（AHEWG-TT議長）からの口頭での報告を銘記した。同氏はとりわけ以下の主要な成果を強調した。

- .1 その作業計画（MEPC 66/WP.8 付録）について、AHEWG-TT はその 4 つの職務のうち最初の 3 つで大きな前進を見た。それらの結果は、2015 年 5 月に MEPC 68 に提出されることが予想された。この目的のため、詳細な作業計画がすでに進められており、各筆頭著者は 3 つの職務のそれぞれに割り当てられていた。

- .2 AHEWG-TT は、技術移転に関して能力構築を支援するために事務局が体系化した地域ワークショップの大きな利点を銘記し、この点に関してさらに貢献するよう、それを行う立場にある締約国を奨励した。
- .3 EEDI 及び SEEMP の実施を促進する欧州委員会（EC）が EEDI 及び SEEMP の実施を奨励するグローバルプロジェクトを開催しているつもりであると、AHEWG-TT は通知された。予算が 1,000 万ユーロと予想され、IMO 事務局を介して実施される目的としたこの 3 年間プロジェクトは、欧州委員会において現在、最終協議及び承認を受けていた。

4.64 複数の代表団が進展の評価について表明し、委員会は EC によるイニシアチブを歓迎し、このプロジェクト、及び船舶のエネルギー効率の向上に関する技術的協力及び技術移転の促進に関する議決 MEPC.229 (65) の実施を支援するようさらなる資金を確保する他の取り組みを実現するために EC との協議を継続するよう事務局を奨励した。

4.65 委員会は、AHEWG-TT の次回会合が IMO 本部で 2015 年 1 月 15 日及び 16 日に開催される予定であることを銘記した。

### **大気汚染及びエネルギー効率作業グループの設立**

4.66 委員会は、K. Yoshida 氏（日本）を議長として大気汚染及びエネルギー効率作業グループを設立し、プレナリーでなされる関連の文書、さらにコメント及び決定を考慮して、当該グループに対し以下を行うよう指示した。

- .1 船舶用として供給された燃料油の品質を保証するためのガイダンス草案に対する担当グループの付託事項案を作成すること
- .2 本会合での承認を目的として、文書 MEPC 67/4/1 及び文書 MEPC 67/4/23 の付録を基本として使用して、「IAPP 証明書の補足に関するガイドライン」の MEPC Circular 案を最終化すること
- .3 文書 MEPC 67/4/17 及び文書 MEPC 67/4/18 の付録に記載されているとおり、本会合での承認を目的として、MARPOL 附屬書 VI の新しい統一解釈案 (MEPC.1/Circ.795/Rev.1) を最終化すること
- .4 文書 MEPC 67/4/11 及び文書 MEPC 67/4/12 を基本として使用して、「新船の到達エネルギー効率設計指標 (EEDI) (決議 MEPC.245 (66)) の計算方法に関する 2014 年ガイドライン」の修正案を審議し検討し、適宜に委員会に助言すること
- .5 文書 MEPC 66/WP.7 の付録 7 を基本として使用して、本会合での採択を目的として、「エネルギー効率設計指標 (EEDI) の調査及び証明に関する 2014 年ガイドライン」案を最終化すること

- .6 用語「ハイブリッド推進」の明確化に関する文書 67/4/21 を審議し、適宜に委員会に助言すること
- .7 文書 MSC 93/21/15、MSC 93/INF.13、MEPC 67/4/16、MEPC 67/4/25、MEPC 67/INF.14 及び MEPC 67/INF.22 を考慮して、「悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する 2013 年暫定ガイドライン」(決議 MEPC.262 (65)) の修正案を審議し検討すること
- .8 文書 MEPC 67/4/15 の付録を基本として使用して、EEDI の実施のための技術開発状況の審議に関する担当グループに付託事項案を作成すること
- .9 エネルギー効率のための国際研究プロジェクトに関する文書 MEPC 67/INF.9 及び MEPC 67/INF.15 を審議し、適宜に委員会に助言すること

### **作業グループの報告書**

4.67 大気汚染及びエネルギー効率作業グループの報告書 (MEPC 67/WP.12 及び MEPC 67/WP.12/Add.1) を検討した上で、委員会は一般に当該報告書を承認し、以下に示すとおり処置を講じた。

#### **燃料油の品質**

4.68 委員会は、米国<sup>2</sup>の米国の調整の下で、燃料油品質に関する通信連絡グループを設立することに合意し、本会合での協議を考慮して、当該グループに対し以下を行うよう指示した。

- .1 船舶用として使用するために配送される燃料油の品質を保証するガイダンス案を作成すること
- .2 利用可能な場合、MSC 94 の成果を考慮して、船舶用に使用する燃料油の品質を保証するための MARPOL 附属書 VI の現在の法的枠組みの妥当性を検討すること
- .3 MEPC 68 に報告書を提出すること

#### **IAPP 証明書の補足に関するガイダンス**

4.69 委員会は、「IAPP 証明書の補足のガイダンス」に関する MEPC.1/Circ.849 を承認した。

---

<sup>2</sup> 取りまとめ役：

Wayne M. Lundy 氏  
海事安全・保安・管理  
システムズエンジニアリング部  
米国沿岸警備隊  
Tel: +1 202 372-1379  
Email: Wayne.M.Lundy@uscg.mil

## MARPOL附属書VIの統一解釈

4.70 委員会は、MARPOL附属書VIの規則1及び5.2に関連した船舶用ディーゼルエンジンに対する調査／検査の適用に関する文書MEPC 67/4/18に含まれる情報を銘記することができるという当該グループの見解に同意した。当該情報は、国際航海への当該規則の適用をも明確化する他のIMOガイダンスによってすでに取り扱われたことによる。

4.71 委員会は、付録4に記載されているとおり、燃料供給証明書の要件の適用可能性に関するMARPOL附属書VIの新しい統一解釈を承認し、普及のためMARPOL附属書VIの統一解釈を1つにまとめたMEPC.1/Circ.795/Rev.2を発行するよう事務局に要請した。

## 新船に関する EEDI の計算方法に関するガイドライン

4.72 委員会は、デュアル燃料エンジンを搭載した船舶に関する「新船の到達エネルギー効率設計指標（EEDI）の計算方法に関する2014年ガイドライン」についてのグループの協議を銘記するとともに、今後の会合でこの問題を再検討する必要があることを銘記した。

## EEDI の調査及び証明に関するガイドライン

4.73 付録5に記載されているとおり、委員会は、「エネルギー効率設計指標（EEDI）の調査及び証明に関する2014年ガイドライン」の決議MEPC.254 (67) を採択した。

## 用語「ハイブリッド推進」の明確化

4.74 委員会は、用語「ハイブリッド推進」の明確化に関してグループの協議を銘記し、委員会の今後の会合に追加のコメント及び提案を提出するよう締約国政府及び国際機関に要請した。

## 悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する暫定ガイドライン

4.75 委員会は、「悪条件での船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する2013年暫定ガイドライン」の修正（決議MEPC.232 (65) ）を銘記した。その問題に関するその後の協議では、特に以下のコメントが残された。

- .1 暫定ガイドラインを使用して設計された船舶の安全についての懸念を改めて表明する際に、複数の代表団の支援を受けて、ギリシャの代表団は付録 19 に記載されている表明を行った。さらに、ギリシャ代表団は、フェーズ 1 のための採択前にグループにおいてそれらの代表団によって提案された妥協解決策（MEPC 67/WP.12 の 65 項）をガイドラインに組み入れることを示唆した。
- .2 複数の代表団に支持されたドイツ及び日本の代表団は、グループが十分詳細にその問題を検討したという見解、また、代替の具体的な提案が利用できないため、委員会はグループの成果、つまり文書 MEPC 67/4/16 及び MEPC 67/4/25 で提案された実際的なアプローチを使用することに同意する必要があるという見解を表明した。

- .3 RINA のオブザーバーは、暫定ガイドラインに記載されている安全問題及び具体的な気象条件に関してギリシャ代表団他によって表明された見解を支持したが、ギリシャ代表団によって提案された修正が正しい一時的な解決策であるかどうかを質問し、進行中の研究作業の結果が利用できる時に当該ガイドラインを審議する必要性を支持した。
- .4 複数の代表団に支持されたキプロスの代表団は、この問題に関する協議がグループによって結論を見なかったことを示唆した。また、委員会が、ギリシャによる提案に従って暫定ガイドラインをまず修正することによって、対処的ではなく積極的アプローチを採用する必要があること、さらに分析によりその旨を示し、後日、再度ガイドラインを修正する必要があることを示唆した。

4.76 既存の懸念が改めて表明された上記の協議後、委員会は、今後の会合での暫定ガイドラインに対するさらなる取り組みを図る懸念及び必要性を銘記した上で、付録6に記載されているとおり、「悪条件で船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する2013年暫定ガイドライン」(決議MEPC.232 (65)) の修正の決議MEPC.255 (67) を進め採択した。

4.77 付録19に記載されているとおり、ギリシャ、インド、マルタ及びバヌアツの代表団はそれらの立場を留保し、表明を行った。さらに、キプロスの代表団は、委員会の最終報告書で文言化され、前述の協議がこの問題に正確に反映されているとするその立場を留保した。

4.78 委員会は、2013年の暫定ガイドラインを1つにまとめた文書を発行して、MEPC.1/Circ.850でその文書を普及させるよう事務局に要請した。

#### **MARPOL 附属書 VI の規則 21.6 の下で必要とされる EEDI 審議の通信連絡グループ**

4.79 EEDI規則のフェーズ2の実施に関連した技術開発状況を審議するために、日本<sup>3</sup>の調整の下で、MARPOL附属書VIの規則21.6に基づき必要とされるEEDI審議の通信連絡グループを設立することに委員会は同意し、以下を行うよう当該グループに指示した。

- .1 以下を含め、審議に適した情報とデータ、及びその情報とデータの照合と分析の方法を検討すること
  - .1 MEPC 66 で確立した EEDI データベースから得られる情報
  - .2 サービスプログラムと実演プログラムのいずれにおいても、船舶用の

<sup>3</sup> 取りまとめ役：

Hideaki Saito氏  
環境涉外室長  
海洋・環境政策課  
海事局  
国土交通省  
日本  
Tel: +81 3 5253 8643  
Email: saito-h55rp@mlit.go.jp

省エネ技術の実際の導入及び使用から生じる測定可能なエネルギー改善に関する、造船所、造船技師、エンジン製造業者他からの公知の実証可能な情報（これには、少なくとも「2009年第2回IMO温室効果ガス調査」(Second IMO Greenhouse Gas Study 2009) (2009年4月9日のMEPC/INF.10 59) 及び文書MEPC 60/4/36に特定された技術の種類が含まれる）

- .3 通信連絡グループが適切であると特定した、その他の公知の実証可能な当該情報
- .2 上記のデータ及び情報を使用して、MARPOL附属書VIの第4章のEEDI規則のエネルギー効率の向上に関する技術開発状況を検討し、以下について報告すること
  - .1 フェーズ2に必要なEEDIに適合するために使用され得る技術（例えば、エンジン技術、材料、機器、装置、代替燃料、エンジン出力及び速度の削減、船体の改良）の範囲、及び当該EEDIへの船舶の適合にこれらの技術が現在寄与している範囲
  - .2 実際の適用においてこれらの技術の導入及び実演の特性化を伴うこれらの船舶搭載技術の現在の使用状況
  - .3 フェーズ2に必要なEEDIに関連した技術を市場にもたらすために、造船会社、設計技師及びエンジン製造業者による当該技術の取り込みの進捗度
  - .3 規則21に記載されている期間、関連の船種のEEDI基準線パラメータ、及び削減率を保持する必要があるかどうか、あるいは必要と証明された場合、必要に応じて修正する必要があるかどうかを、改訂過程内で勧告すること
  - .4 MEPC 68に進捗報告書を、MEPC 69に中間報告書を提出すること

4.80 上記の付託事項の2.1に含まれる速度の削減は技術上の問題というよりも運航上の問題であることを表明するとともに、通信連絡グループがその作業中にこれに取り組むよう要請する、チリの代表団に支援されたブラジルの代表団によるコメントを委員会は銘記した。

#### **エネルギー効率に関連した他の文書**

4.81 委員会は、グループが文書MEPC 67/INF.9及びMEPC 67/INF.15に含まれている情報を審議し銘記することを銘記した。

#### **議題の下での作業を進める機関**

4.82 委員会は、この議題の下で様々な問題について検討したことを銘記した。ただし、それらの問題のすべてが、「MEPC 64によって承認された行動計画に従ってMARPOL附属書VI及び

NOxテクニカルコードに関するガイドライン」（7.3.1.1）である関係出力の範囲に入るとは限らなかった。C.ES/27では新規作業計画に関してあらゆるレベルで厳格に規律を守る必要があることを要請し、また、関連の手順に従って、2年間の作業に取りかかる前に、適切な計画提案を策定して、IMOのハイレベル行動計画（HLAP）に含める必要があることを委員会に再確認させたことを想起した上で、委員会は、この計画提案の範囲に入らない、この議題に基づいて今後の会合に対してなされる提出案のみが委員会のガイドラインに従って、関連の新規計画提案が要請された場合に認められる必要があることを銘記した。

## 5 国際海運のエネルギー効率の向上のためのさらなる技術上と運航上の措置

5.1 MEPC 66では国際海運のエネルギー効率の向上のためのさらなる技術上と運航上の措置に関する通信連絡グループ（MEPC 66/21の4.1.6項）を設立したことを想起し、文書MEPC 66/WP.9を基本として使用して、船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムの開発（当該システムの中核要素の識別を含む）を検討するようグループに指示した。

### 船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムの開発

#### **通信連絡グループの報告書及び他の関連文書**

5.2 委員会は以下の文書について検討した。

- .1 MEPC 67/5 (BIMCO他)。この文書では、委員会が強制的な全船舶に及ぶ運航効率基準を構築するために、委員会に示される提案に関する様々な政策問題を提起する。
- .2 MEPC 67/5/1 (EUROMOT)。この文書では、船舶からの二酸化炭素の排出のモニタリング、報告及び検証の基本として利用可能な措置を用いたデータ収集システムを実際的に進める方法として異なる方法があるのに対し、NOx排出の継続的なモニタリングには別の非常に複雑な要件があると結論付けている。
- .3 MEPC 67/5/2 及び MEPC 67/INF.18 (キプロス)。これらの文書では、当該システムの中核要素の識別を含め、船舶の燃料消費量のデータ収集システムの開発についての検討における進捗度に関する担当グループの報告書を含む。
- .4 MEPC 67/5/3 (韓国)。この文書では、特定のモニタリング方法の使用を義務付けることが国際海運にとって不適切であるという見解を表明するとともに、最大許容不確かさを可能にする方法として船舶の燃料消費量をモニタリングするための代替階層化アプローチを提案する。  
文書 MEPC 67/INF.19 (韓国)。この文書では、韓国船主協会が開発し運用する温室効果ガスモニタリングシステムを紹介する。
- .5 MEPC 67/5/4 (日本)。この文書では、MEPC 66における作業グループがそれまでに提案されたすべての測定基準に関してさらに作業が必要とされたことに同意したこと、さらにこの時点で除外されるものがあつてはならないことを想起するとともに (MEPC 66/21 の 4.1.5.2 項)、「年間 EEOI」(MEPC 66/4/6) か

ら「年間効率比 (AER)」までの測定基準のオプションの名称を変更することを提案し、さらに、船舶のエネルギー効率を示すために AER の有効性を実証しようと努める日本船舶業界が自主的に提供するデータに基づいた分析の結果を提示する。

- .6 MEPC 67/5/5 (カナダ他)。この文書では、通信連絡グループの報告書に関してコメントし、合意に至らなかった領域に関する見解を提示する。
- .7 MEPC 67/5/6 (INTERFERRY)。この文書では、文書 MEPC 67/5 に関してコメントするとともに、運航効率基準の開発が効果的にそれぞれの船級の平均速度制限を設ける理由、及び運航効率基準を通じて明示的にせよ間接的にせよ不適切である理由についての概要を示す。
- .8 MEPC 67/5/7 及び MEPC 67/5/8 (CSC)。これらの文書では、行動における変化をもたらし、情報の非対称障壁を取り壊す際の情報の透明性の役割に関する情報を提供するとともに、透明性及び効率データの共有が新技術と実践の採用を最大限に生かし、運航費を押し下げ、財源の配分を最適化し、積極的、公平かつ包括的な競争を保証するのに役立つと論じる。
- .9 MEPC 67/5/9 (CSC)。この文書では、文書 MEPC 67/5、特に IMO が全船舶に及ぶ運航効率基準の開発を続行する必要があるかどうかの問題に関してコメントするとともに、新船に対する気象規則制限は、今後の排出目標値を満たすことを困難にして、海運セクターの排出量を削減する取り組みを弱めると結論付けている。

### 5.3 その後の協議では、以下の一般的なコメントが出された。

- .1 船舶の燃料消費量を移管するデータ収集システムが必要とされ、集合データが二酸化炭素排出量を推定するのに使用することができる。
- .2 エネルギー効率に関するデータ収集システムは、海運セクターにおける効率性の向上を監視し検証して、さらなる効率措置の必要性を評価するのに必要とされる。
- .3 収集するデータの目的及び使用は、データ収集システムが確認される前に決定される必要がある。データ収集システムは自発的である必要があり、船舶の運航の自由を制限してはならない。システムの成功はいずれの場合も、全グローバル機関が参加するかどうかによるため、データ収集システムは強制的である必要がある。データの質は数量よりも重要であった。
- .4 海運業界はすでに貨物輸送の最もエネルギー効率の高いモードであり、そのため、特に開発途上国及び小島嶼開発途上国 (SIDS) に対する追加措置の影響を、特に商品の市場から遠く離れた国に関して検討する必要がある。
- .5 EEDI の影響、及び MARPOL 附属書 VI の硫黄酸化物 (SOx) 規定の結果とし

て高騰した燃料費の影響は、追加措置を採用される前に検討する必要がある。

- .6 海運業界の見解に注目すること、慎重に行動を起こすこと、特に文書 MEPC 67/5 の 15 項に提起された政策問題に取り組むこと、及び国際海運のための運航上のエネルギー効率基準が必要であるかどうかの問題は、委員会がさらに調査する必要のある政策問題であること。これらは非常に重要であった。
- .7 一部の代表団は運航上のエネルギー効率基準は速度または燃料消費量を制限することを検討したが、検討しない代表団もあった。これに関連して、委員会は、MEPC 61 (MEPC 61/24 の 5.16 項) が速度削減を別の規則上の方向性として検討されたことを想起し、速度に関して EEDI 及び SEEMP を通じて間接的に検討される際にはさらなる調査は必要とされないことに決定した。
- .8 燃料消費量データ単独では、海運業界のエネルギー効率性能、及び輸送業務と関係した追加のパラメータ（貨物重量、移動距離、実動時間など）を含めるのに必要とされるデータ収集システム案を確認することは認められない。
- .9 船種が異なれば、運航上のエネルギー効率基準も異なる必要がある場合があり、こうした基準は、それぞれの船種に関するエネルギー効率設計規準に影響を及ぼし得る。
- .10 収集データの分析では、測定基準が異なると船種も異なるのがより適切であることを示すことができる。これこそが、輸送業務の 2 件以上の潜在的な代行を対象としたデータを収集する理由である。
- .11 データの機密性、旗国及び／または船主の変更、報告期間など、データ収集に関する実施問題は、さらに検討する必要がある。
- .12 2009 年第 2 回 IMO 温室効果ガス調査では、グローバル経済及び海運セクターに利益をもたらす国際海運のエネルギー効率を向上させるさらなる措置についての多大な潜在的可能性を特定した。

5.4 運航上のエネルギー効率基準の問題及びデータ収集システムの目的に関してクック諸島の代表団とロシア連邦の代表団によって発表された声明はそれ付録19に記載されている。

5.5 國際海運の排出モニタリングに関して、MEPC 62では、窒素酸化物の排出のモニタリングを検討したこと、及びBLG 17では、Tier III NOxの排出制限との適合を実証するための継続的なNOxのモニタリングに関する強制的な要件はその段階では適切でなかった (BLG 17/18の11.41項) ことに同意したことを、委員会は銘記した。

5.6 委員会はまた、文書MEPC 67/5/3及びMEPC 67/INF.19（韓国）に記載されている排出のモニタリングのための利用可能な方法を銘記するとともに、今後の会合ではそれらの文書についてさらに検討することを一時停止することに同意した。

5.7 委員会はさらに、データ収集システムを開発することに原則として明確に同意すること、

及びどの要素を含める必要があるかについて見解が異なっている場合には、本会合での作業は燃料消費量のみに関するデータ収集システムの開発に重点を置く必要があることを銘記した。

5.8 文書MEPC 67/5/2の付録2.6項の平均年間運航効率基準の引用は削除する必要があり、文書MEPC 67/5/2の付録2.5項は今後の会合での検討のため、文を含めずに角括弧に保持する必要があることに委員会は同意した。

5.9 船舶の運航エネルギー効率基準の必要性について明確な形で本会合において結論付けるに至らなかったので、委員会は、文書MEPC 67/5/4が、測定基準のオプションに対応する上で、今後の会合まで一時停止状態に保つ必要があることに同意し、文書MEPC 67/5の15項及び文書MEPC 67/5/6に記載されている問題に取り組むためのコメント及び提案をMEPC 68に提出するよう締約国政府及び国際機関に要請した。

#### **国際海運のエネルギー効率の向上のためのさらなる技術上と運航上の措置に関する作業グループの設立**

5.10 委員会は、A. Chrysostomou氏（キプロス）を議長として国際海運のエネルギー効率の向上のためのさらなる技術上と運航上の措置に関する作業グループを設立し、文書MEPC 67/5/2の付録、及び文書MEPC 67/5/5の関連部分を使用し、かつプレナリーでなされたコメント及び決定を考慮して、以下を行うよう当該グループに指示した。

- .1 中核要素を詳細に説明し、データ収集システムの実施に求められる追加要素の検討を含めることによって、船舶の燃料消費量に関する当該システムをさらに開発すること
- .2 次の会合までの期間にさらに作業を進める担当グループを設立する必要性について検討するとともに、設立する場合、付託事項案を作成すること

#### **作業グループの報告書**

5.11 作業グループの報告書（MEPC 67/WP.13）を検討した上で、委員会は一般的にそれを承認し、以下に示すとおりの処置を講じた。

- .1 文書MEPC 67/5/2の付録2.5項は、作業グループによる編集のため、文書MEPC 67/WP.13の付録で2.4項として番号を付け直されたことを銘記した。
- .2 文書MEPC 67/WP.13の付録に記載されているとおり、船舶の燃料消費量に関するデータ収集システムの概要について合意した。
- .3 キプロス<sup>4</sup>の調整の下で国際海運のエネルギー効率の向上のためのさらなる技

---

<sup>4</sup> 取りまとめ役：  
Andreas Chrysostomou氏  
通信・公共事業省  
海運局  
P.O. Box 56193

術上と運航上の措置に関する次の会合までの担当グループを再設立することに同意し、MEPC 67 の成果、作業グループの報告書 (MEPC 67/WP.13)、及び文書 MEPC 67/WP.13 の付録に記載されているデータ収集システムの概要に基づいて、以下を行うよう通信連絡グループに指示した。

- .1 データ収集システムの自発的または強制的な適用のため容易に使用できる燃料消費量に関する当該システムに用いるフル言語を開発すること
- .2 MEPC 68 に報告書を提出すること

## 6 船舶からの温室効果ガス (GHG) 排出量の削減

### 2014 年第 3 回 IMO GHG 調査

6.1 委員会は、MEPC 66では運営委員会の取りまとめ役による2014年第3回IMO GHG調査に関する現況報告書 (MEPC 66/5/1) について検討したことを想起し、その作業が完成日を満たす予定であり、その調査の付託事項が満たされているという運営委員会委員の見解を銘記した。

6.2 委員会は、本会合に提出された2014年第3回IMO GHG調査 (Third IMO GHG Study 2014) に関する以下の文書を検討した。

- .1 MEPC 67/6 及び Corr.1 (事務局)。これらの文書では、2014 年第 3 回 IMO GHG 調査のエグゼクティブサマリーを提供する。
- .2 MEPC 67/6/1 (運営委員会の取りまとめ役)。この文書では、運営委員会の第 3 回及び第 4 回会合後に運営委員会の最終報告書を提供する。
- .3 MEPC 67/INF.3 及び Corr.1 (事務局)。この文書では、各付録を含む調査の詳細な報告書を提供する。

6.3 その後の協議では、見解を述べた代表団の大多数は、調査の報告書及び成果を支持し、調査が完全に付託事項を満たしているとする見解を示した。また、その職務は非常に複雑であったが、その報告書は2009年第2回IMO GHG調査の重要かつ有用な最新情報を提供した。透明性、効率性及び専門性に優れ、国際海運からのGHG排出量に取り組む委員会の今後の作業のための健全な基盤を提供した。

6.4 他の代表団は、調査報告書は取り扱う主題が数多くあり、そのため審議するのが困難であるという見解を表明した。また、調査報告書は採用した方法、計算、データに関して透明性に欠けていて、報告書に記載の成果は科学的証拠に裏打ちされておらず、その報告書自体が付託事項を満たしていなかったという見解も表明した。中国とインドの代表団は、調査の成果について

その立場を留保した。中国、インド、イラン・イスラム共和国及びロシア連邦の代表団による関連の声明は、付録19に記載されている。

6.5 調査の成果を検討した上で、委員会は以下のとおり処置を講じた。

- .1 運営委員会が調査のための作業を完了したことを銘記すること
- .2 調査の名称を「2014年第3回 IMO GHG 調査」とする運営委員会の見解に同意すること
- .3 ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、フィンランド、インド、イラン・イスラム共和国、日本、マレーシア、マーシャル諸島、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、韓国、ロシア連邦、南アフリカ、ウガンダ、英国及び米国の加盟国からなる運営委員会に対し作業を実施したことに感謝を表明すること
- .4 運営委員会の取りまとめ役であるカナダの L. Mazany 氏及び副取りまとめ役である南アフリカの D. Ntuli 氏の尽力に対し特に感謝すること
- .5 調査が任意拠出金によって資金提供を受けていたことを銘記し、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国及び欧州委員会の資金供与国に謝意を表明すること
- .6 2014年第3回 IMO GHG 調査を承認し、調査の成果を発表して普及させるよう事務局要請すること

6.6 調査の承認後、委員会は事務局長の介入を銘記した。事務局長はここで、委員会が調査を要請して以降、極めて短期間に多くのことが達成されたこと、さらに中国とロシア連邦の代表団のコメントを含め調査結果に対して表明されたコメントは委員会の報告書に反映される必要があることを強調した。事務局長はまた、2014年調査が3回目の調査であり、事務局長の見解では、IMOが今後、さらに調査を進める必要があり、今後の調査の実施において当該コメントを考慮する必要があることを強調した。また、EEDI及び他の産業の措置の適用について十分に考慮して、GHGの排出状況を今後再評価する必要があること、及び現在の調査に関して行われた作業を認識することが重要であることを事務局長は銘記した。

6.7 委員会はまた、Smith氏（取りまとめ役）、Corbett教授、Faber氏、及びAnderson氏が代表して2014年第3回IMO GHG調査を実施した国際コンソーシアムでは、2014年10月14日の会合に出席した代表団に調査に関するプレゼンテーションを行ったことを銘記した。なお、このプレゼンテーションはIMOのウェブサイトから入手可能になる。

#### **UNFCCC の問題**

6.8 委員会は文書MEPC 67/6/2（事務局）を銘記して、2014年6月にポン（ドイツ）で開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）会議の補助団体の成果に関する情報を提供した。

6.9 委員会はまた、UNFCCC事務局の代表者による声明を銘記し、交渉全般の現状、及び特に燃料補強に関する状況報告書を提供した。当該代表者の要請のとおり、当該声明は付録19に記載されている。

6.10 その結果として、委員会は事務局に対し、UNFCCC事務局との協力体制を継続し、必要に応じて関連のUNFCCC会合に出席し、IMOの作業の成果を適切なUNFCCC団体及び会合に注目させるよう要請した。

## 7 強制力のある規則の修正の検討及び採択

### 強制力のある規則の修正

7.1 委員会は、以下の修正案を検討し採択することを要請された。

- .1 MARPOL 附属書 I の規則 43
- .2 MARPOL 附属書 III の付録（梱包された有害物質を特定するための基準）
- .3 MARPOL 附属書 VI の規則 2 と 13、及び IAPP 証明書の補足
- .4 MARPOL 附属書 V の廃物排出記録（廃物記録簿の様式）

7.2 委員会は、MARPOLの16(2)(a)条に従って、前述の修正文が2013年6月4日の回状3370号及び2014年4月11日の回状3445号によってすべてのIMO加盟国及びMARPOL締約国に回付されたことを銘記した。

### **MARPOL 附属書 I の規則 43 の修正案**

7.3 MEPC 67/7（事務局）の付録に記載されているとおり、MEPC 66では、南極区域での油類の使用及び輸送に関する特殊要件に関連したMARPOL附属書Iの規則43の修正案を検討し承認したことを委員会は想起した。

7.4 委員会は、文書MEPC 67/7/3（スペイン）、及び当該文書の導入中の提案に対してスペインの代表団が示したさらなる明確化について、とりわけ、バラスト水を燃料タンクで輸送できる（これは許容されている）だけでなく、燃料もバラストタンクで輸送できる（スペイン代表団の見解では、許容されなかった）ことを示唆して、規則43の修正案の現在の文言が不正確な解釈につながる恐れがあることについて検討した。この問題の解決に向け、当該代表団は、誤った当該解釈につながる可能性のある曖昧さを排除するために規則の表現を修正するよう、この問題を起草グループに送付する提案を行った。

7.5 委員会は、スペインの代表団によって提起された懸念を銘記した上で、その提案に同意しなかった。

7.6 委員会の決定を考慮して、スペインの代表団は、以前に採択されたMARPOL附属書Iの規

則43の修正案で重質油をバラストタンクに注入することを明示的に禁じるが、軽質油をバラストタンクに注入することは禁じないことを銘記した。さらに、バラストタンクへの燃料油の注入のグローバルでの許容性についての問題、つまりMARPOLの下では明示的に許容されていない問題を提起した。

7.7 その結果として、委員会は、編集上の改善があればそれを条件として、MARPOL附屬書Iの規則43の修正案の内容を確認した。

7.8 委員会は、上記の修正案の効力発生日を2016年3月1日とすることに同意した。

#### **MARPOL 附屬書III の附屬書（梱包された有害物質を特定するための基準）の修正案**

7.9 委員会は、文書MEPC 67/7/1（事務局）の付録に記載されているとおり、MEPC 66ではMARPOL附屬書IIIの付録（梱包された有害物質を特定するための基準）の修正案を検討し承認したことを想起した。

7.10 委員会は、編集上の改善があればそれを条件として、修正案に関するコメントは提出されていなかったことを銘記した。

7.11 委員会は、上記の修正案の効力発生日を2016年3月1日とすることに同意した。

#### **MARPOL 附屬書V の廃物記録簿の様式の修正**

7.12 文書MEPC 66/6/2（事務局）の付録に記載されているとおり、廃物記録簿のMARPOL附屬書V様式の修正案は、MEPC 66における採択を目的として、MEPC 65によって承認されたことを委員会は想起した。

7.13 また、文書MEPC 66/6/9（バハマ）で特定されたとおり、条約の本文と廃物記録簿の様式との間に認識された相違点に基づいて、MEPC 66では、本会合の修正案の採択を延期することを決定したこと、及びコメントを提出するよう関心のある締約国政府及び国際機関に要請したことを委員会は想起した。

7.14 委員会は、MEPC 66において特定された相違点に対応し、さらに貨物残渣の特殊性を定義することを目的として、文書MEPC 67/7/4（バハマ）及びMEPC 67/7/8（オランダ）を検討し、廃物記録簿の様式のさらなる変更を提案した。

7.15 委員会は、バハマ諸島及びオランダによって提出された提案に対する支持の程度には温度差があることを銘記し、さらに、これらの提案の一部は起草グループが取り組む以上に重要な特性であったことに同意した上で、以下の決定を行った。

.1 様々な問題が依然として解決されていないので、修正を十分に検討するためには作業がさらに必要であり、そのため、修正は当分の間、停止状態にする必要がある。

- .2 結果として、「MARPOL 附属書Vの廃物記録簿の様式の修正」に対する新たな計画提案は、2015年を目標完成日として MEPC 68 の議題に追加される。
- .3 締約国政府及び国際機関は、MEPC 68 に適切なコメント及び提案を提出するよう要請される。

#### **MARPOL 附属書VIの規則2と13、及びIAPP証明書の補足**

7.16 MEPC 66では、文書MEPC 67/7/2（事務局）の付録に記載されているとおり、MARPOL 附属書VIの規則2と13の修正案、及びIAPP証明書の補足を承認したことを委員会は想起した。

7.17 ロシア連邦の代表団は、「気体燃料」の新定義を含む提案をし、その見解では誤解や誤った解釈につながる恐れがある、修正案におけるエンジンの機種の定義に関する懸念を提起し、そのため、それに代わってISO規格2710-1に記載しているとおり、エンジンの異なる機種の定義を使用する必要があることを示唆した。その提案に関する声明全文は付録19に記載されている。

7.18 前述の提案を検討し、修正案における定義の変更案の概要を示す文書が提出されていなかったことを銘記した上で、委員会は、MEPC 66で承認したとおり、本会合で当該修正案を採択する必要があり、委員会のガイドラインに従って今後の会合において、委員会の検討のため新規提案を提出できることを確認した。

7.19 委員会は、前記修正案の効力発生日を2016年3月1日とすることに同意した。

#### **MEPC 66で承認された強制力のある規則の修正案における能力強化の意義に関する評価**

7.20 委員会のガイドラインの4.19項の規定に従って、委員会は強制力のある新規規則または既存規則の修正に関する計画提案の承諾で始まった、能力強化の技術的協力と援助の意義を評価する必要があることを銘記した。

7.21 上記に言及した予備的評価の成果を提供する文書MEPC 67/WP.7（副議長）を検討した上で、委員会は、当該文書の付録2に反映されているとおり、新規または最新の法令が強制力のある規則の修正案の多くに必要とされることを銘記した。また、IMOの統合技術協力プログラム（ITCP）を通じて必要な場合の技術的及び／または法律的支援を取り扱うことができる想を起した。

7.22 上記の概要のとおり評価の結果を考慮して、委員会は、本会合においてアドホック能力強化ニーズ分析グループ（Ad Hoc Capacity-building Needs Analysis Group、ACAG）を設立することは必要ないことに同意した。

7.23 委員会のガイドラインに従って、能力強化の意義の評価が通常の項目として議題に追加する必要があることに委員会はさらに同意し、その結果、本会合において承認された強制力のある規則の修正案の予備的評価をMEPC 68に提出するよう、議長と協議し、かつ事務局の支援を受けて副議長に要請した。

## 強制力のある規則の修正に関する起草グループの設立

7.24 委員会は、強制力のある規則の修正に関する起草グループを設立し、プレナリーでなされたコメント、提案及び決定を考慮して、以下の作成を行うよう当該グループに指示した。

- .1 関連の MEPC 議決解決と合わせた、MARPOL 附属書 I の規則 43 の修正案の最終文
- .2 関連の MEPC 議決解決と合わせた、MARPOL 附属書 III（梱包様式の有害物質を特定するための基準）の附属書の修正案の最終文
- .3 関連の MEPC 議決解決と合わせた、MARPOL 附属書 VI の規則 2 と 13 の修正案、及び IAPP 証明書の補足の最終文

## 起草グループの報告書

7.25 起草グループの報告書（MEPC 67/WP.9）を検討した上で、委員会は通常、その報告書を承認し、本文書に示すとおり処置を講じた。

### **MARPOL 附属書I の規則43 修正案の採択**

7.26 委員会は、起草グループ（MEPC 67/WP.9の付録1）によって作成されたMARPOL附属書Iの規則43の修正案の最終文を検討し、付録7に記載されているとおり、議決MEPC.256 (67)により修正案を採択した。

7.27 議決MEPC.256 (67) の採択において、委員会は、1973年MARPOL条約の第16条(2)(f)(iii)に従って、MARPOL附属書Iの採択された修正案は、2015年9月1日（条約の第16条(2)(f)(iii)に規定されているとおり、IMOの事務局長にその日までに異議が伝えられない限り）に認められたと見なされるものとし、条約の第16条(2)(g)(ii)に従って、2016年3月1日に効力を生じるものとすることを決定した。

### **MARPOL 附属書III の付録（梱包様式の有害物質を特定するための基準）の修正案の採択**

7.28 委員会は、起草グループ（MEPC 67/WP.9の付録2）によって作成されたMARPOL附属書IIIの付録（梱包された有害物質を特定するための基準）の修正案を検討し、付録8に記載されているとおり、決議MEPC.257 (67) による修正案を採択した。

7.29 議決MEPC.256 (67) の採択において、委員会は、1973年MARPOL条約の第16条(2)(f)(iii)に従って、MARPOL附属書IIIの採択された修正案は、2015年9月1日（条約の第16条(2)(f)(iii)に規定されているとおり、IMOの事務局長にその日までに異議が伝えられない限り）に認められたと見なされるものとし、条約の第16条(2)(g)(ii)に従って、2016年3月1日に効力を生じるものとすることを決定した。

### **MARPOL 附属書VI の規則2 と 13 の修正案、及びIAPP 証明書の補足の採択**

7.30 委員会は、起草グループ（MEPC 67/WP.9の付録3）によって作成されたMARPOL附属書VIの規則2と13の修正案の最終文及びIAPP証明書の補足を検討し、付録9に記載されているとおり、議決MEPC.258（67）による修正案を採択した。

7.31 決議MEPC.258（67）の採択において、委員会は、1973年MARPOL条約の第16条(2)(f)(iii)に従って、MARPOL附属書VIの採択された修正案は、2015年9月1日（条約の第16条(2)(f)(iii)に規定されているとおり、IMOの事務局長にその日までに異議が伝えられない限り）に認められたと見なされるものとし、条約の第16条(2)(g)(ii)に従って、2016年3月1日に効力を生じるものとすることを決定した。

#### **事務局への指示**

7.32 前述の修正案の採択において、委員会は、番号を付け直した最新の項を含め、特定され得る編集上の訂正を行い、MARPOLの締約国による処置を必要とする過誤または遺漏を委員会に注目させるために、修正案の正本を作成する際に事務局に権限を与えた。

### **8 汚水浄化装置の排水基準及び性能試験に関する2012年ガイドラインにおける窒素及びリン除去基準の審議**

#### **背景**

8.1 「汚水浄化装置の排水基準及び性能試験に関する2012年ガイドライン」（決議MEPC.227（64））を採択する際に、当該ガイドラインのセクション5に従って船上及び陸上での試験結果を考慮して、型式承認を得た汚水浄化装置または開発中の当該システムが窒素及びリンに必要とされる除去基準を満たしているかどうかを判断するために、MEPC 64では、当該ガイドラインの4.2.1項に明記されている窒素及びリン除去の審議においてMEPC 67が取り組む必要があると決定したことを委員会は想起した。

8.2 委員会は以下の文書について検討した。

- .1 MEPC 67/8（フィンランド及びノルウェー）。この文書では、決議 MEPC.227（64）に従って承認された汚水処理装置及び型式に関する製造業者 2 社の情報（両社が窒素及びリン除去基準を余裕をもって満たしていることを示す試験結果を含む）を提供する。
- .2 MEPC 67/8/1（オランダ）。この文書では、実施、維持及び強化の重要性を強調し、窒素とリンの排水基準のより厳格な要件は維持に関する情報の改善、使用者への指示の強調、及び汚水処理装置の性能の強化とモニタリングへのさらなる注視によって補完する必要があることを提案し、「船舶汚水システムの運転、点検及び保守に関するガイドライン」（MSC/Circ.648）を修正する必要がある場合があることを示唆する。
- .3 MEPC 67/8/2（CLIA）。この文書では、決議 MEPC.227（64）の除去基準で承

認された型式の汚水処理装置の数は、産業ニーズを満たすには現在不十分であると論じ、汚水処理装置が改訂基準で承認された型式である期間を考慮するため、厳しくない除去基準及び後の適用日付を採択するガイドラインの修正案を提案する。

- .4 MEPC 67/8/3 (CLIA)。この文書では、文書 MEPC 67/8 についてコメントし、当該文書に示されている情報の正当性を不完全かつ虚偽的として疑い、GISIS (汚染防止装置モジュール) 及び CLIA の加入船旅会社から得られたデータ及び情報を引用する。

### **窒素およびリン除去基準の審議**

8.3 窒素とリン除去基準の審議に関するその後の協議において、一部の代表団は、決議 MEPC.227 (64) の除去基準で承認された汚水処理装置の型式に関して利用可能な情報が業界での信頼を熟成するのに不十分であると論じて、強制力のない基準の採択によってガイドラインを修正するCLIAによる提案の支持を表明した。

8.4 ただし、処理済みの汚水放出に含まれる窒素及びリンの海洋環境への影響を参照し、製造業者がバルト海特別地域の発効日前に決議MEPC.227 (64) において除去基準で承認された相当数の型式の汚水処理装置を開発することができると示唆して、大多数の代表団は現行の基準を保持することに賛成の意を表した。

8.5 協議後、委員会は、ガイドラインの窒素及びリン除去基準を修正する必要がないことに同意した。

8.6 さらに、一部の代表団は、文書MEPC 67/8/1においてオランダが提起した点への支持を表明した。ただし、「船舶汚水システムの運転、点検及び保守に関するガイドライン」(MSC/Circ.648) を修正する提案は、「2011年の調査と証明書の調和システム (HSSC) に基づく調査ガイドライン」(決議A.1053 (27)) はISPP証明書の発行のための初期及び更新調査中に汚水処理装置の運転確認に関する要件を含んでいるからといって必ずしも必要ないことが指摘された。

### **実施日の審議**

8.7 MARPOL附属書IVの規則11.3と13.2に従って、また、廃物受入施設に関する利用可能な情報の不足を考慮して、バルト海特別地域の最も早い発効日（2016年1月1日）は満たされないと、さらに、十分な情報を受領した後、委員会は、これらの規則に修正が全く必要ない場合、2016年1月1日以降であればいずれの発効日でも決定することができるることは明確であることを委員会は銘記した。従って、委員会は、最も早い機会にそうした情報を提出するよう締約国政府に要請した。

8.8 委員会はまた、MARPOL附属書IVの規則1.10の文言に基づいて、新船及び既存船舶との間の（規則11.3の適用に関する）相違点は依然として2016年1月1日の日付を基にすることを銘記するとともに、この日付を前倒しにすることについては、そう望む場合は、規則1.10の修正案が

必要とされることを銘記した。

8.9 これらの意義により、委員会は、MEPC 68では実施日の問題を検討することに同意するとともに、その会合に情報及び提案を提出するよう締約国政府及び国際機関に要請した。

#### **MEPC 68 の議題に関する項目の保持**

8.10 上記を考慮して、委員会は、実施日のさらなる検討に関して、MEPC 68の議題の項目を保持することに合意した（8.7～8.9項を参照）。

### **9 極海における船舶運航に関する強制力のあるコード**

9.1 極海における船舶運航に関する国際コード（極海コード）（International Code for Ships Operating in Polar Waters、Polar Code）案の作成作業を迅速に進める目的で、委員会は、極海コード担当グループ（Polar Code Correspondence Group）を設立し、本会合前の1週間中に極海コード作業グループ（Polar Code Working Group）の会合間での会議の開催に同意したことを想起した。委員会はまた、C 112の承認後、極海コード作業グループの会合間会議が2014年10月7日～9日まで開催されたことを想起した。

#### **極海コード通信連絡グループと会合間極海コード作業グループの報告書、及びコメント文書**

9.2 委員会は、通信連絡グループ（MEPC 67/9）と会合間作業グループ（MEPC 67/WP.8）の報告書を検討し、極海コード案及びMARPOLの関連修正案の作成について会合間でなされた進捗度について銘記した。委員会は、会合間作業グループの報告書の49項に記載されているとおり、委員会に要求された処置を講じる前に本議題の下に提出されたコメント文書を検討することに同意した。

#### **油による汚染の防止**

9.3 委員会は、MEPC 67/9/2（ロシア連邦）を検討して、当該船舶がMARPOL附属書Iの規則15.3の要件に適合することを条件として、主管庁の自由裁量で油または油性混合物の放出の禁止に関する要件から船舶の北極水域での運航及び氷海域での航海を適用除外することに同意した。協議後、委員会は、提案が十分な支持を得なかったことを明らかにした上で、それに同意しなかった。

9.4 委員会はまた、文書MEPC 67/9/3（ロシア連邦）を検討して、油または油性混合物の放出の禁止に関する要件からすべての船種の5年間の適用除外を提案するとともに、長期間（最低30日間連続）北極水域及び氷海域で運航する船舶がMARPOL附属書Iの下で特別地域に関する規定された条件に基づき機関室から油性混合物を放出することができるよう提案した。協議後、委員会は、審理続行用のこの議題の下で確立されるために北極水域で油または油性混合物の放出をゼロとする要件を満たす既存船舶の特定の船種の導入期間を取り入れる必要性があるかどうかを特定する目的で、さらなる検討のため本議題の下で設立される極海コード作業グループに文書MEPC 67/9/3を回付することに同意した。

9.5 委員会は、文書MEPC 67/9/8（アイスランド他）を検討して、個々の容量を最大30 m<sup>3</sup>以下とするそれらのタンクの適用除外を許容するため、小型油残渣・油汚水集合タンクの分離要件に関する極海コード案のII-A部の第1章の修正案を提案した。会合間作業グループが前記の提案を検討しそれに同意したことを銘記した上で、委員会は、小型油残渣・油汚水集合タンクを分離要件から除外する必要があることに同意した。

9.6 委員会はまた、文書MEPC 67/9/5（米国）を検討して、極海コード案のII部及びMARPOLの関連修正案について、とりわけ、「効力発生日またはそれ以降に建造された」と表現、油または油性混合物の放出の禁止、小型油残渣・油汚水集合タンクのタンク分離要件案からの適用除外、港湾廃物受入施設、追加の汚水ごみ放出要件、MARPOL附属書I、II、IV及びVの修正案、及び極海運航手引書の内容のモデル表に関する様々な技術的かつ法律的なコメントを提供した。

9.7 文書MEPC 67/9/5における大部分のコメントが会合間の作業グループによって検討され、取り組まれたことを銘記した上で、協議後に、委員会は、極海コード案のII-A部の第1章1.1.1項に記載されているとおり、浄化バラスト水または分離バラスト水の放出を含め、北極水域での船舶からの油及び油性混合物の放出の禁止範囲に関する文書の3項をさらに検討するよう極海コード作業グループに指示することに同意した。

### **港湾廃物受入施設の要件**

9.8 委員会は、文書 MEPC 67/9/4（ロシア連邦）を検討して、北極地域の港湾における船舶の油性混合物のための適切な廃物受入施設に関する規定案についてコメントをし、MARPOL 附属書Iの規則 38 に 4 項を新たに追加する提案を行った。

9.9 その後の協議では、会合間作業グループは極海コード案の II-A 部のセクション 1.4 での廃物受入施設に関する規定案を削除することに同意し、代わって、北極水域に放出されない油と油性混合物の受け入れのための港湾受入施設の妥当性に取り組むために、MARPOL 附属書Iの規則 38 の修正案を作成したことを委員会は銘記した。

9.10 その後の協議では、複数の代表団は会合間作業グループによって行われた決定に対し支持を表明したが、複数の他の代表団は極海コード案の廃物受入施設に関する規定の削除についての懸念を表明し、北極水域での船舶からの油と油性混合物の放出に関する委員会の決定を条件として、元の状態を回復し廃物受入施設の必要性を強調するよう示唆した。協議後、委員会は、会合間作業グループによって行われた決定を承認することに同意した。

### **単一又は特定の公開に対する証明書**

9.11 委員会は以下の文書について検討した。

- .1 MEPC 67/9/6（米国）。この文書では、行政上の負担に対応するため、主管庁は、1 回限定の航海に関して不凍水域で運航する船舶に対して追加の極海コード証明書要件を適用しないことが認められるとする見解を表明するとともに、極海コード案の II-A 部に含める適切な文を提案する。

- .2 MEPC 67/9/7 (ICS 及び CLIA)。この文書では、極海への 1 回限定の不定期航海をする船舶に極海コード案を適用する意義に実際的に対応するためにさらなる検討が必要であることを提案する。
- .3 MEPC 67/9/11 (カナダ他)。この文書では、1 回限定の航海に基づいて極海で交易する船舶によって、極海コードの II 部の要件との準拠性を立証するために必要とされる行政上その他の負担を軽減するための共同提案者の検討を提示するとともに、1 回限定の航海証明書の様式案を当該文書の付録において提案する。

9.12 その後の協議では、特に以下の見解が表明された。

- .1 曆年ごとに 1 回限定の航海に関わる船舶については、様々な MARPOL 附属書に基づき証明書を再発行することは操船者及び旗国に対し大きな負担となる。
- .2 極海コードの II 部に含まれる運航上かつ技術上の要件に準拠するため、証明書の免除は、船主及び操船者の義務に影響を及ぼさない。
- .3 簡略化した証明制度を導入する場合、全旗国の船舶には、当該代替証明書を申請するのに必要とされる文書について明確に指示して一貫した方法で取り組む必要がある。
- .4 1 回限定の航海をする船舶に必要とされる行政上その他の負担があるため、オペレーターは北極地域におけるチャーターを検討しなくてもよく、この供給減少の可能性があれば、北極地域社会、さらに北極水域の開発を促進しようとする旗国及び沿岸国に影響を及ぼすことになる。
- .5 提案にある免除または簡易証明制度は、明瞭さ及び透明性が不足しており、外国船舶監督官 (PSCO) を混乱させることになる。既存の統一調査及び証明システムは、船舶が法定要件を満たすことを検証するのに最も有効かつ効率的なシステムである。
- .6 追加の行政上の負担は、不必要な、不均衡な、または時代遅れの負担として IMO によって定義されているため、簡略化した証明制度のための提案が適用される場合に不均衡な負担が軽減され得るかどうかを評価することは価値があるだろう。

9.13 協議後、委員会は、MEPC 67/9/6、MEPC 67/9/7、MEPC 67/9/11 の各文書を考慮に入れて、1回限定の航海をする船舶の証明の関連で、どの証明書、手引書、記録簿及び調査が影響を受けるのか、追加の行政上の負担が関連しているものがあるとすればそれは何か、それらの負担を軽減するために何ができるのかを評価するよう、極海コード作業グループに指示した。

## 極海コードの II 部の適用規定

9.14 委員会は、文書MEPC 67/9/10（アルゼンチン）を検討して、極海コード案のII部、及びとりわけ、極海コードのII-A部の各章の「適用」規定、MARPOL附属書IVの用語「国際航海」、ケミカルタンカーのタンク分離要件、及び極海コードの汚水放出要件とMARPOL附属書IVの汚水放出要件との関係に関するMARPOLの関連修正についてコメントをした。

9.15 その後の協議では、複数の代表団は、MARPOL附属書IVの適用性を反映する（すなわち、北極水域または南極水域で運航している船舶、及び同じ国の港湾間の航海に携わっている船舶、またはいずれの港湾にも寄港しない船舶に適用する）極海コード案のII-A部第4章の適用規定に言及する中で、極海コードの規定に従うよう要求されない。それらの代表団は、極海で運航する船舶からの汚水による汚染を防止する必要性を考慮して、極海コードのII-A部第4章の規定はまた、国際航海に携わっていない船舶をも対象とする必要があるという見解を示した。

9.16 他の複数の代表団は、関連のMARPOL付録の適用性が極海コードのII-A部の対応する章に拡大される必要があるというMEPC 66の決定に言及する中で、委員会または会合間作業グループはMARPOL附属書IVの適用性の修正に関する協議に入る必要はないと強く主張した。

9.17 協議後、委員会は、文書MEPC 67/9/10で表明された懸念に対応できる解決策を特定する一方、南極水域と北極水域での船舶の運航の相違点を考慮に入れて、極海コードのII-A部の適用性に関するMEPC 66の決定を維持することを目的として、文書MEPC 67/9/10の8項～11項をさらに検討するよう極海コード作業グループに指示した。

9.18 極海コード案II-A部の各章の適用規定は、関連MARPOL附属書に関連した修正案に極海コード案II-A部の対応の各章への適用がすでに記載されているため削除する必要があることに同意した。

### **極海コードに関する今後の作業の提案**

9.19 委員会は、文書MEPC 67/9/9（FOEI他）を検討して、極海コード案II部についてコメントし、極海コードの策定において環境保護問題への注意が不十分であるという懸念を表明し、極海コードの完全かつ堅牢な環境規定を策定することが可能になれば直ちにステップ2の作業プログラムを確立するよう勧告した。

9.20 これに関して、複数の代表団は、カテゴリーC船舶がII-A部の構造要件案の対象でないという懸念を表明するとともに、油または化学物質の流出のリスクの軽減を目的とする措置は氷に覆われた水域で運航するすべての船舶に適用する必要があるという見解を示した。

9.21 委員会は、表明された懸念を銘記し、追加または新規の環境関連要件を導入するための極海コードの今後の修正は、委員会のガイドラインに従って、新たな計画提案として委員会の承認を必要とするだろう。

### **会合間作業グループによって委員会に要請された行動**

9.22 すべてのコメント文書を検討した上で、委員会は、全般に会合間作業グループの報告書（MEPC 67/WP.8）を承認し、以下の項に説明されているとおり処置を講じた。

## **廃物の放出に関する要件**

9.23 会合間作業グループでは貨物残渣の廃棄が極海で禁止されるかどうかに関して、MEPC 65 (MEPC 65/22の11.56項及び11.57項) の決定を検討するとともに、「特定の条件の下で食物廃棄物の海への放出のみを許可する」という委員会の決定の明確化を要請したことを委員会は銘記した。

9.24 その後の協議では、複数の代表団は、MEPC 65の決定が食物以外のすべての廃物放出の禁止と見なされる必要があるという見解を表明するとともに、貨物残渣の放出に関する厳格な要件の必要性を強調した。極海に関する措置案は、食物廃棄物の放出に関するMARPOL付録Vの要件に「追加」されるものとして提示され、また、極海で運航する船舶は、MARPOL付録Vの規則4及び6の貨物残渣の放出に関する要件を満たすことを条件とする場合、他の複数の代表団は、MEPC 65が文書MEPC 65/11/8の付録の15.3.5.1項の最初のオプションを承認するという見解を示した。

9.25 協議後、委員会は、MEPC 65によって下された決定がMARPOL附属書VIに含まれている関連要件の更新でなく追加の要件であることに同意するとともに、追加要件が北極水域の貨物残渣の放出に必要とされるかどうかを検討するよう極海コード作業グループに指示した。

## **「極海コード」、「極海」及び「北極海」の定義**

9.26 委員会は、会合間作業グループが「極海コード」、「極海」及び「北極海」の改訂した定義文を作成したことを銘記した上で、改訂した定義に同意し、それらの定義を検討するようMSC 94に要請した。

## **大量の有害液体物質による汚染の管理**

9.27 会合間作業グループが、極海コードの効力発生日またはそれ以降に建造された船種3の船舶としてのカテゴリーA及びBの船舶による有害液体物質の輸送の主管庁による承認を要請するII-A部の規定、及び前記の船舶のタンク分離に関する推奨ガイドを提供するII-B部の規定を含める提案に同意したことを委員会は銘記した。

9.28 船種1及び2の船舶も主管庁の承認を条件とする意味として誤解され得る、極海コード案 (MEPC 67/WP.8の付録1) のII-A部第2章2.2.3項の文の曖昧さに対する懸念を銘記した上で、委員会は、当該の規定案をさらに検討し明確化するよう極海コード作業グループに指示した。

9.29 委員会はまた、有害液体物質証明書及び適合性証明書の修正の必要性を検討するよう極海コード作業グループに指示した。

## **極海コード案 II 部の文及び関連の MARPOL 修正の承認**

9.30 委員会は原則として、文書MEPC 67/WP.8の付録1及び2に記載されているとおり、プレナリーで決定すること (9.3項から9.29項) を条件として、極海コード案II部の文及び関連の

MARPOL修正を承認した。

### **MSC 93 の成果**

9.31 委員会は、極海コード案の策定に関連してMSC 93の成果に関する文書MEPC 67/9/1（事務局）を検討するとともに、MSC 94での採択を目的として極海コードに強制力をもたせるために、MSC 93が原則として極海コード案及び新SOLAS案のXIV章を承認したことを銘記した。また、SDC 2の暫定議題案を検討するに際して、MSC 93は極海コードのSOLAS船舶への適用に関連した問題の検討を次の2年間まで延期することに決定して、その結果、計画提案5.2.1.15を2年後の議題に移したことを委員会は銘記した。

9.32 MSC 93は、安全措置に関するI部及び環境保護措置に関するII部からなる極海運航手引書（PWOM）のモデル目次の付録を極海案に含めしたこと、及び極海コード案の導入部及びII-A部に関連して、PWOMのモデル目次のII部を検討するよう委員会に要請したことを委員会は銘記した。

9.33 検討後、関連の修正案がII-A部の各章及び対応するMARPOL附属書に導入されない限り、PWOMのII部の実施に関してメカニズムがないので、環境問題に取り組むことはできないものの、PWOMの要件が極海コードのI-A部にのみ含まれ、またSOLAS修正案を通じて強制力をもつことを委員会は銘記した。その結果として、委員会は、PWOMが環境保護措置を対象とせず、極海コードの環境部分との準拠性がMARPOLの関連の付録に基づき既存の証明書、手引書及び記録簿に反映される必要があることに同意した。

### **極海コード作業グループの設立**

9.34 委員会は、極海コード作業グループを設立し、プレナリーで出されたコメント、提案及び決定を考慮して、以下を行うようグループに指示した。

- .1 文書 MSC 93/22/Add.3 の付録 24 を基本として使用して、極海における船舶運航に関する国際コード案の序文及び導入部の最終文案を作成すること
- .2 文書 MEPC 67/WP.8 の付録 1 を基本として使用し、MEPC 67/9/3、MEPC 67/9/5（3 項）及び MEPC 67/9/10（8～11 項）の各文書を考慮して、極海コード案の II-A 部及び II-B 部の最終文案を作成すること
- .3 1 回限定の航海をする船舶に対する証明の関連で、MEPC 67/9/6、MEPC 67/9/7 及び MEPC 67/9/11 の各文書を考慮して、どの証明書、手引書、記録簿及び調査が影響を受けるのか、追加の行政上の負担が関連しているものがあるとすればそれは何か、それらの負担を軽減するために何ができるのかを評価すること
- .4 文書 MEPC 67/WP.8 を基本として使用して、極海コードに強制力をもたせるために、MARPOL の関連付録の修正案の最終文を作成すること
- .5 極海コード案の II-A 部第 2 章 2.2.3 項及び II-B 部 2 項の文、及び有害液体物質証明書及び適合性証明書の修正の必要性を検討すること

## **極海コード作業グループの報告書**

9.35 極海コード作業グループ（MEPC 67/WP.14）の報告書を検討した上で、委員会は通常、その報告書を承認し、本文書に示すとおり処置を講じた。

### **極海コード案の序文及び導入部**

9.36 作業グループは極海コード案の序文及び導入部の文を検討し、文書MEPC 67/WP.14の付録1に記載されているとおり、序文の4項の微細な編集上の変更、及び導入部の2項の冒頭部に同意したことを委員会は銘記した。

9.37 また、作業グループはSOLASに関する「タンカー」の定義を削除することに同意したことを委員会は銘記した。これは、MARPOLが異なる形でその用語を定義したことを銘記した上であり、委員会は、当該作業グループに要請して、極海コード案部のその用語の定義の変更を検討するようMSC 94に依頼したことを銘記した。

9.38 作業グループは図2（北極水域の最大範囲の適用）が不正確であることを特定したこと、また、委員会に依頼して、MSC 94による検討のため図2の訂正を行うよう事務局に要請したことを委員会はさらに銘記した。

9.39 委員会は、9.36項～9.38項に説明されているとおり、序文と導入部の文及び図2に関して作業グループの処置及び勧告を承認するとともに、MSC 94に対し改訂文を検討し、適切なものとして処置を講ずることをMSC 94に要請した。

### **油による汚染の防止**

9.40 作業グループが極海コード案のII-A部第1章の1.1.1項～1.1.3項に記載されているとおり、船舶からの油または油性混合物の海への放出の禁止に関する文に同意したことを委員会は銘記した。

9.41 これに関連して、1.1.1項の放出禁止の適用性及び範囲はMARPOL附属書Iの規則15及び34の下に南極水域にすでに適用されていたものと同じになることを目的とするが、北極水域にも拡大されるとする当該作業グループの了解に委員会は同意した。

### **改訂された証明書、手引書及び記録簿の導入における行政上の負担**

9.42 1回限定の航海をする船舶に対する証明の関連で、当該作業グループは文書MEPC 67/9/6、MEPC 67/9/7及びMEPC 67/9/11を考慮して、極海コードの要件の結果として改訂された証明書、手引書及び記録簿を導入する際に行政上の負担は軽減され得るかどうかを評価したこと、また、行政上の負担に対処するために極海コード案のII部の下でさらなる修正が必要とされることに同意したことを委員会は銘記した。

9.43 これに関連して、MEPC Circularによる普及の承認を目的として、MEPC 68に提出して

検討するため、ガイダンス文書の証明書及び手引書と記録簿の改訂版の再発行に関して、委員会は当該作業グループにより策定された関連勧告状（MEPC 67/WP.14の13項、16項、32項、33項及び34項）をまとめるよう事務局に要請した。委員会は、MSC 94が極海コードのI-A部の下で証明をさらに検討することを銘記した上で、II-A部に関して委員会によって講じられるアプローチを銘記するようMSC 94に要請した。

### **極海コード案及び関連のMARPOL修正案の承認**

9.44 MEPC 68での採択を目的として、付録10に記載されているとおり、委員会は極海で運航する船舶に関する国際コード案の序文、導入部及びII部を承認した。

9.45 付録11に記載されているとおり、委員会はMARPOL附属書I、II、IV及びVの関連の修正案を承認するとともに、極海コードの関連部分の採択に関連して、MEPC 68での採択を目的として、MARPOL第16条に従ってそれらの付録を回付するよう事務局長に要請した。

9.46 極海コード案の文を作成する時は、委員会は、番号を付け直した各項の最新の参照を含め、必要に応じて、特定できる編集上の訂正を行う権限を事務局に付与した。

### **10 特別海域及び特別敏感海域（PSSA）の特定及び保護**

10.1 委員会は、時間的制約により、本議題の検討をMEPC 68に延期することに同意した。

### **11 廃物受入施設の不足**

11.1 委員会は、時間的制約により、本議題の検討をMEPC 68に延期することに同意した。

### **12 小委員会の報告書**

#### **PPR 1の成果**

12.1 汚染防止・対応小委員会（PPR）が2014年2月3日～7日にかけて第1回会合を開催したこと、また、当該会合の報告書が文書PPR 1/16及びCorr.1として発行されたことを委員会は想起した。MEPC 66では、PPR 1（MEPC 66/11/4）から生じる緊急問題を検討した上で、その報告書（MEPC 66/21）の2.31、4.3、4.4、6.16、11.12～11.16、及び18.20～18.22項に記録されている処置を講じたことを委員会はさらに想起した。

12.2 PPR 1から生じる残りの問題が文書MEPC 67/12（事務局）に報告され、MEPC 67/12/4、MEPC 67/12/6、MEPC 67/12/7、MEPC 67/12/8及びMEPC 67/INF.31の各文書と合わせて、船舶からの大気汚染に関する文書の3項、提案1、2及び3に記載のとおり、委員会に要請された処置の報告が議題4（4.4項～4.8項、4.9項～4.15項及び4.16項～4.17項をそれぞれ参照）の下で取り扱われたことを委員会は銘記した。

### **油汚染対応装置の安全運転に関するガイダンス**

12.3 文書MEPC 67/12/2の付録に記載されているとおり、PPR 1が「油汚染対応装置の安全運転に関するガイダンス案」の最終版を作成したことを委員会は銘記した。

12.4 前記のガイダンスを検討する際に、委員会は以下の変更に同意した。

- .1 4.7.2.7 項の既存文は以下の文に置き換える。

「適用可能な国内法は、すべての従事者が自分自身を含め、油汚染対応装置への取り組みによって影響を受ける可能性のあるその他の者の健康と安全を当然配慮する法定義務を有することを定めてよい。雇用者に課される法定義務に関して、関連の法定要件に従うことを可能とするため雇用者と協力しなければならない。」

- .2 4.1.2.4.3 項及び 4.7.3.4 項では、単語の「するものとする (shall)」は単語の「する必要がある (should)」に置き換える。
- .3 4.7.3.4, 5.1 項、4.1.1.1.5 項、4.1.2.4.2 項、4.2.1 項、4.4.2 項、4.6.7 項、4.7.2.7 項及び 4.7.3.3 項では、単語の「しなければならない (must)」は単語の「する必要がある (should)」に置き換える。
- .4 4.1.2.5 項、4.2.1 項、4.6.7 項及び 4.7.1 項では、語句の「することが必要である (it is necessary)」は語句の「することは重要である (it is important)」に置き換える。

12.5 その結果として、委員会は、さらに変更されるとおり（12.4項を参照）、「油汚染対応装置の安全運転に関するガイダンス」を承認して、事務局に対し最終編集を実施し、IMO出版サービスを通じて当該ガイダンスを出版するよう要請した。

12.6 イラン・イスラム共和国の代表団は、付録19に記載されているとおり、当該ガイダンスの承認に対し祝意を述べる中で、表明を行った。

### **PPR 1 の報告書の承認**

12.7 PPR 1から生じる残りの問題に関して検討し決定を行った上で、委員会は一般に、小委員会のその会合の報告書（PPR 1/16及びCorr.1）を承認した。

### **SSE 1 の成果**

12.8 委員会は、設備小委員会（Sub-Committee on Ship Systems and Equipment、SSE）が2014年3月10日～14日に第1回会合を開催したこと、また、当該会合の報告書は文書SSE 1/21として発行されたことを想起した上で、作業に関連した問題は文書MEPC 67/12/1（事務局）に報告されたことを銘記し、以下に示されたとおりに処置を講じた。

### **MARPOL 附屬書I の修正案**

12.9 委員会は付録12に記載されているとおり、MARPOL附属書Iの規則12の修正案を承認し、MEPC 68での採択を目的として、MARPOLの第16条(2)に従って当該修正案を回付するよう事務局長に要請した。

#### **MARPOL 附属書I の規則 12.3.3 の改訂した統一解釈案**

12.10 SSE 1が文書SSE 1/21の付録12に記載しているとおり、(MARPOL附属書Iの規則12の修正案(12.9項を参照)が効力を発する時にMEPC.1/Circ.753によって回付された統一解釈を置き換えることを目的とした) MARPOL附属書Iの規則12.3.3の改訂した統一解釈案を作成したことを委員会は銘記した。委員会は、前記のMARPOL修正案のみなし承諾日以後に、改訂した統一解釈案をMEPC 70による承認の一時停止状態に保つことに同意した。

#### **III 1 の成果**

12.11 委員会は、IMO規則実施 (III) 小委員会が2014年7月14日～18日に第1回会合を開催したこと、当該会合の報告書が文書III 1/18として回付されたこと、及び委員会の作業に関連した問題が事務局によって文書MEPC 67/12/3、MEPC 67/12/5及びMEPC 67/2/7に報告されたことを想起した。

12.12 III 1 (MEPC 67/12/3の3項) に記載のとおり、委員会に要請された20の処置、バラスト水問題に関する処置5、6及び7が議題2 (2.15項～2.19項及び2.38項～2.40項を参照) の下で取り扱われ、処置14、16、17及び18が議題16 (16.9項及び16.10項) の下で取り扱われたことを委員会は銘記した。

#### **電子証明書の印刷版の使用に関する暫定ガイドライン**

12.13 III 1が「電子証明書の印刷版の使用に関する暫定ガイドライン」 (FAL.5/Circ.39) を検討して、追加条件を適用せずに、寄港国及びPSC体制が当該ガイドラインで勧告されたとおり電子証明書の印刷版の承諾へ向け取り組むための当該ガイドラインを完全に実施するようポートステートコントロール (PSC) 体制を促進することを改めて表明したことを委員会は銘記した。また、これに関連して、FAL 39が「電子証明書の使用に関するガイドライン」 (FAL.5/Circ.39/Rev.1) を承認して、当該Circularの内容を銘記し、適切な場合 (FAL 39/16の5.36項) (13.4項及び13.5項も参照) 、必要な処置を講じるようMSC及びMEPCに要請したことを委員会は銘記した。

#### **MARPOL の下での強制力のある報告書の年次 Circular**

12.14 概略報告書、及びMARPOLの下での強制力のある報告書の分析がIII小委員会の2年議題から削除され、それに代わって年次Circularとして発行されることになることを銘記した上で、委員会は、2013年以降、文書III 1/4/Rev.1及びIII 1/18付録IIに含まれる更新データを含め、締約国によって提出されるMEPC/Circ.318の1部(a)と(b)、及び2部と4部を対象としたMARPOLの下で強制力のある報告書に関する年次Circularを発行するよう事務局に要請した。

#### **海事安全性調査に関する報告書**

12.15 海難調査コード（Casualty Investigation Code）に従って実施された海事安全性調査を報告するよう促進するために、III 1は、IMO作業用の3言語のいずれでも海難事故データを利用でき、旗国は深刻な海難事故の発生から6ヶ月以内に被害状況に関する予備情報を提供し、優先事項として深刻な海難事故に関する重要な海難事故調査報告書を合わせて技術支援を各国のために検討するよう勧告したことを委員会は銘記した。委員会は、当該小委員会の前記の勧告を承認した。

#### **ISM コードに基づく外国船舶監督官に関するガイドライン**

12.16 III 1が「ISMコードに基づく外国船舶監督官に関するガイドライン」のMSC-MEPC.4 Circular案を作成して、MSC 94の承認前か同時の決定を条件とするかどうかに関係なく、当該ガイドライン案をコメントに関するHTW小委員会に付託することを決定するよう委員会に要請した。

12.17 当該請求を検討した時、委員会は、IACSのオブザーバーによるコメントを銘記した。つまり、ガイドライン案では、外国船舶監督官（PSCO）は安全管理システム（SMS）監査を実施できないことを正確に明記したが、外国船舶監督官の専門的な判断を使用して、当該システムの有効性について結論を下す必要があるといったコメントである。ただし、内部と外部の監査報告書を検討せず、また、安全管理システムの適切な監査に着手せずに、PSCOがどのようにこれらの判断を行うことが予想されたかは明確でなかった。IACSの見解では、これによって、何がどのように失敗したのかを正確に特定した適切な正当化または調査が着手されずに、システム上の失敗が明確になったことに基づいて不足が起こった場合の事例が示された。PSCOも「失敗」と「深刻な失敗」を区別するよう期待されたが、「失敗」または「深刻な失敗」として結果を評価するPSCOの決定を実証するためにこの区別が行われる方法を示すための規定はガイドライン案にはなかった。「失敗」か「深刻な失敗」の特定がなされたかどうか次第によって、船舶がPSCOによる多様な処置の対象となる場合があることを銘記して、IACSは、これらの用語が少なくともガイドラインで明確に定義される必要があるという見解を示した。

12.18 検討後、委員会は、MSC 94の承認前か同時の決定を条件として、IACSによって表明された見解を考慮して、ガイドライン案はコメントのためHTW小委員会に付託する必要がある（12.17項を参照）。

#### **締約国監査期間に繰り返される結果**

12.19 委員会は、処置を講じるため、2011年（決議A.1054 (27) ）の強制力のあるIMO規則の実施に関する当該コードのセクションによって確定された、監査で繰り返される結果の5つの主要領域（旗国検査官に関する結果、権限のある代表団、初期の処置（法令）、情報の通信、及び実施）を銘記した。

12.20 委員会はまた、監査を受ける締約国によって特定されている根本原因を銘記した。それらの根本原因是、強制力のあるIMO規則、及び処置のための監査基準の有効な実施と執行における欠陥の理由（つまり、手順、過程、メカニズムの不在と欠如、国内規定の不在と欠如、様々な団体間の調整の欠如、研修プログラムの不在と欠如、長引く立法過程、非指定の団体と個人の責任、及び専任の部署の不在）を示すものである。

12.21 これに関連して、委員会は、監査で繰り返される結果の主要領域を十分に対象とするかどうかを確定すること、及び／またはそれらの領域での強制力のあるIMO規則と監査基準の要件の実施と執行において、締約国へのより具体的な支持を提供する新技術支援プログラムを策定することを目的として、現在の技術支援活動を審議するよう技術協力委員会（Technical Cooperation Committee）に要請するというIII 1の提案に同意した。

#### ***MARPOL の下での調査と証明に関する要件からの無人かつ非自走のはしけの適用除外***

12.22 III 1によって策定されたMARPOL条約に基づく調査と証明の要件から、無人かつ非自走のはしけに関するガイドライン案の関連で、委員会は以下のことを行った。

- .1 時間的制約により、ガイドライン案の検討を MEPC 68 に延期することに同意した。
- .2 MARPOL 附属書 I、IV 及び VI に関する修正の策定に関して、適切な場合、関連の新計画提案を提出するよう締約国政府及び国際機関に要請した。

#### ***繊維強化プラスチック (FRP) 船の起工日に関する統一解釈***

12.23 MSC 94の同時決定を条件として、文書III 1/18の付録8に記載されているとおり、委員会は、「繊維強化プラスチック (FRP) 船の起工日に関する統一解釈」に関するMSC-MEPC.5/Circ.9を承認した。

#### ***A 29 への III 2 の直接報告***

12.24 2015年7月に開催予定であるIII 2が総会決議案を最終決定することが予想されることを銘記した上で、MSC 94の同時決定を条件として、A 29に総会決議案の採択を直接要求する問題に関する作業の成果を報告する権限を小委員会に付与した。

#### ***違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び関連問題に関する第3回 IMO/FAO 合同作業グループ***

12.25 文書MEPC 67/12/5 (FAOとIMOの両事務局) の情報を検討した時、委員会は、国連総会及び持続可能な開発委員会 (Commission on Sustainable Development) の要請に基づいて、MEPC 44及びMSC 72がIUU漁業及び関連問題に関するFAO/IMO合同アドホック作業グループ (JWG) を設立することに同意したこと、また、IMOが漁船からの海洋汚染その他の関連問題の海上安全と防止に関するIUU漁業の取り扱いにおいてFAOに支援を行う必要があることを委員会は想起した。これに関連して、第1回と第2回のJWG会合がそれぞれ2000年10月と2007年7月にローマのFAO本部で行われたこと、また、第3回会合がIMOによって主催されることをFSI 20が提案したことを想起した上で、委員会は、第3回会合が2015年にIMO本部で行われる必要があるとするMSC及びMEPCへのIII 1の勧告を承認した。

12.26 文書MEPC 67/12/5の7.2項及び9項～25項に概要が示されているとおり、FSI 20及びIII 1が第3回JWG会合での協議のための複数の主題（当該会合のためIMOとFAOの両事務局による基

本文書の作成を含む) を特定して、当該文書で提起された問題を詳しく説明したことを委員会は銘記した。

12.27 その後の協議では、FAOの代表者は、第3回JWG会合の暫定議題案に「温室効果ガス排出及び漁船でのエネルギー消費」に関する追加項目を含むことを示唆した。ただし、当該会合のすでに重大な議題を考慮して、2締約国の代表団は追加項目が作業に悪影響を及ぼす可能性があるという見解を示して、委員会はその提案に同意しなかったが、当該グループの今後の会合でその問題を検討できることに同意した。

12.28 協議後、委員会はMSC 94による同時決定を対象として、以下の処置を講じた。

- .1 IUU 漁業及び関連問題に関する FAO/IMO 合同アドホック作業グループの第 3 回会合開催を承認した。
- .2 文書 MEPC 67/12/5 の 4 項及び 5 項の示唆の後、9 カ国（アルゼンチン、カナダ、中国、クック諸島、デンマーク、リベリア、ノルウェー、韓国、トルコ）が当該会合で IMO の代表を務めることに同意した。
- .3 当該作業グループが 2015 年中に IMO 本部で会合を開くことに同意した。
- .4 文書 MEPC 67/12/5 に示されたさらなる提案を考慮に入れて、文書 FSI 20/15 に基づいて、JWG の第 3 回会合の暫定議題を承認した。

### **III 1 の報告書の承認**

12.29 III 1から生じる問題に関して検討し決定を行った上で、委員会は一般に、当該会合の報告書 (III 1/18) を承認した。

## **13 他の団体の作業**

### **LEG 101、MSC 93、TC 64 及び C 112 の成果**

13.1 委員会は、LEG 101 (MEPC 67/13)、MSC 93 (MEPC 67/13/1)、TC 64 (MEPC 67/13/2)、C 112 (MEPC 67/13/3) の決定を銘記し、関連議題の下に適切な処置を講じることに同意した。

### **コード、勧告、ガイドライン及びその他の強制的でない規則の一覧**

13.2 委員会はまた、コード、勧告、ガイドライン及びその他の安全確保に関連した強制的でない規則 (MSC.1/Circ.1371及び議題) の一覧をGISIS (MSC 93/INF.2) に移行するMSC 93の決定を銘記するとともに、新しい規則を策定した時に、上記一覧を更新続けることができるよう、既存の強制的でない規則に対する承認及び／または採択の間接的な影響を検討するようIMOの関連機関に要請した。

13.3 MSCからの要請の検討を促進するため、委員会は、MEPCに関連したコード、勧告、ガ

イドライン及びその他の強制的でない規則の一覧案を今後の会合に提出するよう事務局に要請した。

### FAL 39 の成果

13.4 FAL 39の成果をMEPC 68に報告することを助言された上で、委員会は、その会合から生じる緊急問題に関する事務局からの情報を銘記した。これに関連して、FAL 39は広範囲にわたって電子証明書の使用について協議し、その結果、「電子証明書の使用に関するガイドライン」(FAL.5/Circ.39/Rev.1) は承認され、適切な場合、ガイドラインの内容を銘記し、必要な処置を講じるようMSC及びMEPCに要請したことを委員会は特に銘記した。

13.5 MEPC 66が一般に電子記録管理の価値を承認し、MARPOLの下での電子記録簿の使用に関する通信連絡グループ（MEPC 68に報告する予定）を再設立したことを想起した上で、委員会は、この点でFAL 39の成果について当該グループに通知するよう事務局に要請した。

### 14 MARPOL及び関連規則の実施及び執行の促進

14.1 委員会は、時間的制約により、本議題の検討をMEPC 68に延期することに同意した。

### 15 海洋環境の保護に関する技術協力活動

15.1 委員会は、統合技術協力プログラム (ITCP) 及び外部資金による主要なプロジェクトに基づき、2014年1月1日～6月30日にかけて実施された、海洋環境の保護に関するIMOの技術協力活動に関する文書MEPC 67/15 (事務局) に示された情報を銘記した。

15.2 委員会はまた、船舶からの汚染の防止、及び緊急の場合の地中海汚染への対応における協力に関するバルセロナ条約議定書の実施に関する地域海洋汚染緊急対応センター (Regional Marine Pollution Emergency Response Centre for the Mediterranean Sea, REMPEC) の支援によって、報告期間に実行された追加活動に関する文書MEPC 67/15/1 (事務局) に示された情報を銘記した。

15.3 文書MEPC 67/15/2 (事務局) を検討した上で、委員会は、2016年～2017年の2年間を対象とするITCPに含まれる海洋環境の保護に関する以下の4つの主題上の優先事項を承認した。

- .1 港湾廃物受入施設の提供、特別海域またはPSSAの設定、改訂附属書V（船舶からの廃棄物による汚染の防止に関する規則）と附属書VI（船舶からの大気汚染の予防に関する規則）及び関連の廃棄物管理措置の統一適用において一般的かつさらに具体的にMARPOL条約を実施するに際して各国を支援すること
- .2 OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を実施し、海洋汚染への準備、対応及び協力に関する地域協力を強化し、油及びHNS汚染の損害に対する責任及び補償についての関連の国際体制の実施の側面に取り組むに際して各国を支援すること

- .3 国内及び地域の能力を強化するとともに、船舶再生利用のための香港条約、バラスト水管理条約、及び船舶の生物付着ガイドラインの批准及び効果的な実施に関する地域協力を育成すること
- .4 廃棄物及びその他の物質の投棄による汚染の防止に関するロンドン議定書を批准し実施するに際して各国を支援すること

15.4 概要をまとめて、議長は、IMO総合技術協力計画（ITCP）を構成するプログラムが内部資源及び／または外部ドナーの寄付から確保される場合のみ調達され得ることを想起し、ITCPへのすべての金銭と金銭以外の寄付について謝意を表明し、締約国及び国際機関に対しプログラムの提供が間違いなく達成できるようにIMOの技術協力活動の支援を継続し、可能な場合には増大させるよう要請した。

## **16 委員会及び補助団体の作業プログラム**

16.1 文書MEPC 67/16（カナダ）及びMEPC 67/16/1とMEPC 67/INF.10（フィンランド及びブラジル）に含まれているとおり、委員会は、時間制約により、2つの新計画提案に関する検討をMEPC 68に延期することに合意した。

### **汚染防止・対応小委員会**

#### **新しいSOLAS 規則VI/5-2 の適用に関するガイダンス**

16.2 「IMOに関係した条約の実施の統一解釈」に対する計画提案1.1.2.3に基づいて、PPR 2に対し、ばら積み液体貨物の混合の禁止に関する新SOLAS規則VI/5-2の適用に関するガイダンスを策定する提案についての文書MSC 93/20/8の8項に含まれる疑問を検討するよう指示するというMSC 93の決定を委員会は銘記した。

### **ESPH 作業グループの議題**

16.3 ESPH作業グループの議題における「その他の協議事項」に関する項目はあまりにも結論に達しがたいという複数の代表団の懸念を銘記した上で、委員会は、その項目をESPH 21及びその後のすべての会合の議題から削除する決定を行った。

### **PPR 小委員会の2年議題及びPPR 2のための暫定議題**

16.4 議題3（3.5項を参照）の下でなされた決定を想起して、小委員会は、PPR小委員会の2年間議題、及び「有害物質インベントリに関するガイドライン改訂版」に関するPPR 2の計画草案7.1.2.1の暫定議題に含めることに同意した。

16.5 議題4（4.16項及び4.17項を参照）の下でなされた決定を考慮し、かつ「MEPC 64に承認された行動計画に従ってMARPOL附属書VI及びNOx技術コードに関するガイドライン」の計画提案7.3.1.1に基づくガイドライン2組のみが策定されないままであることを銘記した上で、委員会は、既存の計画提案を以下のとおり2つの新しい計画提案に分割することに同意した。

- .1 MARPOL 附属書 VI の規則 4 に規定されていて、かつ他のガイドラインで適用されない同等の方法に関するガイドライン
- .2 2008 年改訂 NOx テクニカルコード (NOx 削減装置) の 2.2.5.6 項の下で必要とされ、

かつ小委員会の2年議題及びPPR 2の暫定議題に含まれるガイドライン

16.6 その結果として、委員会は、付録13に記載されているとおり、小委員会の2年間の状況報告書、及びPPR 2の暫定議題を承認した。

### **貨物運送小委員会 (CCC)**

#### **CCC 1 の成果**

16.7 文書MEPC 67/WP.3付録2を検討した上で、委員会は、2015年を目標完成年として、「貨物輸送ユニットの収納に関する改訂ガイドライン」に関する計画提案5.2.3.5のMSC 93による復活を銘記した。また、委員会は、実施される作業を正確に反映するためにCCC 1によって提案された「IGFコードの修正及び低引火点燃料ガイドラインの策定」に対する計画提案5.2.1.2の説明の変更に同意して、当該計画提案の目標完成日を2016年に延長することを銘記した。

#### **CCC 小委員会の 2 年議題及び CCC 2 の暫定議題**

16.8 委員会は、MSC 94の同時の決定を条件として、付録14に記載されているとおり、小委員会の2年間状況報告書及びCCC 2の暫定議題を承認した。

### **IMO 規則実施小委員会 (III)**

#### **III 1 の成果**

16.9 文書MEPC 67/WP.3付録2を検討した上で、MSC 94の同時決定を条件として、委員会は以下のとおり実行した。

- .1 達成のために必要とされた 2 回の会合によって、小委員会の 2 年間議題に「海上遭難者の安全保護措置」に関する計画提案 5.1.2.2 を残すことに同意した。
- .2 現在の計画提案 1.1.1.1 は範囲が広すぎたので、III 2 では IUU 漁業問題に取り組むため適切な計画提案が割り当てられるよう III 1 の勧告を検討した上で、委員会は既存の計画提案 1.1.1.1 に基づく JWG 会合の成果を検討することができたので、小委員会のために関連の新しい計画提案を設けることに同意しなかった。

#### **III 小委員会の 2 年議題及び III 2 の暫定議題**

16.10 委員会は、MSC 94の同時決定を条件として、付録15に記載されているとおり、小委員会の2年間状況報告書及びIII 2の暫定議題を承認した。

#### **環境問題に関する HTW、NCSR、SDC 及び SSE の各小委員会の 2 年議題に関する項目**

16.11 委員会は、文書MEPC 67/WP.2を検討した上で、環境関連の項目を2014年～2015年の2年間のHTW、NCSR、SSE及びSDCの各小委員会の2年間議題に含め、HTW 1、NCSR 1、SDC 1及びSSE 1の成果を考慮して、付録16に記載されているとおり、環境問題に関するHTW、NCSR、SDC及びSSEの各小委員会の2年議題に関する項目を承認した。

#### **2014 年～2015 年の 2 年間に予定された計画提案の状況**

16.12 予定された計画提案の状況は、不必要的作業の重複を回避するために委員会の報告書の付録として会合後に限って提示することを想起した上で、委員会は、付録17に記載されているとおり、海洋環境保護委員会の予定された計画提案の2年間状況報告書を銘記するよう理事会に要請した。

#### **各委員会及び補助団体の会合週間の活動、優先事項及び計画**

16.13 各委員会のガイドラインの3.5項では、2年間の初年度の終わりに、それらの議長が次年度の検討のため、事務局長の関連の予算案に含めることを目的として、各委員会及び下部組織の次の2年間における活動、優先事項及び会合を対象とする合同計画書をそれぞれの委員会に提出するよう要求することを委員会は想起した。

16.14 文書MEPC 67/WP.10 (MSC及びMEPCの両議長) に含まれる予定会合週間案を検討した上で、委員会は、予算編成目的で、次の2年間における会合週間数が25週から20週に減少させることに同意するとともに、評議会による最終決定はMSCとMEPCの見解を考慮することを念頭に入れて、しかるべきC 113に通知するよう事務局に要請した。その結果として、委員会は、MSC 94の同時決定を条件として、事務局長の関連の予算案を含めるために、下記の表に記載されているとおり、2016年～2017年の2年間に、MSCとMEPC及び補助団体の会合週間計画書を承認した。

| 年            | MSC | MEPC | CCC | HTW | III | NCSR | SDC | SSE | PPR | 合計        |
|--------------|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----------|
| 2016         | 2   | 2    | 1   | 1   | 1   | 1    | 1   | 1   | 1   | 11        |
| 2017         | 1   | 1    | 1   | 1   | 1   | 1    | 1   | 1   | 1   | 9         |
| <b>総計（週）</b> |     |      |     |     |     |      |     |     |     | <b>20</b> |

#### **MEPC 68 及び MEPC 69 の議題に含まれる項目**

16.15 委員会は、文書MEPC 67/WP.5を銘記した上で、本会合になされた決定を考慮して、付録18に記載されているとおり、MEPC 68及びMEPC 69の議題に含められる項目を承認した。

#### **MEPC 68 及び MEPC 69 の日程計画**

16.16 委員会は、MEPC 68が2015年5月11日～15日まで開催される予定になっていること、及びMEPC 69が暫定的に2016年3月に開催される予定になっていることを銘記した。

#### **MEPC 68 での作業・審議・起草グループ**

16.17 委員会は、それぞれの議題の下でなされた決定を考慮して、以下のグループがMEPC 68で設立されることに同意した。

- .1 大気汚染及びエネルギー効率に関する作業グループ
- .2 國際海運のエネルギー効率を向上させるためのさらなる技術上及び運航上の措置に関する作業グループ
- .3 強制力のある規則の修正案に関する起草グループ
- .4 バラスト水処理技術の審議グループ

#### **通信連絡グループ**

16.18 委員会は、以下の会合間の通信連絡グループ<sup>5</sup>を設立することに合意した（MEPC 68<sup>6</sup>に報告する）。

- .1 バラスト水管理システム（G8）の承認に関するガイドラインの審議に関する担当グループ
- .2 燃料油品質に関する担当グループ
- .3 MARPOL 附屬書 VI の規則 21.6 の下で必要とされる EEDI 審議に関する担当グループ
- .4 國際海運のエネルギー効率を向上させるためのさらなる技術上及び運航上の措置に関する作業グループ

#### **会合間の会議**

16.19 委員会は、それぞれの議題の下でなされた決定を考慮して、2016年9月または10月に開催される予定のESPH作業グループの会合間の会議を承認するとともに、この決定を承認するよう理事会に要請した。

### **17 各委員会のガイドラインの適用**

<sup>5</sup> 設立した通信連絡グループの取りまとめ役の詳細な連絡先は、文書 MEPC 67/WP.1/Add.1 に記載されている。

<sup>6</sup> MEPC 66 で設立された 2 つの通信連絡グループ（すなわち、MARPOL 附屬書 VI の規則 14.8 によって要求されたとおり燃料油の利用可能性の審議に関する通信連絡グループ、及び MARPOL の下での電子記録簿の使用に関する通信連絡グループ）もまた MEPC 68 に報告する。

## 「ピンクペーパー」文書を示す IMODOCS の変更案

17.1 MSC及びMEPCによる採択に関して承認されたIMO規則の修正案を含む文書がピンクペーパーに印刷することを委員会のガイドラインの6.4項で規定することを委員会は想起した。

17.2 C 109で開始されたIMOのPaperSmartイニシアチブの関連で、ピンクペーパーの使用がもはや必要なく、IMO規則の修正案の回付の使用を中止するよう事務局に要請したことについてMSC 91が同意したことを委員会はさらに想起した。

17.3 IMODOCSで新しいセクションの作成を除外することによって、「ピンクペーパー」文書を表すIMODOCSの変更案に関する文書MEPC 67/17（事務局）に示された情報を委員会は検討した。

17.4 この「ピンクペーパー」機能がIMODOCSの「回覧状」（Circular Letters）と「会合文書」（Meeting Documents）のセクションでそれぞれの回覧状及びMSC文書とMEPC文書に利用できること、また、承認された修正案に対する変更の提案を含むそれらの文書がピンクで強調される（ただし、それらの文書自体の背景はピンクでない）ことを銘記した上で、委員会はまた、IMODOCSによって提示される新たな便宜が委員会のガイドラインの6.4項に適切に反映される必要があることを銘記した。

17.5 その結果、委員会は、IMODOCSに強制力のあるIMO規則の修正案を含む文書の強調に関して事務局が講じた処置に同意した。また、6.4項に対応する変更はすでに、委員会による検討について、MSC 93によって提案された委員会のガイドラインの修正案に含まれていることを委員会は銘記した（17.9項を参照）。

## 委員会のガイドラインの修正案

17.6 MSC 93による検討のため、FAL 38によって同意されているとおり、「FAL委員会のガイドライン」の改訂の結果として、MSC 92が委員会のガイドラインの修正案を記載する文書を作成するよう事務局に要請することを委員会は想起した。

17.7 委員会は、処置を講ずる前に委員会のガイドラインの改訂案の関連文書のMSC 93の検討を待つことにMEPC 66が同意したことを委員会はさらに想起した。

17.8 委員会は、FAL 38及び事務局によって示唆された修正案、A 28による「IMOの戦略計画（Strategic Plan）及び高レベル行動計画の適用に関するガイドライン」（決議A.1062（28））の採択から生じる変更、及びMSC 93によって同意されたガイドラインの6.4項の修正案を含め、MSC 93によって承認された委員会の改訂ガイドラインに関する文書MEPC 67/17/1（事務局）に示された情報を検討した。委員会は、ガイドラインの5.20項の分派グループの設立に対する満場一致の合意という考え方のMSC 93の決定を特に銘記した。また、修正規定案はMSC 95及びそれ以後のすべての小委員会の会合への提出（MSC 93/22の19.1項～19.6項及び付録26）に適用できることを銘記した。

17.9 委員会は、「海上安全委員会と海洋環境保護委員会及びそれらの補助団体の作業組織及び方法に関するガイドライン」に関するMSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.3を承認するとともに、特定され得る編集上の変更に影響を与えるよう事務局に要請した。

## **18 2015年の正副議長の選任**

18.1 委員会は、会議規則の規則17に従って、2015年の議長としてアルセニオ・ドミニゲス (Arsenio Dominguez) 氏 (パナマ) を、同じく2015年の副議長としてナオミ・パーカー (Naomi Parker) 氏 (ニュージーランド) を再任した。

## **19 その他の業務**

19.1 委員会は、時間的制約により、本議題の検討をMEPC 68に延期することに同意した。

## **20 IMOの他の機関に要請された処置**

20.1 評議会は、第113回会合において以下を実行するよう要請されている。

- .1 PPR 小委員会を計画提案 7.1.2.1 「有害物質インベントリに関するガイドライン改訂版」のための関連機関として追加するという委員会の決定を承認するとともに、目標完成年を 2015 年に延期すること (3.5 項)
- .2 委員会が 2014 年第 3 回 IMO GHG 調査を承認して、当該調査を公表し普及するよう事務局に要請することを銘記すること (6.5 項)
- .3 目標完成日が 2015 年である「MARPOL 附属書 V の廃物記録簿の様式の修正」に対する新たな項目は、2015 年を目標完成年として MEPC 68 の議題に追加されたことを銘記すること (7.15 項)
- .4 委員会のガイドラインに従って、能力強化の意義の評価を通常の項目として議題に追加したことを銘記すること (7.23 項)
- .5 委員会が MARPOL 附属書 I、III 及び VI の修正案を採択したことを銘記すること (7.26 項～7.31 項)
- .6 委員会が締約国の監査で繰り返される結果の 5 つの主要領域、及び強制力のある IMO 規則、及び監査基準の有効な実施と執行における欠陥の理由を示すそれらの根本原因を銘記したことを銘記すること (12.19 項及び 12.20 項)
- .7 2014 年～2015 年の 2 年間の予定計画案の状況に関する報告書を銘記すること (16.11 項及び付録 17)
- .8 委員会が MSC 94 の同時決定を条件として、事務局長の関連予算案を含むために、2016 年～2017 年の 2 年間の MSC と MEPC 及び下部組織の会合週間計画

書を承認したことを銘記すること（16.14 項）

- .9 2016 年 9 月または 10 月に ESPH 作業グループの会合間の会議を開催することを承認すること（16.19 項）

20.2 海上安全委員会は、第94回会合において以下を実行するよう要請されている。

- .1 燃料油品質の問題に関する委員会の協議の成果、特に担当グループの設立を銘記し、MSC 94 に提出した関連文書を検討のため当該グループに送付すること（4.24 項～4.30 項及び 4.68 項）
- .2 「悪条件で船舶の操縦性を維持する最小推進力の決定に関する 2013 年暫定ガイドライン」（決議 MEPC.232 (65)）に関する委員会の協議の成果、特に決議 MEPC.255 (67) によるガイドラインの修正案の採択を銘記すること（4.51 項と 4.52 項、4.76 項～4.79 項、及び付録 6）
- .3 MEPC 68 での採択を目的として、極海で運航する船舶に対する強制力のあるコードの策定に関する協議の成果、特に極海で運航する船舶に対する国際コード案の序文、導入部及び II 部、並びに MARPOL 附属書 I、II、IV 及び V に関する修正案の承認を銘記し（セクション 9 及び付録 10 と 11）、さらにこれに関連して、以下を実行すること
  - .1 委員会が同意した「極海コード」、「極海」及び「北極海」の改訂定義に同意すること（9.26 項）
  - .2 極海コード案の序文及び導入部と図 2 の文に関して取られた決定を検討し、適切な場合は処置を講じること（9.36 項～9.39 項）
  - .3 MEPC 68 では、手引書及び記録簿の証明書及び改訂版の再発行に関する極海コード作業グループの関連の勧告をまとめたガイダンス案（MEPC 67/WP.14 の 13 項、16 項、32 項、33 項及び 34 項）を検討することに同意することを銘記すること（9.43 項）
- .4 III 1 によって策定された、「ISM コードに基づく外国船舶監督官に関するガイドライン」についての MSC-MEPC.4 Circular 案は、承認前に IACS によって表明された見解を考慮して、コメントに関する HTW 小委員会に付託する必要があることに同時に同意すること（12.18 項）
- .5 「繊維強化プラスチック（FRP）船の起工日に関する統一解釈」に関する MSC-MEPC.5/Circ.9 を同時に承認すること（12.23 項）
- .6 A 29 に総会決議案の採択を直接要求する問題に関する作業の成果を報告する権限を III 小委員会に同時に付与すること（12.24 項）

- .7 IUU 漁業及び関連問題に関する FAO/IMO 合同アドホック作業グループの第 3 回会合に関しては、同時に以下を実行すること (12.28 項)
- .1 2015 年中に IMO 本部で会合を開くことを承認すること (12.28.1 項及び 12.28.3 項)
  - .2 12.28.2 項に記載した各国が当該会合で IMO の代表を務めることに同意すること
  - .3 文書 FSI 20/15 に基づき、かつ、さらに文書 MEPC 67/12/5 でなされた提案を考慮して、当該会合の暫定議題を承認すること (12.28.4 項)
- .8 委員会は一般に、III 1 の報告書 (III 1/18) を承認したことを銘記すること (12.29 項)
- .9 委員会が PPR 小委員会の 2 年間状況報告書及び PPR 2 の改訂された暫定議題を承認したことを銘記すること (16.6 項及び付録 13)
- .10 CCC 1 が提案したとおり「IGF コードの修正及び低引火点燃料ガイドラインの策定」に対する計画提案 5.2.1.2 の説明の変更、及び当該計画提案の目標完成日を 2016 年に延長することに委員会が同意したことを銘記すること (16.7 項)
- .11 CCC 小委員会の 2 年間状況報告書と CCC 2 の暫定議題を同時に承認すること (16.8 項及び付録 14)
- .12 III 小委員会の 2 年間状況報告書に関して、同時に以下を実行することに同意すること
- .1 達成のために必要とされた 2 回の会合によって、小委員会の 2 年間議題に「海上遭難者の安全保護措置」に関する計画提案 5.1.2.2 を残すこと (16.9.1 項)
  - .2 現在の計画提案 1.1.1.1 は範囲が広すぎたので、III 2 では IUU 漁業問題に取り組むため適切な計画提案が割り当てられるよう III 1 の勧告に関しては、委員会は既存の計画提案 1.1.1.1 に基づく会合の成果を検討することができたので、関連の新しい計画提案を設ける必要がないこと (16.9.2 項)
- .13 III 小委員会の 2 年間状況報告書及び III 2 の暫定議題を同時に承認すること (16.10 項及び付録 15)
- .14 委員会が環境問題に関係した HTW、NCSR、SDC 及び SSE の各小委員会の 2 年間議題を承認したことを銘記すること (16.11 項及び付録 16)

- .15 事務総長関連の予算案を含め、2016年～2017年の2年間につき MSC と MEPC、及びそれらの補助団体のための会合週間の計画を同時に承認すること（16.14 項）
- .16 委員会が 2016 年 9 月または 10 月に ESPH 作業グループの会合間の会議を開催することを承認するよう C 113 に要請したことを銘記すること（16.19 項）
- .17 委員会が、IMODOCS に強制力のある IMO 規則の修正案を含む文書の強調に関して、事務局が講じた処置に同意したことを銘記すること（17.5 項）
- .18 委員会が「海上安全委員会と海洋環境保護委員会及びそれらの下部組織の作業組織及び方法に関するガイドライン」に関する MSC-MEPC.1/Circ.4/Rev.3 を同時に承認したことを銘記すること（17.9 項）

20.3 技術協力委員会は、第65回会合において以下を実行するよう要請されている。

- .1 船舶技術移転の円滑化に関するアドホック専門家作業グループ（AHEWG-TT）によってなされた進捗度を銘記すること（4.62 項～4.65 項）
- .2 監査で繰り返される結果の主要領域を十分に対象とするかどうかを確定すること、及び／またはそれらの領域での強制力のある IMO 規則と監査基準の要件の実施と執行において、締約国へのより具体的な支持を提供する新技術支援プログラムを策定することを目的として、現在の技術支援活動を審議すること（12.21 項）
- .3 ITCP によるだけでなく、外部資金を受けた主要プロジェクトにより、2014 年 1 月 1 日～6 月 30 日に実施された、海洋環境の保護に関する IMO の技術協力（TC）活動について提供された情報を委員会が銘記するとともに、IMO の TC 活動の支援を継続し、可能な場合には増大させるよう締約国政府及び国際機関に要請したことを銘記すること（セクション 15）
- .4 委員会が承認した 2016 年～2017 年の 2 年間を対象とする ITCP に含まれる海洋環境の保護に関する 4 つの主題上の優先事項を銘記するとともに、適切な場合は処置を講じること（15.3 項）

20.4 簡易化委員会（Facilitation Committee、FAL）はその第40回会合において、FAL 39 によって「電子証明書の使用に関するガイドライン」（FAL.5/Circ.39/Rev.1）の承認について通知された上で、MEPC 68への報告のため、電子証明書の使用に関する FAL 39 の協議の成果、及び当該ガイドラインの承認（13.4 項及び 13.5 項）について、MARPOLに基づく電子記録簿の使用に関する通信連絡グループに通知するよう事務局に要請する事を銘記する事を委員会から要請されている。



### III むすび



## む　す　び

近年、IMO（国際海事機関）で審議が行われている新条約・規則の策定や既存規則の改正作業等、海洋汚染防止に係る国際的動向はめまぐるしく変化している。

「船舶のバラスト水及び沈殿物の管制及び管理に関する国際条約」は、2004年2月に採択され、30カ国以上が批准し、その合計船腹量が世界全体の船腹量の35%となった日の1年後に発効することとされている。現在の批准状況は、2015年1月現在で、批准国数43カ国、世界の合計商船船腹量32.54%となっており、条約発効が間近に迫ってきている。今年度開催されたMEPC67及びPPR2の両会合において、IMO事務局長より未批准の国へ批准が要請されたところである。

その他、極海コード、温室効果ガス、エネルギー効率設計指標、燃料油硫黄分規制、シップリサイクル等、MEPC及びPPRの場において種々の審議が実施されている。

このような状況下、IMOでの審議は今後さらに加速され、かつ、多岐にわたることが容易に予想され、それに伴い本事業の重要性が増すものと思料される。



## IV 参 考



平成 26 年 4 月 7 日  
 総合政策局 海洋政策課  
 海事局 海洋・環境政策課

### 国際海事機関（IMO）第 66 回海洋環境保護委員会(MEPC66)の開催結果

- ・船舶からの窒素酸化物（NOx）排出規制の強化時期に関し、2016年1月1日から実施することを決定。
- ・船舶からの温室効果ガス（GHG）排出削減に関し、就航既存船を含む船舶の更なるエネルギー効率改善を目指し、船舶の実燃費データを収集・報告する燃費報告制度について本格的に審議を開始し、本制度の検討を進めていくことに合意。
- ・2015年9月から新造船のエネルギー効率設計指標（EEDI）規制の適用を自動車運搬船、RORO 旅客船、RORO 貨物船、クルーズ船に拡大することが決定。
- ・LNG 運搬船や冷凍運搬船の EEDI の計算方法に関し、日本提案を採用することに合意。
- ・国内メーカー開発のバラスト水処理装置（BWMS）が IMO の承認を取得。
- ・極海コードの審議が、次回 MEPC67 での最終化に向けて前進。

IMO 第 66 回海洋環境保護委員会 (MEPC66) が 3 月 31 日から 4 月 4 日まで IMO 本部（ロンドン）で開催され、日本からは国土交通省、外務省、環境省、（独）海上技術安全研究所、（一財）日本船舶技術研究協会等からなる代表団が出席しました。

主な審議事項の背景・経緯及び審議結果は以下の通りです。

#### 1. 船舶からの窒素酸化物（NOx）削減対策

##### (1) 背景・経緯

MARPOL 条約附属書 VI において、船舶からの窒素酸化物（NOx）排出削減の段階的導入が規定されており、3 次規制の導入について審議されています。

昨年 5 月に行われた MEPC65 では、日米欧等の 14 か国が、3 次規制の開始時期に関し当初予定どおり 2016 年を維持すべき旨を主張しましたが、開始時期を少なくとも 5 年延期すべきことを旨としたロシア提案が多くの国から支持を集め、3 次規制開始時期を 5 年延期して 2021 年とする条約改正案が承認(approve)され、条約改正の最終決定となる採択(adopt)の審議が、今次会合で行われることとなっていました。

我が国は、米国・カナダ・ドイツ・デンマークとともに当初予定の 2016 年からの規制導入維持（ただし、24m 以上の大型ヨットは 2021 年からの適用）を求める共同提案を提出していました。

##### (2) 審議結果

今次会合では、日本等の共同提案が圧倒的多数の支持を受けました。その上で、全会一致による採択を望む声が多くあり、条約締約国による交渉の結果、①既に

指定されている北米及び米国カリブ海の排出規制海域（ECA）では 2016 年 1 月 1 日以後に建造される船舶からの適用、②将来設定される ECA ではその設定日以後の指定する日以後に建造される船舶からの適用、③24m 以上の大型ヨットについては 2021 年まで適用猶予とする改正案が全会一致で採択されました。

## 2. 船舶の温室効果ガス（GHG）削減対策

### （1）燃費報告制度

#### ①背景・経緯

国際海運から排出されるGHGの削減に経済的インセンティブを与えるための燃料油課金や排出権取引等の経済的手法（MBM）については、MEPC57（2008年3月）以降、我が国を含む各国から様々な案が提案されましたが、審議は停滞しています。一方、日米欧等の先進国は、既存船を含む船舶の更なるエネルギー効率改善を目指し、船舶の実燃費データを収集・報告する「燃費報告制度」導入の検討を前回MEPC65に提案し、今次会合から本格的に審議を開始することが合意されていました。

#### ②審議結果

今次会合では、日米欧等の共同提案に基づき、本制度構築に係る具体的な議論が開始されました。具体的には、報告する対象船舶、報告すべき項目、旗国の果たすべき役割などの本制度構築の上で検討すべき要素や、実燃費を評価する際の指標等について議論されました。途上国の一歩から拙速な議論を避けるべきとの意見がありましたが、本制度を更に検討していくことに多くの支持が集まり、会期間通信会合（CG）を設置して、今後詳細な検討を進めていくことに合意しました。

### （2）エネルギー効率設計指標（EEDI）

#### ①背景・経緯

MEPC62（2011 年 7 月）で、エネルギー効率設計指標（EEDI）及びエネルギー効率管理計画(SEEMP)を義務化する MARPOL 条約附属書 VI 改正案が採択され、2013 年 1 月 1 日から発効しています。現在は、EEDI 規制対象船種の拡大、それに対応するためのガイドラインの改正が行われています。

#### ②審議結果

##### （ア）EEDI規制対象船種拡大の条約改正案の採択

LNG運搬船のうち特殊な推進方式（電気推進システム及び蒸気タービン）を採用しているもの、自動車運搬船、RORO旅客船、RORO貨物船及びクルーズ船は、現在、EEDI規制の対象外とされていますが、2015年9月1日以降はこれらにも同規制を適用するためのMARPOL条約附属書VIの改正案が採択されました。

##### （イ）特殊な推進方式を採用しているLNG運搬船にEEDI規制を適用するためのガイドライン改正

特殊な推進方式を採用しているLNG運搬船のEEDI値の具体的計算方法についてほぼ日本の提案どおり合意されました。その合意を取り入れたEEDI計算ガイドラインの改正は今次会合で最終化・採択されました。

##### （ウ）氷海域を航行する冷凍運搬船のEEDI計算に用いる補正係数を設定するためのガイドライン改正

氷海域を航行する船舶に対しては、当該海域以外の海域のみを航行する船舶に比して、鋼板重量や推進力の増加が必要なため、タンカーやバルクキャリア等特定の船種

について係数が設定されています。しかしながら、冷凍運搬船にはその補正係数が設定されていませんでした。今次会合では、日本が提案した補正係数の案が多くの国の支持を得て、今次会合で最終化・採択されたEEDI計算ガイドラインの改正に採り入れられました。

#### (エ) 最低出力ガイドライン

EEDI 規制では、燃費規制値を満足しつつ、荒天下における操船性を維持するための船舶機関の最低出力を確保することが求められており、現在の Phase0 期間（2013年1月1日～2014年12月31日）においては、20,000DWT 以上のタンカー等に「暫定最低出力ガイドライン」が適用されています。今次会合では、Phase1 期間（2015年1月1日～2019年12月31日）中 20,000DWT 未満のタンカー等への「暫定最低出力ガイドライン」の適用について審議され、当該ガイドラインをそのまま適用した場合に不合理が生じる懸念があること、及び代替のガイドラインを検討中であることから、Phase1 期間は引き続きこれらの小型船を適用対象外とするというオランダの提案が、日本を含む多数の国から支持を集め合意されました。

### (3) 技術移転・協力

#### ①背景・経緯

前回 MEPC65 で、MARPOL 条約附属書 VI に基づく燃費規制の実施に関する技術協力・移転を促進するための決議が採択されたことを受け、今次会合において技術移転の促進のための特別作業部会の設置が提案されていました。

#### ②審議結果

この提案を受け、今次会合では本特別作業部会が設置され、技術移転・協力のための具体的な活動（調査、会合等）及びスケジュールを定めた作業計画を作成し、MEPC69（2016年春）までに委員会にその成果を報告することに合意されました。

## 3. 船舶バラスト水規制管理条約関係

#### (1) 背景・経緯

船舶のバラスト水による生物移動に伴う海洋環境への悪影響を防止するため、2004年2月にIMOにおいて「船舶バラスト水規制管理条約」が採択されました。同条約では、バラスト水中のプランクトン及び菌を殺滅するために活性物質（化学薬品等）を使用するBWMSにあっては、海洋環境に影響を与えないことを確認するため、IMOにおいて、「基本承認」（実験室レベルで海洋環境に影響がないことを確認）と「最終承認」（実船スケールで海洋環境に影響がないことを確認）の二段階の承認を取得することが要求されています。

#### (2) 審議結果

活性物質を使用するBWMSの承認について、今次会合では4件に対して基本承認が、2件に対して最終承認が付与されました。承認を与えられたシステムは以下のとおりです。

|      | 承認を与えられた BWMS                                | 申請国 |
|------|--|-----|
| 基本承認 | ATPS-BLUEsys Ballast Water Management System | 日本  |
|      | Ecomarine-EC Ballast Water Management System | 日本  |

|      |   |      |
|------|---|------|
|      | KURITA™ Ballast Water Management System                             | 日本   |
|      | ECOLCELL BTs Ballast Water Management System                        | イタリア |
| 最終承認 | Ballast Water Management System with PERACLEAN® Ocean (SKY-SYSTEM®) | 日本   |
|      | Evonik Ballast Water Treatment System with PERACLEAN® Ocean         | ドイツ  |

## 4. 極海コードの策定

### (1) 背景・経緯

極海域における船舶の一層の安全・環境対策を講じるため、SOLAS条約及びMARPOL条約に上乗せして課すべき義務的要件を規定した極海コードの作成が、設計・建造小委員会（SDC）において行われています。

### (2) 審議結果

今次会合では、コード案のうち環境要件（Part II）及びMARPOL条約各附属書における極海コード義務化の方法に係る審議が進展しました。今後、詳細な規定を審議するため会期間通信会合（CG）を設置し、本年10月のMEPC67での最終化に向けて引き続き審議を行っていくこととなりました。

## 5. 船舶からの硫黄酸化物（SOx）削減対策

### (1) 背景・経緯

MARPOL条約附属書VI第14規則において、船舶の燃料油中の硫黄分濃度を規制することで、船舶から排出されるSOx排出抑制が図られています。現行、一般海域で使用する船舶燃料油の硫黄分濃度は3.5質量%以下とすることが義務付けられていますが、この規制を段階的に強化し、2020年には0.5質量%以下とすることが同規則で規定されています。一方、2020年において強化された規制に適合する燃料油が十分に供給されるかについて、2018年までにレビューを行い、その結果によっては規制強化時期を2020年から2025年に延期することとされています。

### (2) 審議結果

今次会合では、レビューの開始時期に係る審議が行われました。その結果、レビューの方法等について会期間通信会合（CG）を設置して関心国で審議を行い、MEPC68（2015年5月開催予定）に報告することが合意されました。

## 6. その他（MARPOL条約附属書改正等）

その他、今次会合では次の条約改正案及びガイドラインが採択されました。

- ①IMO条約類の実施に係る加盟国監査の義務化に伴うMARPOL条約各附属書の改正
- ②タンカーに対する復原性計算機の備え付け義務に関するMARPOL条約附属書Iの改正

- ③NOx 1次規制に適合するためのエンジンの改造に係るガイドライン
- ④水中騒音低減ガイドライン

以上

<問合せ先>

代表 03-5253-8111

総合政策局 海洋政策課 海洋政策専門官 北林（3、4、5関係）

内線 24362 直通:03-5253-8266 FAX: 03-5253-1549

海事局 海洋・環境政策課 環境専門官 斎藤、環境政策推進官 松本（全般）

内線 43921、43922 直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644

平成 26 年 10 月 20 日  
総合政策局 海洋政策課  
海事局 海洋・環境政策課

## 国際海事機関（IMO）第 67 回海洋環境保護委員会(MEPC67)の開催結果

### 【主要事項】

- ・我が国が船舶バラスト水規制管理条約を締結し、条約発効要件充足に向けて前進。また、同条約に係る PSC ガイドラインを採択。さらに、処理設備の稼働状況や試験方法等に係る諸課題について調査を実施すること等を決定。
- ・国際海運からの温室効果ガス（GHG）排出状況および将来予測に関する IMO 報告書を承認。
- ・船舶のエネルギー効率設計指標（EEDI）の段階的強化に関するレビューを我が国主導で行うことを決定。また、燃費報告制度の枠組み構築に関する審議が進展。
- ・極海コードの環境要件関係部分を最終化。

IMO 第 67 回海洋環境保護委員会(MEPC67)が 10 月 13 日から 17 日まで IMO 本部（ロンドン）で開催され、日本からは国土交通省、外務省、環境省、（独）海上技術安全研究所、（一財）日本船舶技術研究協会等からなる代表団が出席しました。

主な審議事項の背景・経緯及び審議結果は以下の通りです。

### 1. 船舶バラスト水規制管理条約関係

船舶のバラスト水による生物移動に伴う海洋環境への悪影響を防止するため、2004 年 2 月に IMO において「船舶バラスト水規制管理条約」（以下、「条約」）が採択されています。

#### （1）我が国等の条約締結

我が国は、MEPC67 に先立つ 10 日（金）に、条約への加入書を関水康司 IMO 事務局長に寄託し、42 番目の締約国となりました。

会合の冒頭、我が国より、条約の早期発効に向け、未締約国に対し速やかに条約を締結するよう促す声明を発出しました。

また、14 日（火）にトルコが条約への加入書を寄託しました。この結果、条約締約国数は 43 か国、締約国の商船船腹量は世界の 32.54%に達し、条約の発効要件（締約国数 30 か国、締約国の商船船腹量 35%）充足に向け大きく前進しました。

#### （2）活性物質を使用するバラスト水処理設備の承認

##### ①背景・経緯

条約では、バラスト水中のプランクトン及び菌を殺滅するために活性物質（化学薬品等）を使用するバラスト水処理設備にあっては、海洋環境に影響を与えないことを確認するため、IMO において、「基本承認」（実験室レベルで海洋環境に影響がない

ことを確認）と「最終承認」（実船スケールで海洋環境に影響がないことを確認）の二段階の承認を取得することが要求されています。

## ②審議結果

活性物質を使用するバラスト水処理設備について、今次会合では1件に対して基本承認が、3件に対して最終承認が付与されました。承認が与えられた処理設備は以下のとおりです。

|      | 承認が与えられたバラスト水処理設備                           | 申請国    |
|------|---|--------|
| 基本承認 | ElysisGuard ballast water management system | シンガポール |
| 最終承認 | KURITA™ Ballast Water Management System     | 日本     |
|      | MARINOMATE™ Ballast Water Management System | 韓国     |
|      | BlueZone™ Ballast Water Management System   | 韓国     |

## （3）PSC ガイドライン

### ①背景・経緯

条約では、寄港国は、入港してきた外国籍船舶に対して、寄港国検査（PSC）により、条約への適合を確認できることが規定されています。

### ②審議結果

今次会合において、PSCを四段階（証書等の確認→処理設備等の確認→バラスト水の簡易分析→バラスト水の詳細分析）にて実施すること等を定めたPSCガイドラインが採択されました。

## （4）条約の早期発効に向けた措置

### ①背景・経緯

前回会合（MEPC 66）において、国際海運団体から、バラスト水処理設備の試験方法の強化等が提案され、IMOにおいて、処理設備の稼働状況や試験方法等に係る諸課題について調査することが合意され、具体的な調査内容について MEPC67 において審議することとなっていました。

### ②審議結果

今次会合において、具体的な調査項目（船舶に搭載された処理設備が実運用において基準値を満足しない事例があるか等）及び調査スケジュール（MEPC68において中間報告、MEPC69において最終報告）が決定しました。

一方、国際海運団体から、再度、処理設備の試験方法の強化等が提案されたことを受け、

- （イ）処理設備の試験方法に係るガイドラインのレビューを開始すること
- （ロ）上記レビューの結果、ガイドラインを改正することとなった場合、改正前のガイドラインに基づき承認された処理設備を搭載した船舶は、不利益を被るべきではないこと

等の内容を盛り込んだ決議が採択されました。

## 2. 船舶の温室効果ガス（GHG）排出削減対策

### （1）GHG スタディ

## ①背景・経緯

MEPC64において、IMOが2009年に実施した国際海運からの二酸化炭素排出調査（第2次IMO GHGスタディ）の更新が合意され、その作業が2013年から進められていました。

## ②審議結果

今次会合では、第3次IMO GHG スタディに係る報告書が IMO 事務局から提出されました。報告書によれば、2012年時点の国際海運からの二酸化炭素排出量は8億トンで、世界全体の排出量に対して国際海運の占める割合は2.2%となっており、2050年の排出量の予測は、更なる対策を講じない場合には、12億トンから28億トンの間で推移するとされています。

審議の結果、委員会は、この報告書を承認し、刊行されることとなりました。

### (参考) 国際海運からの二酸化炭素排出量

|                 | 直近                          | 2050年               |
|-----------------|-----------------------------|---------------------|
| 前回調査<br>(2009年) | 2007年：8.7億トン<br>(世界全体の2.7%) | 16億トン<br>(13～19億トン) |
| 今回調査<br>(2014年) | 2012年：8.0億トン<br>(世界全体の2.2%) | 12～28億トン            |

## (2) 燃費報告制度

### ①背景・経緯

国際海運から排出されるGHGの削減に経済的インセンティブを与えるための燃料油課金や排出権取引等の経済的手法(MBM)については、MEPC57(2008年3月)以降、我が国を含む各国から様々な案が提案されましたが、審議は停滞しています。

一方、日米欧等の先進国の主導で、既存船を含む船舶の更なるエネルギー効率改善を目指し、船舶の実燃費データを収集・報告する「燃費報告制度」導入について、前回MEPC66から本格的に審議が開始されました。

### ②審議結果

今次会合では、前回MEPC66で設置された会期間通信会合(コレスポンデンスグループ)での審議結果をもとに審議が行われ、船舶が報告すべきデータの種類や旗国の役割などを記載した燃費報告制度の枠組み概要に関する文書を作成しました。また、会期間通信会合を再設置することが合意され、さらに検討を深めていくことになりました。

## (3) エネルギー効率設計指標(EEDI)

エネルギー効率設計指標(EEDI)及びエネルギー効率管理計画(SEEMP)を義務化するMARPOL条約附属書VI改正が、2013年1月1日から発効しています。

### (ア) EEDIレビュー

#### ①背景・経緯

EEDI規制値については、今後4段階(フェーズ0～3)で強化することとされており、EEDI規制値のフェーズ2(20%削減)以降の実施に際しては、省エネ技術の開発状況をレビューした上で、これらを行うこととされています。

#### ②審議結果

今次会合では、我が国が欧米主要国と共同で提出した、レビューの開始の提案（具体的な検討事項、スケジュール等）がほぼ提案の通り合意されました。

EEDI規制値は、我が国の造船・船用工業の世界トップレベルの優れた省エネ技術をベースに合意されたものであり、適確な実施が我が国海事産業の国際競争力強化に資するものと考えています。このため、我が国としては、EEDIレビューを積極的に主導していきたいと考えています。

#### （イ）最低出力ガイドライン

##### ①背景・経緯

EEDI規制が適用される船舶が荒天条件下において一定の保針性能を保つために必要な推進力を有しているか否かを判定するガイドラインとして、フェーズ0期間（2013年1月1日～2014年12月31日）に適用される「暫定最低出力ガイドライン」がMEPC65で採択されています。

##### ②審議結果

今次会合では、ギリシャから、「暫定最低出力ガイドライン」の荒天条件の設定等が緩いとして、その強化を主張する提案が提出されました。これに対し、我が国等から、荒天条件等のみの部分的見直しではなく、全体見直しを行った上で新ガイドラインを検討すべきこと、その検討はフェーズ1期間（2015年1月1日～2019年12月31日）の開始までに終えることが困難であることから、フェーズ1期間は「暫定最低出力ガイドライン」を引き続き適用することを提案していたところ、提案のとおり合意されました。一方、MEPC68において、ギリシャ提案を再検討することになりました。

#### （ウ）海上試運転の実施・解析法

##### ①背景・経緯

EEDI規制では、海上試運転において、EEDIを最終的に確定することが求められており、EEDI検査・認証ガイドラインにおいて海上試運転の解析法等について記載されています。この解析法を巡り、我が国の造船所が従来実施していたISO 15016（2002年版）ではなく、国際試験水槽会議（ITTC）が2012年に策定した手法を用いるべきとの意見が出てきました。これを踏まえ、現在ISOにおいて、ISO 15016の改正作業が日本主導で行われています。

##### ②審議結果

今次会合では、現在改正作業中のISO15016が発行され次第、海上試運転の実施・解析法として使えるよう、EEDI検査・認証ガイドラインが改正されました。

### 3. 極海コードの策定

#### （1）背景・経緯

極海域における船舶の一層の安全・環境対策を講じるため、海上人命安全条約（SOLAS条約）及びMARPOL条約に上乗せして課すべき義務的要件を規定した極海コードの作成が行われています。極海コードは安全要件（Part I）及び環境要件（Part II）で構成されており、MEPCではPart IIの審議が行われています。

#### （2）審議結果

今次会合では、極海コードPart II及び同コードを義務化するためのMARPOL条約各附属書の改正案を最終化しました。今後は、来年5月に開催予定のMEPC68での採択が見込まれ、MSC（海上安全委員会）で審議されているPart Iと合わせ、2017

年1月の発効を目指して詰めの作業を行っていくこととなります。

なお、現時点の極海コード Part II の構成及び主な内容は以下のとおりです。

| 極海コードの構成          | 対応する MARPOL 条約附属書  | 主な内容                            |
|-------------------|--|---------------------------------|
| Part II-A<br>(義務) | 第1章<br>油   | 附属書 I<br>極海域における油の排出を原則禁止       |
|                   | 第2章<br>有害液体物質  | 附属書 II<br>極海域における有害液体物質の排出を原則禁止 |
|                   | 第3章<br>容器収納有害物質  | 附属書 III<br>空白（上乗せ規制なし）          |
|                   | 第4章<br>汚水  | 附属書 IV<br>極海域における汚水の排出許容条件厳格化   |
|                   | 第5章<br>廃物  | 附属書 V<br>極海域における廃物の排出許容条件厳格化    |
| Part II-B<br>(勧告) | ・Part II-A 各章に関する追加の勧告（生分解性潤滑油の使用等）<br>・バラスト水管理、船体への生物付着抑制措置等、MARPOL 条約でカバーしていない海洋環境保護に関する勧告 |                                 |

#### 4. 船舶燃料油の品質

##### （1）背景・経緯

MARPOL条約附属書VIにおいて、船舶で使用する燃料油の品質（硫黄分濃度制限、無機酸含有禁止等）が規定されています。規制に適合しない燃料油の使用は、環境への影響のみならず、エンジントラブル等安全な航行にも影響を及ぼしうることから、規制に適合した燃料油の船舶への供給が確実に行われるための方策について審議が行われています。

##### （2）審議結果

今次会合では、船舶に供給される燃料油の規制適合を確実にするための方策を定めたガイダンス作成、及び現行の MARPOL 条約の関係規定の妥当性検討のため、会期間通信会合（コレスポンデンスグループ）を設置し、次回 MEPC68 に向けて検討を進めていくことになりました。

#### 5. シッカリサイクル

##### （1）背景・経緯

2009年5月に「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」（仮称、未発効）が採択され、その後、MEPCにおいてはシッカリサイクル条約に付随する6つのガイドラインが採択されました。

これらのガイドラインのうち「有害物質インベントリ作成ガイドライン」において定められている有害物質インベントリに記載すべき物質に係る閾値及び適用除外について検討が行われています。

## (2) 審議結果

今次会合では、会議時間の制約により、全ての文書が MEPC 下部の PPR 小委員会（汚染防止・対応小委員会）に送られ、来年 1 月に予定されている PPR2 において有害物質インベントリ作成ガイドライン改正案の最終化に向けた審議が行われることになりました。

以上

### <問合せ先>

代表 03-5253-8111

総合政策局 海洋政策課 海洋政策渉外官 北林（3、4 関係）

内線 24362 直通:03-5253-8266 FAX: 03-5253-1549 (10 月 20 日)

内線 43922 直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644 (10 月 21 日以降)

海事局 海洋・環境政策課 環境渉外室長 斎藤（全般） 内線 43921

専門官 深石（1、3、5 関係） 内線 43923

係長 山根（2 関係） 内線 43926

直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644



公益社団法人日本海難防止協会

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1丁目1番3号  
磯村ビル6階

TEL 03 (3502) 3543  
FAX 03 (3581) 6136

Supported by  日本 THE NIPPON  
財團 FOUNDATION